

泉屋叢考

正徳・享保の新銀鑄造と銀銅吹分け

第貳拾貳輯

# 泉屋叢考

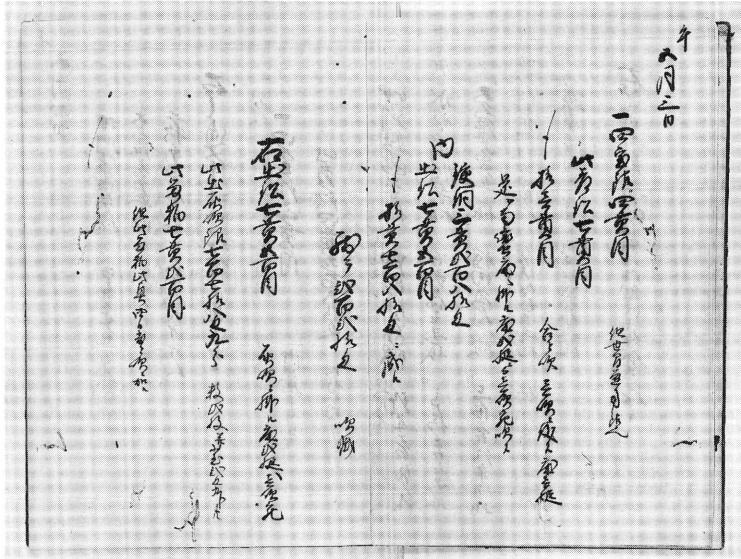
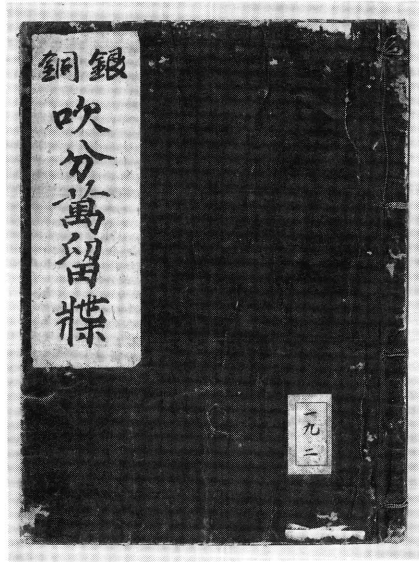
第貳拾貳輯

---

三五 正徳・享保の新銀鑄造と銀銅吹分け

付録 正徳・享保の銀銅吹分け関係資料

正徳・享保の新銀鑄造と銀銅吹分け



銀銅吹分萬留牒 縱 25.5 cm 橫 18.5 cm





正徳・享保の新銀鑄造と銀銅吹分け

目次

一	六品の銀鑄造と流通	一
(一)	銀貨の品位と鑄造高・引替高	一
(二)	正徳の改鑄	六
(三)	享保期の新旧貨引替えと貨幣相場	三
二	江戸吹分所の銀銅吹分け	三
(一)	江戸吹分所の開設	三
(二)	正徳四・五年の吹分け	三
(三)	吹分けの停止と鉸銅	四

三 京都吹分所の銀銅吹分け…………… 四〇

(一) 京都吹分所の開設…………… 四〇

(二) 正徳四・五年の吹分け…………… 四一

(三) 享保元〜三年の吹分け…………… 四二

(四) 吹分けの停止と吹分銀・鉸銅…………… 四三

四 大坂吹分所の銀銅吹分け…………… 四三

(一) 銅吹屋仲間の吹分け御用請負…………… 四三

(二) 大坂吹分所の開設と享保三〜五年の吹分け…………… 四四

(三) 享保六・七年の吹分けと鉸銅…………… 四六

(四) 吹分銀の銀座納入…………… 四八



## 一 六品の銀鑄造と流通

### (一) 銀貨の品位と鑄造高・引替高

元禄八年（二六九五）八月、幕府は金銀貨の改鑄を触れ出し、九月品位を落した金銀貨を鑄造發行し、これまでの金銀貨と併用しあるいはその引替えを指示した。この元禄金銀貨發行の動機とその背景をなした歴史的事情については、かつていささか所見を述べたこともある。<sup>①</sup>

元禄金銀改鑄の後も、銀貨払底という理由などで宝永銀を鑄造し、さらに六代家宣の代に入つて永字銀・三宝銀・四宝銀と次々に品位を落した悪質の銀を發行した。

元禄銀以下、宝永・正徳年間鑄造の五品の銀と、正徳・享保の新銀について、規定の品位と、造幣局にて多年実験した結果の「多数実験による品位」を甲賀宜政調査徳川氏貨幣一覽表によつて表示する（第1表）。なお、この表には鑄造年と鑄造高をも記し、これについてはなお将来厳密なる再吟味を必要とするとも、また鑄造高に異説あれども今主として「貨幣条例備考」によると

第1表 六品銀貨譜

種類	規定品位 <sup>1000</sup> 分中		多数実験に <sup>1000</sup> よる品位 <sup>分中</sup>		铸造年限
	銀	銅	金	銀	
元禄銀	640	360	1.4	646	元禄8年9月～宝永3年5月
宝永銀	500	500	1.2	507	宝永3年6月～同7年2月
永中銀	400	600	0.8	416	宝永6年12月～同7年3月
三宝銀	320	680	0.8	326.5	宝永7年4月～正徳元年7月
四宝銀	200	800	0.2	204	正徳元年8月～同2年9月
新銀	800	200	1.7	796.5	正徳4年8月～享保21年4月

出典)『造幣局沿革誌』、塚本豊次郎『日本貨幣史』

正徳・享保の新銀鑄造と銀銅吹分け

も註記している。ただし本表の鑄造年限は、「三貨図彙」巻十九の旧記云として掲げた記載と、住友家文書の「銅吹屋仲間由緒書」の銀位付有高之覚によって記した。規定品位の銀は、上銀・正銀・上灰吹銀などと諸記録にみえるが、後になお考述しよう。また差銅は元禄以後の住友その他の銅吹屋関係の記録に、玉銅と称する精銅を銀座へ納めたことがみえるが、これが使用された。

元禄銀以下五品の銀の鑄造高は、「月堂見聞集」享保七年(一七二二)正月二十八日条の記事、「三貨図彙」巻十九の旧記云として引用した記載、また「銅吹屋仲間由緒書」の銀位付有高之覚の有高、「吹塵録」貨幣之部所収の後藤方ニテ取調候古通用銀吹立高ともにほとんど差異はなく、五品銀貨の吹立高は次のとおりである。

元禄銀 四〇万五八五〇貫目余

第2表 銅掛増による四宝銀の铸造

吹元銀	差銅	合計(四宝銀高)
正灰吹銀 100貫目	400貫目	500貫目
往古銀 //	300 //	400 //
元字銀 //	220 //	320 //
宝字銀 //	150 //	250 //
永字銀 //	100 //	200 //
三宝銀 //	60 //	160 //

一 六品の銀铸造と流通

出典) 田谷博吉『近世銀座の研究』187~188頁

宝永銀 二七万八一三〇貫目余  
 永中銀 五八三六貫目  
 三宝銀 三五万三八七〇貫目余  
 四宝銀 四〇万一二四〇貫目余

貫目余の余の字を欠くものがあり、また「吹塵録」所収記録の三宝銀三七万〇四八七貫目余とあるのが、やや著しい差異である。宝永銀以下の四品は宝と大黒の極印があつて常是の極印はなくて関久左衛門の極印がある。なお、正徳・享保新銀の铸造高は「吹塵録」所収の記録に、三三万一四二〇貫目余とある。

元禄銀より四宝銀にいたる諸銀は、順次差銅を増すが、「銀座書留」に収録されている証文によると、もし宝永銀を吹元とする場合はその一〇〇貫目に差銅二五貫目を増して、一二五貫目の上銀四〇%の永字銀となり、また差銅五六貫二五〇目を増して同三二%の三宝銀となるとある。<sup>⑧</sup> また正徳元年八月朔日、

萩原重秀および勘定組頭が連署して、明二日から差銅の次のような掛増を指示して（第2表）四宝銀の鑄造を命じている。

このような既鑄造銀に所定の差銅によって順次新しく銀の鑄造を、それぞれの程度に実際に行われたか、両替回収された銀あるいは銀座・両替の手許に残留した銀について、果たしてどれだけの高が差銅し新しく鑄造されたか、それらの点は確知し難い。

元禄銀の発行にあたって古銀すなわち慶長銀との引替えのとき員数を増すこと、すなわち歩増することを認めている。宝永銀の発行のときも、古銀（慶長銀）と引替えのとき銀座より員数を増して渡すことを触れている。四宝銀の鑄造発行にあたっては、元禄銀・宝永銀の引替えの増歩を引上げてこの両品の銀の回収増加を意図したようである。すなわち元禄銀一〇貫目につき正徳元年中は増歩二貫六二〇目、同二年中は二貫七七〇目、また宝永銀一〇貫目につき正徳元年中は増歩一貫四五〇目、同二年中は一貫五〇〇目としている<sup>④</sup>。

「月堂見聞集」に元禄銀以下五品の銀の享保六年（一七二二）七月晦日までの江戸・京においての引替高を掲げて鑄造高より引替高を差引いた高を「世上ニ在之」と記している。住友家の記録「年々諸用留」二番に正徳二年（一七二二）ころの覚として世上通用の慶長銀以下の六品の世上通用高を

第3表 五品の銀の引替え回収状況

種類	铸造高	引替え開始	正徳2年頃 世上有高	享保6年後半 世上有高
元禄銀	405,850 <sup>貫目</sup> 余	宝永3年7月	186,417 <sup>貫目</sup>	148,417.038 <sup>貫目</sup> 余
宝字銀	278,130余	宝永7年3月	52,505	12,734余
永中銀	5,836余	宝永7年	1,957	727余
三宝銀	353,870余	正徳元年8月	169,947	3,114.400余
四宝銀	401,240余	正徳4年8月	394,700	130,913.900余

出典) 正徳2年「年々諸用留」2番『住友史料叢書』158頁  
享保6年「月堂見聞集」

記している。これは四宝銀については新銀と記しており、同銀は正徳二年九月まで鑄造されてその引替えは同四年から行われることになったので、右の記録は鑄造終了前後の記事らしい。これを前記の「月堂見聞集」の記載と比較すると、この間約一〇カ年の引替えの進捗状況が推測できようである(第3表)。

また「月堂見聞集」に、慶長年中から元禄八年の銀吹改めまで、慶長銀の吹高を三五万貫目余としている。しかし慶長銀の吹高がこの程度の量に止まらなかったであろうことは、海外輸出高について考えても推測できよう。「吹塵録」には後藤方ニテ取調候古通用銀吹立高として、「慶長銀、慶長六年七月より元禄八亥年八月迄吹立高百貳拾万貫目」とあるが、この数字は確かな根拠があるかは疑わしい。住友家の記録に「往古銀二十八万九千九百八十貫目、右者正徳二年迄引替高<sup>⑤</sup>」、または「慶長銀、銀高二十八万九千九百八十貫目余、右元禄八亥九月より正徳二辰七月迄世間よ

り引替吹改申候」<sup>⑥</sup>ともある。「月堂見聞集」の慶長銀吹高はあるいは享保六年ころまでの引替吹改の高であらう。

## (二) 正徳の改鑄

宝永七年四月に乾字金小判(規定量目二匁五、規定品位金八四二・九 銀一五七・七二)と一分判(規定量目六分二五、品位小判に同じ)を鑄造することとなり、正徳四年五月までに一一五一万五五〇〇兩を鑄造したという。慶長金の品位に復し、しかもその数を減じぬようにその量目を半減したと、触にも述べている。先年吹替えより以前の古金(慶長金)は、乾字金と交えて通用し乾字金一兩の相場に古金は銀一〇匁増の積りをもって請払するよう、金座・兩替にて古金・乾字金の引替えの相場は相対次第に歩銀を増してよいと指示している。

次々と悪質の銀の鑄造発行につれて金相場は高騰した。宝永四年十一月ころ江戸で古金一兩は宝字銀八五匁、元禄金一兩は同八〇匁余、銭一貫文は同二五匁の相場であった。正徳二年の七、八月ころ大坂で元禄金一兩は通用銀(三宝・四宝銀)八〇匁余、銭一貫文は同二二匁四、五分であったという。慶長金銀は多く世に現われず、元禄金・乾字金と元禄銀以下五品の銀が流通して相互

に相場の変動がはげしく混乱し、物価も高騰した。とくに銀建ての上方ではそれが甚しく諸色も高値となり庶民の苦も大きかった。

家宣は貨幣制度の紊乱を深く憂悶しつつ没したと伝えられるが、金銀改鑄の件について、ときの勘定奉行荻原重秀と新井白石の間には烈しい意見の対立があり、正徳二年九月重秀は罷免されて、慶長の幣制に復帰するという改鑄の方針が決定をみた。

正徳二年九月新銀（四宝銀）吹替えを停止し、今後は古銀・元禄銀・宝永銀以下を取交えて通用し、両替相場の高低が過度に及び通用に支障を与えることをきびしく制止した。十月には同月没した家宣の遺命として「被仰出之趣」という公示の形式で「東照宮定め置れし法の如くになし返さるへき御本意ニ候間、天下の貴賤よろしく此旨を存すべき由」を詳細に諭告した。今の金銀を元のごとく改鑄するときは、世に通用する金銀はその数が半減し人びとは家財の半ばを失い、工商の類も物価が半減して商売が成立しないので、承服しがたいと思うにおいては「天下の人と共に其時を御待合可有之候」とまで説いている。正徳四年五月幕府は江戸・京の銀座に対して手入れを断行し、勘定組頭二人の逼塞、銀座年寄中村内蔵助ら六人の闕所・流罪・追放、また家族手代等の処罰が行われたが、荻原重秀に勧めて度々銀の位を改め不法を行ったという理由からであ

った。さらに両替屋を呼び出して、元禄・宝永以来金銀通用が渋滞したのは彼等が両替相場を操り暴利を貪ったためであると叱責し、今後相応の相場のことは問わぬが、過度不当の相場をもって金銀通用を妨害することがあれば蔽科に処する旨をもって戒告した。

かくて正徳四年五月十五日付で三通より成る新金銀改鑄令が發布された。<sup>⑦</sup> 第一は正徳二年十月の「被仰出之趣」の趣意を敷衍し、第二は近世以来金銀の産出は以前のごとく多くなく、元禄以来の金銀等すべて改鑄が完了するまでは多くの年月を要するので、この間の金銀通用法を定めたのである。その条々の要旨は次のとおりである。

- 一 新金銀は慶長以来の金銀とともに通用し、その品の高下によって割合の次第が定められ新古の区別なく通用する。割合の次第は別紙（第三の触）に見える。
- 一 物価は通用金銀（乾字金、永字・三宝・四宝銀）をもって値段を立て、有合せの金銀にて割合の定をもつて新古の選なく授受する。貸借金銀もこの例に準ずる。
- 一 幕領の年貢以下の上納の金銀、幕府より支払いの金銀、世上にての上下間の通用、みな右の例に準ずべきである。
- 一 大判の改鑄は、小判・一分判の改鑄があつてその後に行われようが、その間はこれまで使



用の大判をもって通用する。

一 公儀への献上銀、公儀よりの下賜銀ともに通用銀をもって計上し、新古銀いづれにても割合の定によって行うべきである。

一 新金銀と元禄以来の諸金銀との引替えは、江戸・京・大坂三カ所の引替所で、割合の定によって行うことを定める。

一 慶長金銀は新金銀と品位同じで引替えに及ばぬ。

第三の「新古金銀割合之次第」の触の要旨は次のとおりである。

一 慶長金(世上に往古金と称す)と新金は通用金(乾字金)に一〇割増、すなわち慶長の古金・新金の一両は通用金二両の割合。元禄金と通用金は差別なく用いる。但し引替えには先例によって元禄金一〇〇両に通用金二両二分の増歩をつける。

一 慶長銀(世上に往古銀と称す)と新銀は通用銀(永中・三宝・四宝銀)に一〇割増、すなわち慶長の古銀と新銀の一貫目は通用銀二貫目の割合。通用銀は差別なく用いる。

一 元禄銀は通用銀に六割増。すなわち元禄銀(世上に元ノ字銀と称す)三貫目に通用銀一貫六〇

〇目の割合。

一 宝永銀は通用銀に三割増。すなわち宝永銀（世上に宝ノ字銀と称す）一貫目に通用銀一貫三〇〇目〇の割合。

新銀は江戸は浅草諏訪町にて、京都は両替町銀座で鑄造されたが、江戸の金銀引替所谷長右衛門店に新金銀がはじめて出廻ったのは八月二日といわれる。京都三条通堺町西入の谷長右衛門店、大坂今橋二丁目の同人出店で引替えをはじめたのは十一月三日であった。

さて新金銀改鑄の報は早く市中にひろまって金銀相場は乱調子となった。正徳四年十一月幕府は商人らがみだりに新金銀の品位を評議して両替の増歩を求めることなど厳しく取締る触を出している。通用銀として永字・三宝・四宝の諸銀を無差別に用いることなども無理であろう。また幕府が期待した元禄金銀以下の金銀の引替えも順調に捗らなかつた。ことに金通用の東国筋など新金の出廻りは少なく、小形金通用が多かつた。幕府は正徳五年四月以降、江戸の両替屋・銭屋に仲間組合をつくらせ、組合ごとに毎月一人ずつ月行事を定めて元禄金・乾字金の引替えを促進させ、とくに両町両替屋すなわち本両替仲間に対しては毎日の新金に引替える金高三〇〇両から五〇〇両までの責任額を定めた。責任額は元禄金・乾字金半分ずつを交え、元禄金が不足のときはその分を乾字金で加えて定額とすることを求めた。本両替仲間は割当額の引下げの運動を

おこしたが、結局は一日の責任額三〇〇〇両に足りぬ場合も一〇日毎に三万両を調達することを約束しなければならなかった。また同年十二月には京・大坂の両替屋に対しても江戸と同様に組合をつくり、定額をきめて金銀を引替えるように、両所の奉行より指示するよう命じたので、江戸両替屋もその旨を心得るよう告げている。大坂の本両替仲間に対しては、毎月元禄金・乾字金一万両から一万五〇〇〇両までの定額内で新金と、通用銀の積りにて一〇〇〇貫目から二〇〇〇貫目までの定額内で元禄・宝永・三宝・四宝の諸銀の集まり次第に新銀と、それぞれ引替えることを命じた。なお、引替えは明年正月からとし、新銀は京都銀座においても吹くので一カ月の定額に割合わせて日々引替えるのも勝手とし、新金は江戸より送るので到着ごとに引替所より月行事へ案内があつて引替えることとしている。大坂町奉行所より以上の江戸よりの指示を告知し、本両替は組合をつくり月行事をきめて奉行所へ報告を提出するよう達した。京都の両替屋においては毎月元禄金・乾字金五〇〇〇両から一万両までの定額内で新金と、通用銀の積りにて五〇〇貫目から一〇〇〇貫目までの定額内で元禄銀以下諸銀が集まり次第に新銀と、それぞれ引替えることを奉行所より命じた。

また十二月には江戸の両替屋に元禄金・小形金を上方そのほか諸国へ差送ることを禁止し、定

数外たりとも引替所へ出して新金と引替えるように命じた。また飛脚請負人・船問屋等に対して、両替屋より元禄金・小形金を江戸以外の諸国へ送る場合は一切請込むことを禁じ、両替屋が手前仕立ての飛脚あるいは荷物にこれら金を差加えて密々に諸国へ送るものがあれば見聞次第に訴えさせ、上方より江戸への為替取組みに新金・小形金を差別し、江戸にて新金渡し、小形金渡しと定めることを禁じ、為替にも新金銀使用を第一とすべしとした。また、同時に元禄金通用は二年先の十二月限りとし、その翌年正月から通用を停止し、停止後に新金と引替えるときは引替歩金を加えぬと触れ出した。

元禄改鑄以来、悪質の金銀の鑄造によって、また小玉銀の不足も手伝って、銭相場は高騰した。銭は庶民の常用の通貨として需要は増大し、元禄以来小平銭鑄造のほか、宝永通宝大銭の新鑄造もあつたが、大銭鑄造は失敗でたちまち通用停止となり、銭の不足はあまり緩和されなかつた。正徳四年五月の新古金銀の割合の定は、銭相場をいっそう混乱させることになり、通用金銀（乾字金、永中・三宝・四宝銀）建てが行われていて銭相場の騰勢は避けがたいものがあつた。

(三) 享保期の新旧貨引替えと貨幣相場

享保元年紀州より吉宗が入って八代將軍となり、前代の施政に刷新を加えることとなったが、貨幣政策については前代の方針を踏襲した。

幕府は新古金の引替えを強く押し出した。享保二年八月には乾字金通用は向う三カ年限りとし、同年十二月には正徳五年の前令どおり元禄金通用は当年暮までで来年から通用停止を確認して引替えの増歩は来年より無くし、江戸・大坂御金蔵納払ともに元禄金は止めると令した。

江戸時代を通じて金銀相場変動の最も著しかったのは、正徳・享保年間のおよそ一二、三年間といわれる。それは良質の慶長銀、正徳・享保銀をはじめ六種の品位に大差ある銀があることが大きな原因をなし、両替相場に複雑な等差変動がおこって物価不安定の主因となったのである。当時商人の間に六品銀交易一覧表が作成されて利用されたほどであった。正徳四年五月新金銀改鑄の公表当時、江戸においての相場は八二、三匁(通用金銀の相場)であったが、享保二年の春夏の交には平均六九匁七五、秋冬の交には平均六四匁二であった。享保三年五月はじめ新金銀相場は五八匁三五であったが、九月には銀が高騰して四三匁八、九分までになった。金銀相場の不安定は大坂・江戸間の諸色取引にも甚大な影響を与えたし、また錢相場をも混乱させ、庶民の使用要求の強い錢の供給は相変わらず不足する状況であった。

このような通用状態に対して、幕府は享保三年閏十月に「新金銀を以当戊十一月より通用可仕覚」の新令を出した。<sup>⑧</sup>すなわち乾字金、永字・三宝・四宝銀をもって通用金銀とすることを止めて、新金銀をもって通用金銀となすことに改めたのである。その要旨は次のとおりである。

一 享保三年の触のとおり乾字金通用は当年限り、十一月から新金建てとする。その引替えは当年より五カ年限りとする。

一 銀は正味の不足が多く灰吹銀にて足し銀するが、近年は銀山の産銀が少なく二〇カ年余でも成就しがたい。吹直し員数によって十一月から新銀建てとする。

次に「新金銀引替之法」として次のとおり触れ出している。

一 乾字金・元禄金と新金の引替法は従前どおりで、銀については慶長銀・新銀一〇貫目について

元禄銀	二割半増	一二貫五〇〇目
宝永銀	六割増	一六貫目
永銀	一〇割増	二〇貫目
三宝銀	一五割増	二五貫目

四宝銀 三〇割増 四〇貫目

右の割合をもって本年十一月から五カ年に限って引替えるべきである。

一年貢・小物成・諸運上類、定まった員数で元禄九年以前から納めてきた金銀は新金銀でも従来の員数を納め、同年以後の納分は新金銀で半減する。

一元禄九年以来請負値段をきめ、今後もその右値段を用うべき分は、当時の値段を基準にきめ直すこと。

一年貢・小物成・運上・諸色、元禄九年から当年閏十月まで、その時々々の値段を基準にきめたものの、納残りまた諸色代物の払残りの類は、乾字金一〇〇両に対し新金五〇両、通用銀一〇貫目に対し新銀二貫五〇〇目を渡すこと。

一献上・下賜の金銀は古格があり新金銀にても差別せず、世上の祝儀・礼物などもこれに準ずる。

一借金銀は元禄九年以前のもの返済残りは新金銀でもその員数をもって、また以後の借用は金一〇〇両に対し新金五〇両、銀一〇貫目に対し新銀二貫五〇〇目をもって返済する。

一給金銀は元禄九年前後とも差別なく、新金銀にても従前どおりの額を渡すが、相対をもつ

て召抱えたわたり奉公人の類は相対次第とする。

一合力など元禄九年以前きめた分は新金銀にても同額で、以後きめた分は半減する。

以上のとおり、乾字金、永字・三宝・四宝銀の通用金銀建てを新金銀建てに切替えたことは重大な改変であり、また銀の引替割合法、とくに通用銀三品は従来同割合としたのを新銀に対して大きく格差を付したのも著しい点であった。このため最も強い打撃をうけたのは上方など銀遣いの地域であり、四宝銀四〇貫目をもって新銀一〇貫目に引替えることになり、身上が四分一になるとさえ噂された。

江戸では十月晦日の銀相場は乾字金一両に四宝銀（通用銀）八六匁ほどであったから、新金一両に四宝銀一七二匁であり、新割合法では新金一両に新銀四三匁となる。十一月には従来の通用銀は貯えおいて一切売りに出さず、売りたいためた銭も売りに出さず、通用銀や銭などを買いとるものをきびしく取締った。世人は四宝銀による勘定を選び、貸借関係では債権者と債務者の間に返済の銀について紛争がおこり、売買関係では四宝銀による支払人に品物を安くし、新銀によるものに高く売るといふ商人もあった。

幕府も新銀相場六〇目ほど（通用金銀の新金銀建て）と予想していたので一驚したが、やがて十一



月中に五五匁余となり、幕府はさらに六〇目の公定相場をもって安定を計った。それで四宝銀は新金一兩に二四〇目という暴落の形となったのである。しかし銀遣いの上方では十一月七日の金相場五三匁、十二月十七日に四八匁九と金が安くて、江戸より上方へ向けて銀の流出が増加した。当局は江戸において銀の払底するのは両替屋の隠退蔵や上方への密輸出などのためであるとして厳しく糾察し、本兩替のごときは十一月中旬から翌年三月二十一日まで店に暖簾を下して休業した。十二月にいたり公定相場を五四、五匁に引上げたが、銀は出廻らず、両替屋の熱烈な運動によって享保四年三月に幕府は相对相場を認可した。その後、享保四、五年内は四〇目台の銀の値が続いた。それは元建てとなつている新銀の相対的不足と、割増の格差の高い元禄銀以下の銀、とくに通用銀であつた三宝・四宝銀が通用されている事実とが密接に関連している。よつて元禄金銀以下の引替えを促進することに努めて、享保五年三月に元禄銀等五品の銀の通用は明年限りとし、同七年から通用を禁止して新銀との引替えも同年限りと触れ出した。享保六年四月にいたり五品銀の通用禁止を同八年限りと一年延期し、八年正月に五品銀は当年から銀座へ差出して定法どおり潰銀の割合で売渡させることとした。

乾字金については、通用は享保四年限り引替えは同七年限りと布告したが、引替えが進まず、

享保五年五月に両替屋に対してはこれを世に出さぬよう問屋に対しては他国へ送らぬように令した。同八年正月には当年から金座へ差出し定法どおり潰金の割合で売渡すことを触れ出した。元禄金についても同前と指示した。しかし乾字金の残りは多く、享保十五年正月に新金・慶長金一両に二両として通用することを認めている。

正徳・享保の金銀は慶長の幣制に復帰しようとしたもので、その品位は慶長金銀と同じくし、前者を古金銀とよぶのに対して新金銀と称せられた。正徳年間に鑄造した小判・一分判は武蔵判とよばれ、「吹塵録」によると正徳四年の吹立二一万三五〇〇両とし、享保金は享保元年から元文元年までの吹立八二八万両としている。享保銀は正徳四年八月から元文元年四月までの通用とし総出来高三三万一四二〇貫目ほどとしている。「月堂見聞集」には享保六年七月晦日までに二万三〇八二貫五七一匁を吹立てたとある。

元禄銀以下五品の銀の通用期限とした享保七年中までに引替えはかなり進んだようである。享保三年閏十月の「新金銀を以当戊十一月より通用可仕覚」にみえるように、近年鉾山の産銀が少なく、新銀吹立てのため灰吹銀による足し銀が必要であって、五品の銀を引替え回収してそれに当てねばならぬ。回収された諸品銀は南蛮鉸によって銀銅を吹分けて上銀として補充することに

なる。

「兩替年代記」によると江戸では本兩替仲間が正徳四年十二月から享保七年末までに引替えた金銀高を次のとおり記している。<sup>⑨</sup>

金五一七万一四八六兩三分二朱

内 元禄金 一九五万八三一五兩一分二朱

乾小判 二六四万二五六二兩

乾分判 五七万〇六〇九兩二分

銀二万一七九一貫九〇五匁五分

内 元禄・二宝・永中・三宝等一〇〇貫目、残りはすべて四宝

江戸で金の引替えが多いことは当然であるが、元禄・二宝(宝永銀)・永中・三宝がすべてで一〇〇貫目というのは如何であろうか。後に述べる江戸吹分所の銀銅吹分けの吹元銀において、それと対比して考查するところがある。享保六年以後金銀相場は前年度までの四〇目台の銀高値が下落して五〇目台から六〇目の本来の公定相場に接近した。しかし享保八年暮には、同年正月の乾字金の通用停止令や西国大名の国詰めによる銀需要の増加などのため一時銀相場は急騰をみた。

新金銀はともかくも世上に出廻っていったが、数量不足のために商品取引や物価の上にも影響するところが少なくなかった。「三貨図彙」にも「諸国金銀払底ニ付先達テ銀札ヲ免許セラル」とあり、享保十五年には宝永四年以来禁止していた諸藩の金銀錢札の発行を認許して藩札が一時に世に出たのである。なお、享保十年十月から慶長大判と規定量目品位を同じくした享保大判を鑄造し、大判一枚は七兩二分の相場を定め、また元禄大判は十二月以後通用を停止した。

新銀鑄造の上灰吹銀供与のために、大坂の銅吹屋は正徳四年五月から享保八年正月まで江戸・京・大坂の吹分所において宝永・三宝・四宝銀を主とする銀銅吹分けの御用を勤めることになった。これについてはかつてその概要を述べたことがあるが、住友史料館には多数の関係史料があり、これを精細に検討することは元禄銀など六品の銀につきその実態とその通用など関連する当時の諸問題を知るところが大きいと思われる。

註

- ① 小葉田淳『日本の貨幣』一三三～一四四頁
- ② 小葉田淳「第一次銅座と住友」『泉屋叢考』第拾八輯、一〇五頁
- ③ 田谷博吉『近世銀座の研究』一八七頁
- ④ 田谷前掲書、一八九頁
- ⑤ 「年々諸用留」二番『住友史料叢書』一五八頁

⑥ 「銅吹屋仲間由緒書」 架蔵番号五十六―三十二

⑦ 『御触書寛保集成』一八〇〇(一)(二)(三)

⑧ 同前 一八一―

⑨ 『校註兩替年代記』原編 正徳四年の条

編者の本兩替竹原氏の支配人久兵衛は註記して「銀之

引替享保三年後は無数、六年九月頃より又々引替る」

といい、「正徳四年八月二日より十一月晦日までの引替分はこの高の外」としている。

⑩ ①に同じ 一七四―一七七頁

## 二 江戸吹分所の銀銅吹分け

### (一) 江戸吹分所の開設

正徳四年(一七二四)四月朔日大坂町奉行鈴木飛驒守(利雄)は大吹屋泉屋吉左衛門(友芳)・大坂屋久左衛門・大塚屋甚右衛門に対し、江戸よりの指令として銀銅吹分けと問吹きのため銅吹屋兩人ほど東下するように命じた。よって二日に銅会所にて銅吹屋仲間相談のうえで大坂屋と丸銅屋治郎兵衛が下向することになり、同月十七日江戸に着いた。問吹きのため吹大工四人・手伝一人を同道している。<sup>①</sup>

問吹きのため勘定奉行の指示により先ず元禄・宝永・四宝銀一〇貫目ずつを渡されているが、銀銅吹分けは差しあたり浅草諏訪町の泉屋の吹所を使用することになった。吹所は「浅草諏訪町之絵図」<sup>②</sup>に記すように、銀座の北東に隣し浅草川と諏訪町表通に挟まり間口六間、裏行は銀座側二十四、五間、反対側二十三、四間の地主泉屋吉左衛門の屋敷内にあつた。

五月三日から十一日にかけて問吹きを行った。

四宝銀 一〇貫目 差鉛一六割半ほど

三宝銀 六貫目 同 一七割半

宝字銀 一四貫目 同 一七割半

元字銀 六貫目 同 一七割半

吹替御用掛りとして次の諸役人は連日この問吹きを見分した。

中川淡路守(重恭) 御目付 星野嘉右衛門 御徒目付

水野因幡守(重格) 御勘定頭 野呂六右衛門 同

大久保甚右衛門 御目付 中山藤大夫 同

杉岡弥太郎 御勘定組頭 鈴木善介 御小人目付

萩原源左衛門 同

高橋吉太夫 同

細井助九郎 同

志母谷仁平次 同

古郡孫大夫 御勘定衆

柳川五太夫 同

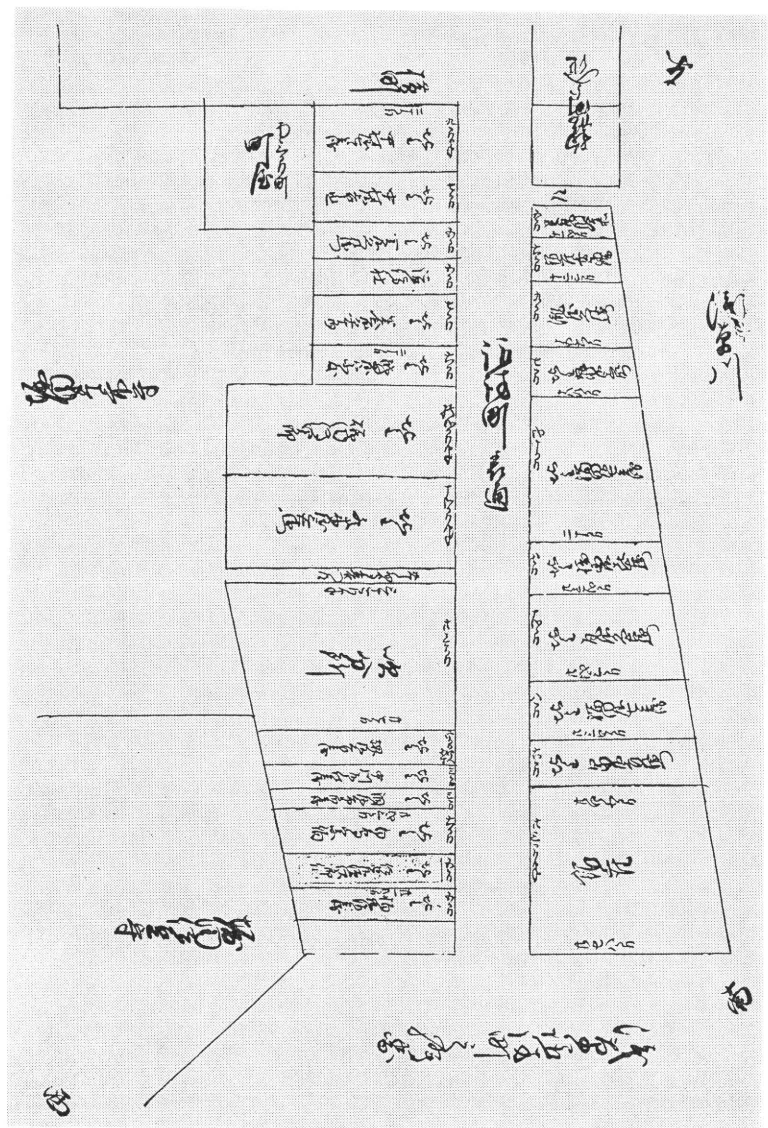
堀内源右衛門 同

羽田藤左衛門 同

五月中旬に大坂屋兩人より勘定奉行あてに、江戸駐在の泉屋手代伊左衛門より商売銅を吹くために、銀銅吹分御用のない期間中四、五日間使用のことを願ったことを報告し、吹場御用があれば早速泉屋の銅吹きを止めさせると申告している。

七月に大坂の銅吹屋中に対し吹分けの御用を申し渡されて、十八日大坂屋・丸銅屋は既述の吹替御用掛り役人の立会いのもとに銀銅吹分けの用向きについて神文を提出した。なお、この兩人に泉屋・大塚屋を加えた四人は銅吹屋組頭として交替して江戸に詰め、吹分けの責任者となったのである。

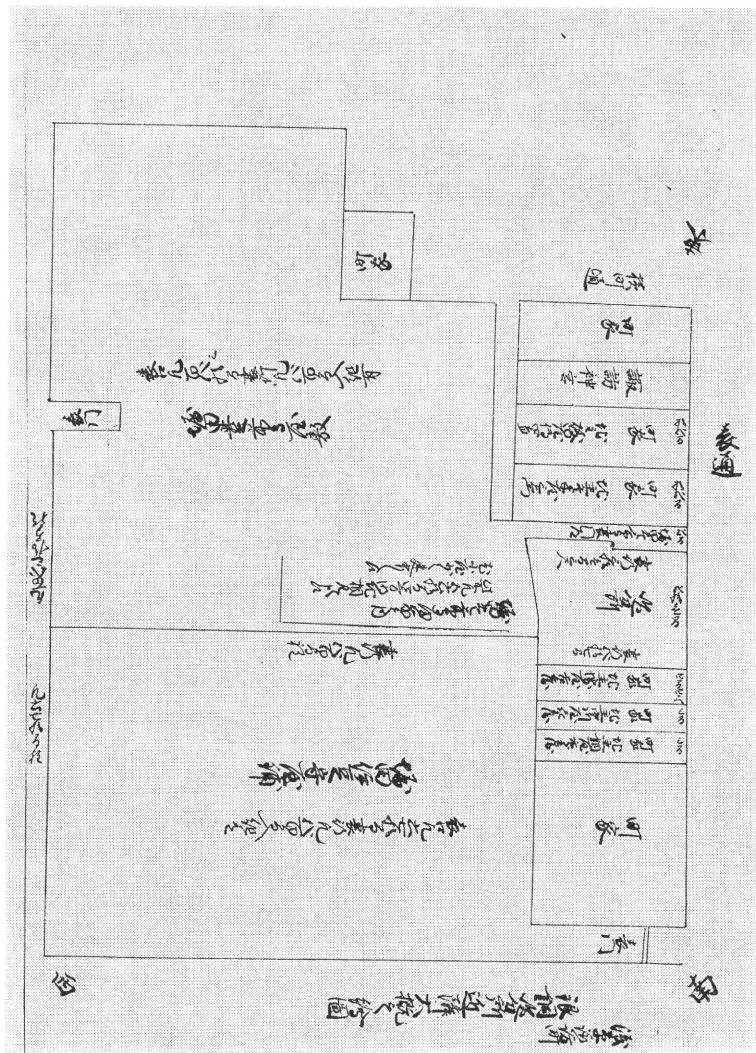
八月中に吹分所の普請に着手したが、それは都賀屋善六の上り屋敷七間口に町家を加えた場所である。「銀銅吹分所近隣絵図」<sup>③</sup>によると、吹分所は堀田豊前守屋敷の南西に位置し、北東は表



絵図」縦48cm 横33cm 架蔵番号25-6-9-1

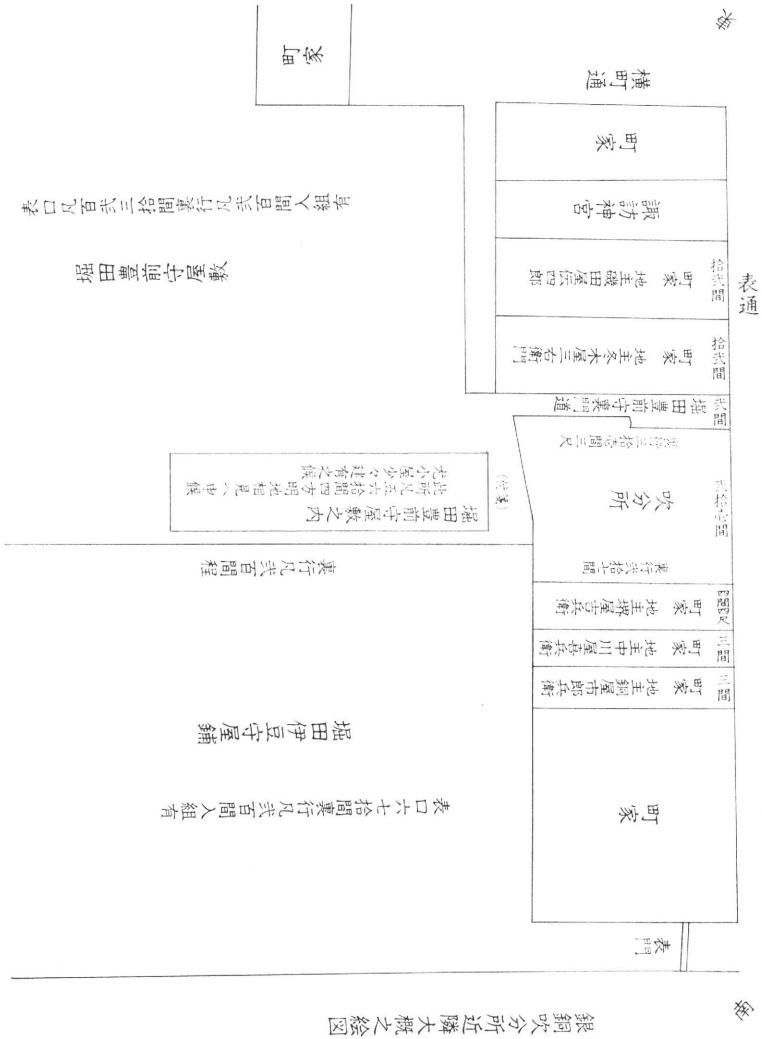






「近隣大概之絵図」縦48cm 横33cm 架蔵番号25-6-9-2

第2図 「浅草諏訪町」 銀銅吹分所



二 江戸吹分所の銀銅吹分所

二七

通りへ通ずる豊前守裏門道に接し、南西は堺屋吉兵衛屋敷に隣している。表通りに面する間口が二一間、豊前守裏門道に接する裏行が三一間三尺、反対側の裏行が二七間とある。開設当初の施設として

合床五挺 南蛮床一四挺 灰吹床一四挺

土蔵二ヶ所 炭蔵一ヶ所 外ニ灰焼床二軒

とあり、細工人・吹子差・手伝の賃銀定として次のように記される。

南蛮大工 勤日一日四匁 休日一日三匁二五 大坂出足日―江戸着前日、日数一二日

定、江戸出足日―大坂帰着日、日数一二日定、右日数二四日分、一日に三匁二五

合大工 勤日一日三匁 休日一日二匁二五

灰吹大工 勤日一日三匁五 休日一日二匁四 灰吹二挺前勤とし一挺前勤は半減

南蛮吹子差 勤日一日一匁四 休日一日七分

合吹吹子差 勤日一日一匁八 休日一日一匁一二

手伝 勤日一日一匁八 休日一日一匁

一日分の細工（吹き方）の吹数規定は次のとおりで、この規定より吹数が少ないときは割合をも

って賃銀を差引く。床一挺について

銀鉛合吹

七吹

鍔銅しほり并留粕ろかす合吹

六吹

留粕・銅・鉛の合吹きも同前

南蛮吹

三吹

灰吹

二吹

なお、屑吹は銅箱一八箱を吹き、留粕戻し（正鉛に直す）は四吹とある。銀銅吹分けに二篇吹・三篇吹があり、鍔銅と留粕を合吹きとし、宝永銀など規定銀位の高いものはさらに四篇吹も行われたようである。従って鉛の使用も多くなり燃鉛量も大きい<sup>④</sup>。

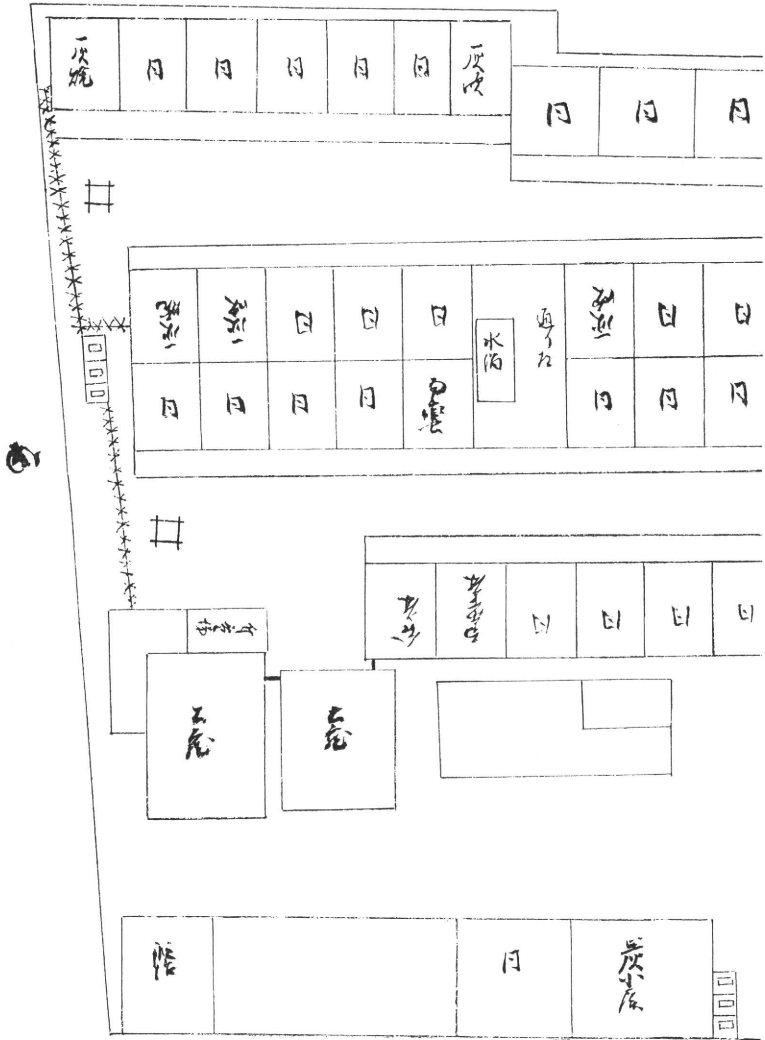
吹分所の内部の絵図として第3図が伝わっている。開設当初の吹床の数と同一であるが、ほかに役所の建物が描かれている。

大坂屋らは前述したように吹大工四人、手伝一人を問吹き御用のため大坂より同道したが、七月に四月十七日江戸着の翌日から吹分け開始までの賃銀・飯代を、一日につき銀二七匁五すなわち吹大工賃銀一日につき四匁、手伝同一匁五、飯代は五人とも一日一人について二匁の給与を願いでている<sup>⑤</sup>。



絵図」縦31.5cm 横43.8cm 架蔵番号25-6-9-3

二 江戸吹分所の銀銅吹分け



三一

南

第3図 「銀銅吹分所」

(二) 正徳四・五年の吹分け

江戸吹分所の吹分けは正徳四年九月から始まる。これに先だち八月に大坂屋・丸銅屋より一日に銀一〇〇貫目の吹き方について、諸事の見積りを銀銅吹分けの御用掛りにあてて提出している。後述するように、毎月、また十一月に前年十二月以来一カ年の吹分けについての勘定書を提出報告することになるが、それは(一)吹分け方について、(二)吹分け雑用、(三)吹所勤めの人数給金諸雑用并大坂往來入用金の覚の三部からなるのが普通で、それぞれの内容項目もほぼ定まっている。もちろんそのほか建物・諸床・調度品などの建造修理や購入など臨時の勘定書報告や申請など臨時的のものがある。さて八月の諸事見積りは、前述の三部について記載しておりその内容項目も、ほぼ毎月・一カ年の勘定書のそれと共通している。

先ず「一日に銀一〇〇貫目吹方の積り」として次のとおり記す。

合床一挺は銀一〇〇貫目を一〇吹とし、同一挺は右の銀からの出銅八〇貫目を六吹とし、同一挺は留粕を流す。南蛮床一〇挺は銀一〇〇貫目分の吹合せの銀銅鉛を絞り(一挺にて三吹ずつの積り)、同四挺は出銅八〇貫目の吹合せの銀銅鉛を絞り(一挺にて四吹ずつの積り)、同一挺は荒鉛を吹返して



正鉛とする。灰吹床一〇挺は銀一〇〇貫目分より出た鉛(貴鉛)を吹き(一挺にて三吹ずつの積り)、同二挺は出銅八〇貫目より出た鉛(貴鉛)を吹く(一挺にて二吹ずつの積り)。以上床数合計三〇挺、吹大工三〇人・吹子差三〇人・手伝八人の計六八人で、この床数人数をもって一日銀高一〇〇貫目を吹分けるが、二篇吹までする積りという。もっともこの銀は四宝銀らしく、二篇吹は銀の絞り、出銅の絞りを意味する。

次に「銀一〇〇貫目吹方一日分雑用積の覚」は第4表のとおりであるが、二篇吹まで行う吹方の分で去る六月の諸色相場によって記したとしている。雑用の合計金二一兩三分二朱と銀三〇目とある。

第三に「吹所相勤候人数・給金・諸雑用并大坂往来入用金の覚」であるが、吹所勤人数は次のとおりである。

大坂より下る勤番	九人	(主人)	二	手代	二	下男	五
吹所詰人数	三三人						
元メ役	二	灰吹改役	二	銀請払役	一	吹方役	三
炭役	一	物書	二	賄方	二	使役手伝	二
						吹所小遣役	五

第4表 江戸吹分所銀100貫目吹分け 1日分雑用見積

金	銀	項	目
8	1	鉛66貫目代	1 篇吹・2 篇吹の燃捨り鉛代
2	2	土100貫目代	南蛮・合・灰吹床道具に使用
2		砂 1 石代	
	4.5	摺糠 1 俵代	
2		寸灰代	中炭10俵はたき申す積り
1	5	藁灰・紺屋灰代	
5	2	炭77俵代	
	2	鉸木13本代	
3	5	鉄道具痛代	
	2	吹子痛代	
1	2	狸皮痛代	
	2	飯切桶・檜杓・銅鉛掛るときの風袋・銀銅入れの箱や包む藁などの痛代	
3		吹大工30人手間賃飯代	1日1人6 匁宛の積り
2	2	吹子差30人・手伝 8 人計38人賃金飯代	1日1人3 匁 5 宛
21	3 2	30	合 計

正徳・享保の新銀鑄造と銀銅吹分け

出典)「江戸銀銅吹分け諸證文留」25-6-1

下男 一 一  
 下男一人の内訳は、台所賄  
 方食焼二、吹大工吹子差賄方食  
 焼二、門番一、台所用の水汲一、  
 諸用小使三、台所昼夜火番二と  
 ある。  
 大坂より下る勤番について、  
 六月に全く同様の吹所人数云々  
 の届書を大坂屋・丸銅屋より提  
 出しているが、これには大坂よ  
 り下る勤番として、主人一人・  
 手代二人・男三人以上六人は、  
 別宅に居て吹分所へ通勤すると  
 あり、大坂より下る添役勤番と

第5表 江戸吹分所吹所勤人数・給金・諸雑用・大坂往来金見積

金額	項目
200 <sup>兩</sup>	元メ役料
225	吹分手代15人給金 灰吹改役以下使役手代にいたる
105	小使役・下男16人給金
200	大坂往来遣金 大坂より下る勤番半年交替にて上下8度の遣分
130	吹大工30人・吹子差30人・手伝8人 大坂より1年交替にて上下往来の遣金
567	惣人数42人飯代 21人は2匁5 21人(下男16人・小使役5人) 2匁
1,427	計

二 江戸吹分所の銀銅吹分け

出典)「江戸銀銅吹分ヶ諸證文留」25-6-1

して主人一・男二、これは吹所に詰めると記している。通勤する主人は銅吹屋組頭であり、添役勤番は平吹屋であろう。給金・諸雑用・大坂往来入用金については、その性質上一カ年分として計金一四二七兩を算出している(第5表)。

なお、このとき要望として、毎日昼夜火のもと用心のため人足一〇人宛を召抱えたいこと、この度一日銀一〇〇貫目吹の御用のため大坂より下った細工人・手伝四三人の到着から吹初めまでの賃銀飯代を下されたいこと(細工人四・手伝一は間吹御用のため四月十七日着、細工人六・手伝三は七月二十三日着、細工人一人日賃銀四匁、飯代二匁宛、手伝一人日賃銀一匁五、飯代二匁宛)、そのほか細工人・手伝二九人が今後大坂より下るはず、用鉛を大坂にて調達のため金三〇〇〇

両を当地で家質を入れ拝借したいこと、吹分所向に表口七、八間の家屋敷（借屋にて替屋敷でも違わせば家主も困らぬと思われる）があり、大坂より下って当地詰めのもの住居とし、また川岸より吹分所へ荷物運送の通路としたいこと、吹分所入用諸品四九口代銀六貫一六六匁五（此金二一四兩一分と銀二一匁五）の下給などを願っている。

これに対して奉行より遵守すべきことを委細に指示したが、その中に次のような箇条がある。<sup>⑦</sup>

一 吹分け出灰吹銀・出銅は順次に上納し、吹減・差鉛の員数など勘定帳面に記して一カ月限り差出すこと。

一 吹減はためし吹の格をもって定めたとおりに心得て過分の吹減とならぬよう吟味する。

一 毎年十一月を限り一カ年の総勘定を仕立てて提出する。

一 差鉛そのほか吹分けの諸入用、また江戸在勤のもの雑用、差出した積り書どおりに支給するゆえに一カ月限り勘定を仕立てて受取ること。

右のうち差鉛入用は大きくして購入調達なども併わせて別に詳細な勘定報告を行うが、吹分け諸雑用や江戸在勤のもの諸入用など毎月の吹分けについての報告とともに提出すべき定例の勘定書であった。

八月に吹分所が建造されて、吹元として八月晦日三宝銀三〇〇貫目、九月中に四宝銀一三〇〇貫目を請取り、九月二、三日に吹分けが開始された。十月に大坂屋久左衛門より指示どおり、「午九月分御銀吹分方御勘定」「午九月份吹入三宝銀三百貫目四宝銀千百貫目吹雑用御勘定帳」「九月分御銀吹分所惣人数飯代給金諸雑用并道中遣入用金御勘定帳」を奉行へあてて提出している。十月分の吹分け、十一月分の吹分け、十二月分の吹分け、また未(正徳五年)正月分の吹分けについて、それぞれその翌月に同様の勘定書を泉屋吉左衛門より提出している。以上定例の報告書のほか、「午九月份之御勘定相立候鉄道具鞆狸革痛代金之積書」十一月の「吹分所御用初諸道具御買上品之代銀御勘定帳」など臨時的なものもある。<sup>⑧</sup>

さて午十一月提出の午十月分の勘定帳によって例示する。「午十月分御銀吹分方御勘定帳」によれば、四宝銀二〇〇貫目は九月吹分けの残分、十月三日より十九日まで四度に四宝銀一二〇〇貫目を請取り、計一四〇〇貫目、これを十月二日より晦日までに吹入れ、その結果は

出灰吹 二八六貫二二九匁五

出銅 一一一二貫目

計 一三九八貫二二九匁五

吹減 一貫七七〇匁五

となっている。鉛は九月分の残りとして十月二十七日請取った三四四〇貫目の合計四四二一貫三〇〇目のうち、四宝銀一四〇〇貫目吹分けの差鉛二〇一〇貫六〇〇目で、一〇〇八貫九〇〇目が燃捨りとなって、残りが三四一二貫四〇〇目とある。次に「午十月分四宝銀千四百貫目吹雑用御勘定帳」は次の第6表のごとくである。

「午十月分御銀吹分所惣人数飯代給銀諸雑用并道中遣入用銀御勘定帳」を次に表示する(第7表)。なお、泉屋吉左衛門は九月中に大坂屋・丸銅屋のうちいずれかに交替のため江戸へ下った。江戸では金勘定が一般であるが、付箋に金一両につき銀七七匁六一の平均値段で勘定を仕組んだと記している。

右のごとくして

銀二八貫三六六匁九九 吹雑用御勘定表

銀一三貫五三九匁六一 役所諸入用御勘定表

計銀四一貫九〇六匁六

十月中吹入れ四宝銀一四〇〇貫目吹雑用は以上のとおりで一〇〇貫目につき二貫九九三匁三三

第 6 表 江戸吹分所雑用勘定 (正徳 4 年10月)

銀 額	項 目
8,920.65	炭1,529俵 1俵6貫目入 1俵平均5匁343 合・南蛮・灰吹・灰焼の諸床に使用
1,517.27	土2,346貫目 合・南蛮・灰吹床床拵え、羽口・土道具繕い
818.11	砂23石 同上土に交ぜる
8.73	摺糠1俵半 1俵5匁82 土道具に交ぜる
1,086.4	下炭280俵 1俵3匁86 す灰にして合・南蛮床拵に使用
728.72	灰33石8斗 1石21匁56 灰吹床に入用
67.9	細木150本代 10本4匁527 合・南蛮・灰吹諸床の鉄道具柄や鉸木焼減の入用
1,687.3	鉄道具痛代
281.3	吹子痛代
958.3	狸革74枚代 1枚12匁95
344.6	飯切檜・解土桶・檜杓・銅鉛払のとき風袋・銀鉛銅入の箱・銅包の蕈など、これら諸品の痛代
3,580.22	細工人692人半賃銀 1人につき5匁17
1,552.97	吹子差800人半賃銀 1人につき1匁94
820.44	手伝426人賃銀 1人につき1匁94
5,988.08	細工人・吹子差・手伝計2,312人の飯代 1人につき2匁59
28,366.99	計

出典)「江戸銀銅吹分御勘定牒留」25-6-2

第 7 表 江戸吹分所惣人数飯代・給銀・諸雑用・大坂往来遣銀勘定 (正徳 4 年10月)

銀 額	項 目
4,009.3	手代・小使・下男の給銀
5,458.08	飯代
506	焼炭92俵代 1俵5匁5
666.4	燈油5斗6升代 1升11匁9
207.61	紙墨筆代
130.92	蠟燭130丁代
233	細工人2人 10月16日出立大坂へ登せる道中遣銀
2,328.3	泉屋吉左衛門大坂より下る道中遣銀
13,539.61	計

出典)「江戸銀銅吹分御勘定牒留」25-6-2

にあたるとし、外に燃鉛代金一七七兩一分と銀三〇二匁一七としてゐる。このほか十月中の燃捨り鉛一〇〇八貫九〇〇目、このうち九八一貫三〇〇目は江戸買上鉛で代金一七七兩一分と銀四匁、鉛二七貫六〇〇目は大坂での買上鉛のうちで代銀二九八匁一七であり、燃捨り鉛代は四宝銀一〇〇貫目につき金一二兩二分二朱と銀二三匁七二五になるといふ。吹雑用は計金一七七兩一分と銀四二貫二〇八匁七七で、四宝銀一〇〇貫目につき金一二兩二分二朱と銀三貫〇一一匁〇五五とないと報告してゐる。

なお、九月分の勘定を集計した覚書があるのでそれを示すことにする（第8表）。

吹分所では中借として諸雑用の勘定帳提出以前に吹分け中に入用を請取つてゐる。例えば十月六日に金四二一兩一分と銀七匁一六を、十月十三日に銀四〇貫目を、十二月十四日に銀七〇貫目を請取つてゐるが、金は乾字金、銀は四宝銀で当時の通用金銀である。江戸では品物の代価支払は金建てであるが、銀四〇貫目は六〇目替の計算で中借したようであつて、これを金に両替したところ金五四六兩と銀四六匁となつて、一兩につき銀一三匁一七の損亡で、結局七貫一九四匁の損銀となるとして、十月十七日に泉屋より割増銀の給与を願つてゐる。吹分けの差鉛として、大坂で七月に一万六〇〇〇貫目代銀一六二貫五〇〇目、九月に四〇〇〇貫目代銀四三貫目を購入し



第8表 江戸吹分所諸雑用勘定（正徳4年9月）

金	銀	項	目
380 兩分	2 匁	126.31	吹雑用勘定表
122	3	42.51 (1)	役所諸入用・給金・飯代
503	1	168.82	小計 金にして506兩と銀3匁82 (2)
506		3.82	(2)
290	3	6.27	鉛燃捨り1,599貫700目代 1兩につき鉛5貫500目替の概算
796	3	10.09	計
(1)の内訳			
36	1	10	手代20人・小使下男給金
11	2		通勤人数12人賃金
57	1	13.5	上の人数飯代
3	3	6.43	焼炭54俵代
8	2	5.6	灯油5斗2升
2	3	1.23	紙墨筆代
2	3	5.75	蠟燭217丁代
122	3	42.51	計

出典)「江戸銀銅吹分御勘定牒留」25-6-2

て、一〇〇斤入一二五〇  
箇の包装で江戸へ送られ  
た。大坂・江戸間の船賃  
銀八貫二五〇目、江戸で  
土蔵入日用賃・川(隅田川)  
の船賃・包延代・荷作り  
日用賃が計二貫三一二匁  
五で、鉛代を合わせて二  
一六貫〇六二匁五となり、  
一〇〇斤につき平均一七  
二匁八五と計算されてい  
る。蔵入とは浅草御蔵百  
七番へ納めることで、十  
月二十四日に一万貫目を

蔵入している。<sup>⑨</sup>

正徳五年正月に泉屋と多田屋市郎兵衛より提出した「午九月より十一月迄御銀吹方并吹雑用役所入用御勘定帳」に、吹分け方・雑用・役所入用などをまとめている（第9・10表）。

上銀とは上灰吹銀とも記されて、銀貨鑄造に充当する銀であり、このころ一割入灰吹銀とも称している。これは慶長銀一貫一〇〇目すなわち一割を増歩して一貫目と替えて買上げる灰吹銀である。右の九月から十一月までの吹入れにおいて三宝銀の出灰吹銀に対しては上銀はその九五%、四宝銀のそれに対しては九七%ほどに計上されている。吹分所の出灰吹銀に対し銀座において歩

入を確かめ、すなわち一割入の歩入の上銀に計算するわけである。吹分けの出灰吹銀の品位と上納の関係や上銀・歩入銀の問題については後に述べることにする。

十二月十八日に泉屋の吹分け出銅についての覚書を多田屋市郎兵衛が萩原源左衛門へ持参している。萩原は勘定組頭で銀吹替方長崎御用銅吟味方を勤めていた。その覚に

九九二貫目

九月中出銅

備	考
8月晦日請取	9月2・3日吹入
9～11月請取	
9月5～晦日吹入	
10月中吹入	
11月中吹入	

第9表 江戸吹分所吹分け勘定 (正徳4年9~11月)

吹元銀	出灰吹銀	此上銀	出銅	吹減
貫目	貫 匁	貫 匁	貫 匁	貫 匁
三宝銀 300	100,160.2	95,650.341	179,500	20,339.8
四宝銀 4,000				
内 1,100	225,287.5	217,501.786	812,500	62,212.5
1,400	286,229.5	277,356.465	1,112,000	1,770.5
1,500	304,399.7		1,148,500	47,100.3

出典)「午九月ふ十一月迄御銀吹分方并吹雑用役所入用御勘定帳」19-2-1

第10表 江戸吹分所諸雑用勘定 (正徳4年9~11月)

金 銀	項 目
両 分 貫 匁	
380 2 58,703.3	吹方雑用
10 41,685.89	9~11月御用場諸入用
30 3 22,867.05	細工人道中遣飯代、手代下男給銀飯代、新規床構の入用、役所諸入用
421 1 123,256.24	計 8~11月鉛6,181貫目請取 この内燃捨り鉛代含む

出典)「午九月ふ十一月迄御銀吹分方并吹雑用役所入用御勘定帳」19-2-1

第11表 江戸吹分所吹分け勘定 (正徳4年12月~5年3月)

吹入銀	出灰吹銀	出銅	吹減
貫目	貫 匁	貫 目	貫 匁
12月中吹入 四宝銀 1,000	203,165.5	771,500	25,334.5
正月中吹入 四宝銀 1,050	212,027	817,000	20,973
2月中吹入 四宝銀 1,500	296,565	1,126,000	77,435
3月中吹入 四宝銀 1,300	260,571	1,000,000	39,429

出典)「江戸銀銅吹分御勘定牒留」25-6-2

「未二月分御銀吹分方并吹雑用役所入用御勘定帳」19-2-2

「未三月分御銀吹分方并吹雑用役所入用御勘定帳」19-2-3

一一一二貫目

十月中同

一一四八貫五〇〇目

十一月中同

計三二五二貫五〇〇目

内 一七九貫五〇〇目

三宝銀三〇〇貫目分出銅、一〇〇貫目につき五九貫八三三匁

三〇七三貫

四宝銀四〇〇〇貫目分出銅、一〇〇貫目につき七六貫八二五匁

とある。<sup>⑩</sup>

正徳四年十二月、同五年正・二・三月の泉屋より提出した「御銀吹分方并吹雑用役所入用勘定帳」によって、吹入れ勘定のみを記すと第11表のとおりである。

なお正徳五年四月に、同四年九月から五年三月まで、三宝・四宝銀九一五〇貫目の吹分けにて出たから、みのうち六〇貫目は金屋七兵衛ら三人の入札者に払下げ、五三八〇貫目は金屋七兵衛へ渡した。一〇〇貫目につき銀四一匁三の割で二貫二四六匁七二となる。この代銀は差図次第御勘定所へ上納することを村井次郎四郎へ届けている。

(三) 吹分けの停止と鉸銅

第12表 江戸吹分所吹分け勘定 (正徳5年)

吹入銀	出灰吹銀	上銀に直し	出銅高	吹減
貫目	貫匁	貫匁	貫目	貫匁
三宝銀 2,300	748,812.4	722,269.988	1,540,500	10,687.6
四宝銀 12,400	2,588,534	2,498,751.945	9,622,500	271,699.2

出典)「未年中江戸京都宝永三宝四宝銀出灰吹出銅吹減燃捨鉛并京都吹雑用役所諸入用銀書付」19-3-23

江戸吹分所の吹分けは正徳六(享保元)年正月で打切られた。この月に火災によって吹分所は焼失したのである。正徳六年四月に泉屋ら組頭四人連名で、江戸・京都の正徳五年一カ年の吹方平均と京都吹分け雑用諸入用の平均を報告した覚があるので、同年中の江戸吹分け高を第12表に示すことにする。但し燃捨り鉛については、同年中の京都吹分所の吹分けの分と併せて後に記す。上銀に直すとして、三宝・四宝両銀ともに、ほぼ三・五%を差引いているらしい。平均して歩入六歩一五ほどの銀位となる。

吹分けの出銅について、正徳五年正月これを玉銅に吹く次第結果を泉屋が認め、この書付を越えて三月二日に銀座にて銀掛り役人で勘定中の堀内源右衛門へ届けている。それは吹分け出銅一〇貫目は吹減八〇〇目で玉銅九貫二〇〇目となり、吹雑用銀二〇匁五五(金一両銀六〇目替)となるとし、この入用を出銅で渡すとすれば二貫九三〇目にあたり、玉銅一〇貫目を吹くためには吹減八七〇目と入用分を合せて吹分け出銅一三貫

八〇〇目の積りでお渡しあれば銀座の損失もないことと思うとある。三月二十二日付覚もほぼ同様の主旨を記して、手代喜右衛門が持参し銀座で勘定組頭坂本新左衛門へ渡ししている。<sup>⑪</sup>これによると、江戸吹分所の吹分け出銅の少なくとも一部は、新銀鑄造の差銅である玉銅として用いられたであろう。

江戸吹分所に勤番として詰めた銅吹屋は半年交替であるが、組頭と平吹屋兩人ずつ出府したようである。正徳四年四月大坂屋・丸銅屋が最初に江戸へ下り組頭として勤めるが、同年九月泉屋吉左衛門が兩人のうち交替として江戸へ下った。丸銅屋は九月まで勤番であったが交替したらしい。平吹屋は添勤番として一人が交替して吹分所に詰めており、組頭は宿所から交替通勤したようである。泉屋と前後して多田屋市郎兵衛が出府したと思われる。泉屋は翌正徳五年四月末に江戸を立ち五月十三日京着、十八日に大坂へ下った。五月五日に平野屋忠兵衛が江戸着、吹分所の向いに所在する泉屋の屋敷に当分宿泊することになった。平野屋は多田屋と交替し、多田屋は六月初旬に江戸を立った。五月には組頭の大塚屋吉右衛門が江戸へ下着して泉屋と交替している。<sup>⑫</sup>同年十二月ころには大坂屋と丸銅屋が勤番であった。

この間、正徳五年三月に月番泉屋理助・丸銅屋喜右衛門から泉屋吉左衛門へあてて、買物諸入

用・細工人用銅茶釜その他の買物など計金五二八兩三分二朱と銀三貫七四〇目六五、金計算で合計五九一兩と銀一三匁一五となる報告をしている。この月番は泉屋・丸銅屋の手代で元締と称するものであろうか。<sup>13)</sup>

細工人・吹子差・手伝は一カ年交替とされるが、正徳五年七月に組頭の大塚屋吉右衛門より吹分御用掛り役人へあてて、吹分所細工人・吹子差・手伝など新しく入替えたく替り人を上方へ申し送っており、都合五〇人(符箋に四八人)ほど下ったので、大坂出立より吹分所出勤までの賃銀・宿代・飯代などの給与を願っている。なお、既述のように前年八月に、細工人・手伝四三人がすでに大坂より下っており、やがて細工人ら二九人が下るはずと述べられている。

なお、元禄金の金銀吹分けについて付記する。正徳五年六月に勘定奉行水野因幡守(重格)の邸にて江戸町奉行中山出雲守(時春)・大目付中川淡路守(重恭)が立会って、金銀吹分けを三河屋久七に命ぜられた。それは同年春に、元禄金吹分けのためし吹を久七に仰せつけたところ、宝永六年以来の後藤方(金座にて)の吹分けより出金銀の量も増し吹分け入用も減じたからであるという。そこで大塚屋を召して久七は身上軽きものゆえ、諸事の差引を銀銅吹分所在勤の銅吹屋組頭に申しつけ、万端相談して金銀吹分けに精励するよう指示したことを告げた。大塚屋はこれを辞退し

たが水野奉行から上よりの命令で違背は許されないとし、老中阿部豊後守（正喬）のもとへも御用加役の礼に出頭するよう命ぜられた。六月十八日金銀吹替御用掛り勘定奉行へあてて、久七ととも不起請文を認めている。久七のためし吹は泉屋の吹所を借りて行われたが、六月十六、七日に銀銅吹分所の北隣に新規に普請が成った<sup>⑩</sup>。

江戸吹分所の吹分けは前述のように正徳六年正月に停止されたが、江戸の地誌の類に吹分所について記録するところがあるうか。「御府内備考」卷十三に銅吹座蹟として次のように記している。

「文露叢」といふ記に、正徳四年五月十三日浅草諏訪町銅吹座にて、銀ためし吹改仰付らると見へたり。是を吹し商人は江戸大坂久左衛門・花田七兵衛・京九金屋次郎兵衛・谷長左衛門なりと云。

この記事には混同錯誤が多く、京九金屋は丸銅屋を、江戸大坂久左衛門は大坂屋を指すようであり、谷長左衛門は新銀の両替にあたった両替屋である。銅吹座とあるのは吹分所を指すらしいが、諏訪町には銀座役所があり、この書にはこの銀座と混同するところもあるらしい。正徳四年八月銀（新銀）の吹方は、江戸では浅草つまり諏訪町銀座役所にて大黒長左衛門に仰せつけられたのである。



註

- ① 「銀銅吹分万留牒」 架蔵番号一九一二一五
- ② 「浅草諏訪町之絵図」 二五―六―九一―一  
この図には「未(正徳五)二月十五日水野因幡守様萩原源左衛門様へ指上候絵図控」の裏書がある。
- ③ 「銀銅吹分所近隣絵図」 二五―六―九一―二  
①に同じ
- ④ 「正徳四甲午載五月ヨリ始 江戸銀銅吹分ヶ諸證文留」  
二五―六―一
- ⑤ ⑤に同じ
- ⑥ ①に同じ
- ⑦ ①に同じ
- ⑧ 「江戸銀銅吹分御勘定牒留」 二五―六―二
- ⑨ 「江戸会所公用帳書抜」 二五―六―三  
⑤に同じ
- ⑩ ⑤に同じ
- ⑪ ⑤に同じ
- ⑫ 「未ノ五月 江戸吹分所ヨリ登リ候連状写」 二五―六―一五
- ⑬ 「正徳五歳未三月 未正月二月三月小買物諸雜用精帳」  
二五―六―四
- ⑭ 「未ノ五月々 江戸大塚や勤番之内申来候扣」 二五―六―七

三 京都吹分所の銀銅吹分け

(一) 京都吹分所の開設

京都吹分所の銀銅吹分けは正徳四年十一月から享保三年閏十月まで行われ、翌十一月に停止さ

れた。吹分所は両替町御池上ルの銀座元年寄中村内蔵助・深江庄左衛門闕所の家屋敷に設けられて十月末には普請が成ったようである。

さて、銀座年寄中村内蔵助・深江庄左衛門・中村四郎右衛門・関善左衛門の四人は、品位の落ちた銀貨鑄造などの問題に関連して処罰をうけ闕所となったが、四人の家屋敷は二三カ所あった。その内一二カ所は入札によって払下げられ、その代銀は貸付けて利足銀をもって銀銅吹分所の入用に渡すように、十二月勘定奉行より指示されたという。また、その内二カ所は銀銅吹分所および吹分細工人役所等にあてられた。<sup>①</sup>

一カ所深江庄左衛門屋敷

表口一八間程  
裏行二二間程

一カ所中村内蔵助屋敷

表口一九間程  
裏行一六間程

吹分所が両替町御池上ルに所在したことは、享保四年七月二十一日の町触に、両替町御池上ル吹分所の壊木道具釘瓦壁下地が払下げになり、それと御用の材木を堀川御池上ル御竹蔵まで運ぶことを、入札に付することとし、二十二日から吹分所へ越して目論見<sup>もくろみ</sup>をして希望のもの入札、二十五日四つ時に西役所へ持参するように触れているから、明らかである。<sup>②</sup>

また闕所のうち家屋敷四カ所は吹分所御用掛りの御勘定・御徒目付・御小人目付の宿舎にあてられた。さらに四人所有物の払物品代銀のうち銀六九貫六九二匁二五は、前述の吹分所および吹分け細工人役所等の普請入用として交付されている。

吹分所御用掛りは正徳四年十月上京している。すなわち

御勘定組頭 一人 御勘定 四人

御徒目付 四人 御小人目付 八人

であり、御小人目付八人に水夫五人を付けた。翌年三月御勘定組頭一人・御勘定二人・御徒目付二人・御小人目付二人を減員した。

なお、吹分所役人として、泉屋吉左衛門ら組頭四人、平野屋忠兵衛ら添役三人、平野屋市郎兵衛ら吹屋一〇人、計一七人をあげ、右大坂銅座のものが京都吹分所へ交替で詰めることを、正徳四年十一月仰せつけられたとある。また吹分所へ常時詰める人数として

元 締 泉屋理右衛門 野村権右衛門

吹方役 田代庄兵衛 ほか六人

改所役 中村勘七 ほか五人

銀掛灰吹改役 香川多助 ほか一人

筆者役 岡本半平

台所役 松原七右衛門

勝手口改役 福知与助 ほか二人

右のほか吹子五〇人ほど大坂より、さしこ六〇人ほど雇人とある。また別の記録に、大坂より詰める役として組頭一人・平吹屋一人・元締二人・手代二〇人、そのほか細工人・働人計一三〇人より一四〇人とみえる。組頭そのほかの吹屋は交替で詰め、吹方役より勝手口改役までは手代の役とみられる。吹子は細工人で、さしこは吹子差らを指すようである。

住友家の記録によると、正徳四年十月の記事中に、銀掛り御役人様方御屋敷所書として、老中西ノ丸下 阿部豊後守をはじめ、役種・所書・姓氏名を計三六人について記しているが、姓氏名の上に〇印を付して「此度、京へ御登り被成候」とある。次の諸氏である（所書きは略す）<sup>④</sup>。

御勘定頭 水野因幡守

御目付 丸茂五郎兵衛

御吟味役 萩原源左衛門

御勘定御組頭

細井助九郎

御勘定中(巻)

小林孫四郎

河野弥市郎

古郡孫太夫

佐藤甚太夫

御徒目付

向山長右衛門

小高作左衛門

渡部惣四郎

新 甚左衛門

御小人目付

宮原丞右衛門

春日井清藏

神田清六郎

矢沢四郎左衛門

永田平四郎

白井武兵衛

鈴木助平

浅岡助左衛門

正徳四年十一月に丸銅屋が記した九月八日から十六日までの江戸道中遣金、京着以後京都吹分所普請が成る十月三十日までの雑用、細工人を大坂より呼び吹き方が始まるまでの賃銀飯代、および床前新規の仕立入用などの覚がある。<sup>⑤</sup>

一金一九兩二分二朱

丸銅屋が江戸より登る日数八日、道中上下七人遣金、錢五八貫

八七五文、平均金一両錢三貫文としての金高。

第13表 京都吹分所新規仕立諸床入用

金	銀	項	目
5	1	10.25	土2,020貫目 10貫目につき2匁
	1	5.25	砂2石 1石につき12匁
1		12	藁灰・紺屋灰3石 1石につき29匁
10		2.5	下炭215俵 1俵につき3匁5
2	3	14.25	〃 63俵 1俵につき3匁5
2	1	6.25	銅網5枚 1枚につき35匁
2	1	3.25	銅羽口17本 手間賃とも1本につき10匁117
4	1	15.93	銅48貫200目 10貫目につき69匁437

正徳・享保の新銀鑄造と銀銅吹分け

出典)「午ノ十一月分御勘定帳扣」26-1-1

一金三三兩一分と銀九匁二五  
 吹分所の普請の成る十月三十日までの店賃および惣人数飯代。銀二貫五〇三匁、一兩銀七五匁替としての金高。  
 一 金三五兩三分と銀二匁七五 細工人二三人・手伝八人計三人の京着から十月三十日役所の普請が成り吹分けが始まるまでの賃銀飯代。  
 また新規に仕立てた合床五挺・南蛮床一挺・灰吹床一挺の入用は第13表のとおりである。  
 以上の惣計が金一一六兩二分二朱と銀八一匁六八となり、金一兩銀七五匁替で八貫八二八匁五五五となる。やがて南蛮床六挺・灰吹床六挺を建増してその惣入用銀一貫一八八匁四四を計上している。<sup>⑥</sup>

(二) 正徳四・五年の吹分け

さて京都吹分所の正徳四年十一月分・十二月分の「御銀吹方帳」・「吹雑用」・「惣人数飯代給金諸雑用并大坂往来遣金」の諸勘定帳(十一月分惣人数云々勘定帳は丸銅屋・大塚屋署名、同月分他は丸銅屋、十二月分は大塚屋の署名)で残るものがあるが、両月分を併せた勘定帳があるのでそれによって述べよう。<sup>⑦</sup>

午十一月中に四宝銀八〇〇貫目、三宝銀一五〇貫五〇〇目を、十二月中に宝永銀七五〇貫目を、計一七〇〇貫五〇〇目を吹分所は請取っているが、その吹分けは第14表のごとくである。残銀宝永銀五〇貫目、三宝銀五〇〇目は翌年正月の吹元にあてられる。出灰吹銀二一八貫二九一匁九は十一月中に上納して、細井助九郎・古郡孫太夫・小林孫四郎・河野弥市郎・佐藤甚太夫・向山長右衛門・小高作左衛門・渡辺惣四郎・新甚左衛門の印形が上納の度ごとに帳面に据えられるとある。三六三貫〇一九匁九は十二月中に上納し、在京御用掛り前掲の役人が同じく上納度ごとに捺印する。また出銅は吹分方役所に預りおくことになった。なお、吹分け用鉛は十一月中に買上鉛六〇〇〇貫目を請取ったが、十一月四宝銀八〇〇貫目吹入れの差鉛高一三二五貫四〇〇目で、う

第14表 京都吹分所吹分け勘定 (正徳4年11・12月)

吹 入 銀			出灰吹銀	出 銅	吹 減
		貫目	貫 匁	貫 匁	貫 匁
四宝銀	11月中	800	169, 153	610, 960	19, 887
三宝銀	11月中	150	49, 138. 9	96, 140	4, 721. 1
宝永銀	12月中	700	363, 019. 9	318, 600	18, 380. 1
計		1, 650	581, 311. 8	1, 025, 700	42, 988. 2

出典) 「午十一月十二月御銀吹分方并吹雑用諸雑用御勘定帳」 26-1-3

ち燃捨り分が七一四貫六六三匁二、吹返しの正鉛が六一〇貫七三六匁八であり、同月三宝銀一五〇貫目吹入れの差鉛高二七〇貫目で、うち燃捨り分一五二貫五三六匁八、吹返し正鉛が一一七貫四六三匁二であった。さらに十二月宝永銀七〇〇貫目吹入れの差鉛高一六八六貫四〇〇目で、うち燃捨り分七〇一貫二〇〇目、吹返し正鉛が九八五貫二〇〇目で、結局は鉛払の計一五六八貫四〇〇目で、残高は四四三一貫六〇〇目となる。

吹分け雑用銀は第15表のごとくである。

京都吹分所惣人数飯代・給金・諸雑用并大坂往来遣金は第16表のごとくである。元締は泉屋理右衛門・野村権右衛門で十月に上京し、三カ月分役料金四五両である。すなわち一人一カ年金九〇両、二人で一八〇両で一カ月分一五両となる。手代の給金は一カ年一人につき金一〇両で、三人二カ月分は五両となる。小使・下男給金は一カ年一人につき金五両、火の番は同じく金三両二分としている。以上の役料・給



第15表 京都吹分所雑用勘定 (正徳4年11・12月)

銀 額	項 目
8,676.8	炭1,496俵 1俵につき5匁8
437.76	土1,188貫800目 100貫目につき20目
210	砂7石5斗 1石につき12匁
61.05	摺糠16俵半 1俵につき3匁7
924	下炭231俵 1俵につき4匁
267.16	吹子痛代 11月分27挺、12月分27挺
1,380.4	灰47石6斗 1石につき29匁
108	鉸木360本 1本につき0匁3
1,116.4	鉄道具損賃
763	狸皮109枚痛代 1枚につき7匁
280	道具損賃
3,704	細工人賃銀926人 1日1人につき4匁
1,693.5	吹子差賃銀1,129人 1日1人につき1匁5
888	手伝賃銀592人 1日1人につき1匁5
6,742	細工人・吹子差・手伝飯代3,371人 1日1人につき2匁
27,252.07	計

三 京都吹分所の銀銅吹分け

出典)「午十一月十二月御銀吹分方并吹雑用諸雑用御勘定帳」26-1-3

金は金一両銀七五匁替の計算で銀で支払われている。勤番のもの両人ずつ(組頭と添勤番平吹屋各一人)二カ月交替で勤めるので、一カ年に上下一二度の計算となり遣金高九兩二分と銀六匁とし、七五匁替で七二〇目となり、一カ月に割って六〇目、十一、十二の二カ月分一二〇目としている。細工人三人は大坂から半年交替で勤め大坂上下の遣銀一カ年金二両に積って銀一五〇目に替え、一カ月一二匁五となる。

さてまた京都吹分所においての

第16表 京都吹分所惣人数飯代・給金・諸雑用・  
大坂往来遣金勘定（正徳4年11・12月）

銀 額	項 目
7,418.75	元締役料・手代15人給金・小使下男火番22人給金 内3貫375匁 元締2人役料 10・11・12の3ヵ月分金 45両の代銀 375匁 手代3人江戸より連れ上る 9・10の2ヵ 月分金5両の代銀 375匁 10月抱えの手代6人の10月分給金5両の 代銀 156匁25 10月抱えの下男5人の10月分給金2両と 5匁の代銀 1貫875匁 手代15人11・12月分給金25両の代銀 1貫目 小使・下男16人11・12の2ヵ月分給金13 両1分と5匁の代銀 262匁5 火の番6人11・12の2ヵ月分給金3両2 分の代銀
120	勤番2人大坂往来遣銀 11・12の2ヵ月分
25	細工人31人大坂上下遣銀 11・12の2ヵ月分
6,390	役所勤上下48人飯代 11・12の2ヵ月60日分 内3貫150目 組頭1・手代2・添役1・元締2・役所手代 15の都合21人の飯代 1日1人につき2匁 5で1,260人分 2貫520目 小使・下男21人の飯代 1日1人につき2 匁で1,260人分 720目 火の番6人の飯代 1日1人につき2匁で 360人分
1,055.6	焼炭182俵 1俵につき5匁8
872.6	灯油9斗8升代
393	紙筆墨代
150	蠟燭150挺
16,424.95	計

正徳・享保の新銀鑄造と銀銅吹分け

五八

正徳五年正月から同年十一月までの吹分方・吹分け雑用惣人数飯代・給金・諸雑用并大坂往来遣金の勘定帳が残っている。<sup>④</sup>

吹分方勘定帳によると、三宝銀五〇〇目、宝永銀五〇貫目は前年十二月勘定表吹入の残りである。正徳五年正月から十一月までの請取高は右の残り高を合計して

宝永銀	七一三四貫目
三宝銀	二一七六貫目
四宝銀	五〇四〇貫目
計	一万四三五〇貫目

となつている。そして吹分け高は三品の銀を合せて一万三四五〇貫目で四宝銀九〇〇貫目は十二月の吹元に残された。吹分けの結果は第17表のとおりである。このほかに鬼からみより絞った灰吹銀と出銅がある。鬼からみとは銀吹分けの工程において生ずるからみであろう。正徳四年十一月の吹初めから同五年四月までに生じた鬼からみより絞った出灰吹銀三貫九八四匁五、出銅七六貫一〇〇目で、ほかに鉛一二二貫一〇〇目とあり、正徳五年五月から十月までに生じた鬼からみより絞った出灰吹銀五貫一九一匁、出銅一〇〇貫九〇〇目、ほかに鉛二九八貫四〇〇目とある。

第17表 京都吹分所吹分け勘定（正徳5年正～11月）

吹入銀	出灰吹銀	出銅	吹減
宝永銀 7,134 <sup>貫目</sup>	3,732,187.8 <sup>貫匁</sup>	3,254,400 <sup>貫目</sup>	147,412.2 <sup>貫匁</sup>
三宝銀 2,176	735,409.9	1,415,500	25,090.1
四宝銀 4,140	879,423.2	3,210,700	49,876.8
計 13,450	5,347,020.9	7,880,600	

出典)「午十一月十二月御銀吹分方并吹雑用諸雑用御勘定帳」26-1-3

正徳・享保の新銀鑄造と銀銅吹分け

六〇

これを七月と十一月に上納し委細は勘定帳に記して届けている。この分を加算して出灰吹銀五三五六貫一九六匁四、出銅八〇五七貫六〇〇目となる。以上灰吹銀は十一月まで毎月を上納し、勘定帳には細井助九郎・古郡孫太夫より新甚左衛門にいたる御用掛り役人の印形が捺されている。

出銅は前年十二月勘定表に残る分が一〇二五貫七〇〇目、正月より十一月までの分が七八八〇貫六〇〇目、鬼からみよりの分が一七七貫目で計九〇八三貫三〇〇目となる。そのうち前年十一月から七月までの出銅五三八九貫二〇〇目を入札に付し、九月二十三、二十四日の兩度に錢座の与兵衛が落札して彼に渡された。未(正徳五)八月十九日付の京都町触に、銀吹分所の銅五三〇〇貫目余を払うについて来る二十三日四つ時までには右役所へ望みのものは敷銀一貫目を持参して入札し、札披ぎのことは同役所において差図を請けるべしとする旨がみえる<sup>⑧</sup>。残銅三六九四貫一〇〇目は吹方役所に預かることになった。

鉛の元払の計算は

四四三一貫六〇〇目

前年十二月勘定表残り

二万〇〇〇〇貫目

正徳五年三月—十月三度に買上鉛を請取る

一二二貫一〇〇目

正徳五年七月

二九八貫四〇〇目

同 年十一月

鬼からみ吹拔出鉛を請取る

計二万四八五二貫一〇〇目

一万一七一貫三〇〇目

払い計

残一万三一四〇貫八〇〇目

となる。払いの内訳は第18表のとおりである。燃捨り鉛高の合計が払高にあたる。吹返し正鉛はもとより差鉛に次々とあてられる。

未正月から十一月までの吹分け雑用銀は第19表のごとくである。

次に惣人数飯代・給金・諸雑用并大坂往来遣金の勘定は第20表のごとくである。元締は続いて泉屋理右衛門・野村権右衛門の兩人で役料は一人一カ年金九〇両である。一カ年につき手代金一〇両、小使・下男金五両、火の番金三両二分の給金はやはり変わらない。正徳四年十一月以来金

第18表 京都吹分所吹分け差鉛元払 (正徳5年正~11月)

吹入銀	差鉛高	燃捨り鉛高	吹返正鉛高
宝永銀 7,134 <sup>貫目</sup>	17,158,820 <sup>貫匁</sup>	7,160,600 <sup>貫目</sup>	9,978,220 <sup>貫目</sup>
三宝銀 2,176	5,030,700	1,693,200	3,337,500
四宝銀 4,140	6,422,300	2,857,500	3,564,800

出典)「午十一月十二月御銀吹分方并吹雑用諸雑用御勘定帳」26-1-3

第19表 京都吹分所雑用勘定 (正徳5年正~11月)

銀額	項目
63,426.6 <sup>貫匁</sup>	炭10,963俵
3,334.8	土16,674俵
1,596	砂133石
355.2	摺糠96俵
4,498.3	下炭1,139俵
1,948.17	吹子痛代
14,978.21	灰516石4斗9升
816	鉸木2,720本
11,523.8	鉄道具損賃
5,089	狸革727枚痛代
1,940	飯切桶・解土桶・檜杓・風袋・銅箱等
25,578	細工人賃銀6,394人半 1日1人につき4匁
11,724	吹子差賃銀7,816人 1日1人につき1匁5
6,288	手伝賃銀4,192人 1日1人につき1匁5
48,448	細工人・吹子差・手伝24,224人飯代 1日1人につき2匁
201,544.08	計

出典)「午十一月十二月御銀吹分方并吹雑用諸雑用御勘定帳」26-1-3

第20表 京都吹分所惣人数飯代・給金・諸雑用・  
大坂往来遣金勘定（正徳5年正～11月）

銀 額	項 目
三 京都吹分所の銀銅吹分け 29,631.25	元締役料・手代15人給金・小使下男火番22人給金 内12貫375匁 元締2人役料 正～11月11ヵ月分165両 の代銀 10貫312匁5 手代15人給金 正～11月分137両2分の 代銀 5貫500目 小使・下男16人給金 正～11月分73両1 分と5匁の代銀 1貫443匁75 火番6人給金 正～11月分19両1分の代 銀
660	勤番2人大坂往来遣銀 正～11月分
137.5	細工人31人大坂往来遣銀 正～11月分
34,612.5	役所勤上下48人飯代 正～11月325日分 内17貫062匁5 組頭1・手代2・添役1・元締2・役所手 代15都合21人 1日1人につき2匁5で 6,825人分 13貫650目 小使・下男21人 1日1人につき2匁で 6,825人分 3貫900目 火番6人 1日1人につき2匁で1,950人 分
3,927	焼炭693俵 1俵につき5匁666余
4,518.8	灯油5石3斗4升
2,310	紙筆墨代
970	蠟燭970挺
六三 76,767.05	計

出典)「午十一月十二月御銀吹分方并吹雑用諸雑用御勘定帳」26-1-3

一兩銀七五匁替の相場定もそのままである。勤番二人、二カ月交替、遣金計算も前と同様、細工人三人、半年交替についても同様である。

なお、この期間の入用として大針口・天秤など買上物代、銅置場土蔵内の仕切普請入用、合床・灰吹床の煙巻継足しの入用、鬼からみの処理関係の入用など、計銀七貫一八九匁がある。鬼からみ処理の入用については次のように記される。

四月から七月まで鬼からみ仕立は、はたき手伝二二人、ゆりもの師一六〇人の賃銀飯代が一貫三三三匁五であり、七月から十一月仕立の分は、はたき手伝六七五人、ゆりもの師三三四人の賃銀飯代と、ゆり鉢三枚・からみとおし一〇枚の代を合わせて三貫五八〇匁五である。以上、雑用銀以下の惣計が銀二八五貫五〇〇目である。

燃捨り鉛
7,666,800
1,693,200
3,468,900

役所諸入用銀書付」

(正徳5年)

燃捨り鉛	100貫目につ き燃捨り鉛
7,666,800	99,776 余
3,605,100	80,540
12,390,400	70,580 余

役所諸入用銀書付」

さて、江戸吹分所の記述中にその一部を引用したが、「未(正徳五)中江戸京都宝永三宝四宝銀出灰吹出銅吹滅燃捨鉛并京都吹雑用役所入用銀書付」に、出灰吹銀の上銀換算と、吹分け諸品の銀一〇〇貫目について出上銀高



第21表 京都吹分所吹分け勘定 (正徳5年)

吹元銀	出灰吹銀	上銀に直し	出銅	吹減高
宝永銀 7,684 <sup>貫目</sup>	4,026,637.3 <sup>貫匁</sup>	3,865,608.058 <sup>貫匁</sup>	3,506,600 <sup>貫目</sup>	150,762.7 <sup>貫匁</sup>
三宝銀 2,176	735,409.9	702,366.932	1,415,500	25,900
四宝銀 5,040	1,072,673.7	1,025,765.826	3,910,400	150,762.7

出典) 「未年中江戸京都宝永三宝四宝銀出灰吹出銅吹減燃捨鉛并京都吹雑用  
19-3-23

第22表 江戸・京都吹分所諸品銀100貫目吹分け勘定

吹元銀	出灰吹銀 上銀に直し	100貫目につ き上銀	出銅	100貫目につ き出銅
宝永銀 7,684 <sup>貫目</sup>	3,865,608.058 <sup>貫匁</sup>	50,307.235 <sup>貫匁</sup>	3,506,600 <sup>貫目</sup>	45,635余 <sup>貫匁</sup>
三宝銀 4,476	1,424,636.92	31,828.34余	2,956,000	66,041.1余
四宝銀 17,440	3,524,517.7715	20,209.39余	13,532,900	77,596.9

出典) 「未年中江戸京都宝永三宝四宝銀出灰吹出銅吹減燃捨鉛并京都吹雑用  
19-3-23

の積りを記載しており、これは諸品銀のそれぞれの規定の銀位量目を比較できよう。また諸品銀一〇〇貫目についての出銅高・吹減高・燃捨り鉛高をも示している(第21・22表)。鉛代銀について、正徳五年二月と五月の京都の買上平均値段は鉛一〇貫目について銀一二二匁二二とあり、京都吹分所の三宝・四宝銀吹分においてこの値段に積って計算している。

また京都吹分所正徳五年一カ年分の雑用銀、すなわち吹分け遣炭・土砂・吹子狸皮等の痛代や細工人以下の給銀飯代など銀二二一貫四三八匁七七を、同役所諸入用、すなわち元締・手代・下男の役料給金、大坂往来銀、油紙類など諸品入用、役所詰人飯代など銀一二〇

第23表 京都吹分所諸品銀100貫目吹分け雑用見積（正徳5年2月）

吹元銀	出上灰吹銀	出銅	吹雑用銀	再処理	燃捨り鉛
貫目	貫目	貫目	貫目		貫目
宝永銀 100	49,700	45,000	2,300	4 篇吹・屑吹	100
三宝銀 100	31,500	64,000	1,590	3 篇吹・屑吹	85
四宝銀 100	19,500	76,500	1,540	3 篇吹・屑吹	75

出典) 「銀銅吹雑用役所諸入用京江戸両所共仲間江請込申時之積り存寄書之扣」19-2-20

正徳・享保の新銀鑄造と銀銅吹分け

六六

貫一五〇匁九四、この合計三四一貫五八九匁七一で吹元銀一〇〇貫目について二貫二九二匁五四八余にあたるという。

正徳五年二月のことであるが、組頭三人の名で「京都吹分所存寄之覚」として、吹元銀一〇〇貫目について出上灰吹銀・出銅・吹雑用銀・燃捨り鉛の高を積って提出している（第23表）。このほか一カ月分の役所諸入用として銀一〇貫一一匁九五を積っている。なお、一カ年の吹分け日数は休日およそ七六日を引いて二八四日であり、吹分高の積りは宝永銀のみであれば一万四二〇〇貫目ほど三宝・四宝銀のみであれば一万八四〇〇貫目ほどであるという。宝永銀の場合は、絞銅を次々と吹いて四篇吹となり、燃捨り鉛高も多くなり、また吹分高も少なくなるわけであろう。京都在の細工人・吹子差・手伝人数は計七〇人である。

右の「存寄之覚」の根拠とすると、江戸吹分所のそれと対比しながら説明している。

宝永銀の出灰吹銀は京都で吹元銀一〇〇貫目につき上灰吹銀計算で四九貫九八九匁まで出したことがあるが、これは出方が余りに多く四九貫七〇〇目とした。江戸では宝永銀の吹分けはなかった。三宝銀は江戸では一〇〇貫目につき上灰吹銀計算で三一貫八六九匁まで出たが、京都では三一貫五四匁余出たので三一貫五〇〇目とした。四宝銀は京都で一〇〇貫目につき上灰吹銀計算で二〇貫〇九〇匁余まで出たが、これは銀座より四宝銀中に三宝銀を交えて請取ったので多くなったと思われるので江戸の吹分けの状況を考えて一九貫五〇〇目と記したとある。差鉛には秋田鉛を使用するが、秋田鉛一〇〇斤につき垂り銀一〇匁ほどあり、合せ鉛一〇〇貫目のときは垂り銀六〇匁余ほど出ることになる。燃捨り鉛を除く残り留粕を吹返した二番・三番の鉛には垂り銀はよほど無くなり、これを吹き方へやり使用したときの出灰吹銀がその吹元銀の実際の銀高となる。正徳四年十一月京都では三宝銀一五〇貫目・四宝銀八〇〇貫目を吹入れ、十二月以来は宝永銀のみ吹入れた。宝永銀七貫五〇〇目に鉛一九割すなわち一四貫二五〇目を加えて計二一貫七五〇目を合床一吹としたが、二月十三日からは八貫目に差鉛一七割半、すなわち一四貫目を加えて計二一貫目を合床一吹としたとある。京都の床数は合床五挺で江戸と同数、南蛮床一七挺で江戸より三挺多く、灰吹床一八挺で江戸より四挺多く、そのうち合床四、南蛮床一一、灰吹床一

六挺をもって、一カ月およそ宝永銀一二〇〇貫目ほどは屑吹まで月内に仕廻い得るだろうとある。京都の現在の細工人（吹大工）・吹子差・手伝の人数は七〇人、江戸では七七人であるが、年中吹分高を一日に割って京都の格より江戸の吹入高が少ない理由を尋ねられるであろうが、京都は床数が多くまた細工人などに病人があれば大坂より呼び寄せられるなど勝手がよいからであると上申されたいとある。

さてまた吹雑用と役所諸入用積りの覚として先ず吹雑用を存寄書に銀二貫〇三〇目とあるが次の理由からであると説明している。

宝永銀一〇〇貫目について、正徳四年十二月と当年正月両月分四篇吹と屑吹までの吹雑用銀平均一貫九〇九匁九六であったが、細工人・吹子差・手伝二四〇人半の飯代一人前銀五分宛増銀一二〇匁二五を今回願ひ、計二貫〇三〇匁二一となる。よって前述の額を書上げたという。次に一カ月分役所諸入用として銀一〇貫一〇〇目を見積っているが、前年十一月から当年正月までの平均一カ月諸入用銀七二三匁二で、ほかに次の増銀を加えて一〇貫一一一匁九五となるからであるという。それは手代一〇人・下男三人の増人の給銀・飯代や飯代増銀などである。<sup>⑩</sup>

なお、正徳五年中の京都吹分所にての吹元銀請取は、正・四月は大坂屋久左衛門、三・六・七・

八月は丸銅屋次郎兵衛、二月は大塚屋吉右衛門・丸銅屋次郎兵衛、五月は大坂屋久左衛門・丸銅屋次郎兵衛、九月以後は泉屋吉左衛門のそれぞれ手形をもって行われた。

銀吹分け、吹分け雑用、惣人数飯代・給金・諸雑用・大坂往来遣金の勘定帳は、一カ年分としては前年十二月から当年十一月までの分を記して届ける定になっていたことは既述のとおりであり、京都の場合組頭四人の連名をもってしている。但し京都吹分所の正徳四、五年分は同所が正徳四年十一月から吹分けを開始した関係もあって、十一、十二月分を勘定し、正徳五年分は正月から十一月までの分を勘定して届けている。

(三) 享保元々三年の吹分け

享保三年に組頭四人から御勘定所へ届けた正徳五年十二月から享保元年十一月までの銀吹分け・吹分け雑用・諸雑用の勘定をみよう。<sup>⑩</sup>

四宝銀九〇〇貫目は正徳五年十一月勘定表の残り銀で十一月中に請取り同月中に吹入れたが、十二月中に絞りが済んだので十二月の勘定に入れたという。同十二月中から享保元年十一月中までの請取高を加えて、宝永銀八五一八貫目、三宝銀四四八二貫目、四宝銀一万〇二四〇貫目で

第24表 京都吹分所吹分け勘定（正徳5年12月～享保元年11月）

吹元銀	出灰吹銀	出銅	吹減
宝永銀 8,518 <sup>貫目</sup>	4,522,140.4 <sup>貫匁</sup>	3,924,300 <sup>貫目</sup>	71,559.6 <sup>貫匁</sup>
三宝銀 3,882	1,307,437.8	2,554,700	19,862.2
四宝銀 9,440	1,998,276.8	7,379,300	62,423.2

出典)「午十一月十二月御銀吹分方并吹雑用諸雑用御勘定帳」26-1-3

計二万三二四〇貫目となる。このうち享保元年十一月中までの吹分高は二万一八四〇貫目で、吹分け勘定は第24表のごとくである。このほか正徳五年十一月から享保元年八月までの鬼からみより絞った灰吹銀八貫三〇一匁五、出銅一四三貫一〇〇目がある。吹分け残りは三宝銀六〇〇貫目・四宝銀八〇〇貫目で、十一月中吹入れたが、絞り方が済まないで十二月吹元の勘定となった。

以上出灰吹銀計七八三貫一五六匁五であるが、各月にわたって月により兩三度にわたり上納し、例のとおり在京役人の印形を勘定帳に捺された。銅は三六九四貫一〇〇目が正徳五年十一月勘定表に残っており、同年十二月以後の出銅および鬼からみ出銅を合せて一万七六九五貫五〇〇目となる。そのうち二三六貫六四五匁を享保元年七月四日に銀座へ渡した。それは正徳四年に京都で新銀吹方の御用始めのとき、銀座より御用銅を提供し、その分は吹分け出銅中より渡す旨の証文がある旨在京役人より告げられたのである。また一万二一三八貫五五匁は長崎廻銅にあてられた。御勘定所

より向後は吹分け出銅は長崎廻銅にあてる積りを申し渡されたので、享保元年九月銅吹屋へこれを請取り、代銀は大坂御金蔵より為替で上納し、在京役人方の請取証文をもらっている。残り五三二〇貫三〇〇目の銅は吹分所に預かることになった。

この年六月十三日に京都町触に前年同様に吹分場出銅五〇〇〇貫目を払うにつき二十三日四つ時に入札し敷銀一貫目を添えて銀座会所へ出るよう触れている。しかしこの年長崎廻銅高確保のために、幕府は諸国銅山に割合高を定めて大坂へ廻送させており、入札払いは中止されたようである。

鉛は一万三一四〇貫八〇〇目は正徳五年十一月勘定表の残りで、享保元年七月に買上鉛一万貫目を請取り、五二六貫四〇〇目は鬼からみからの吹抜出鉛で、計二万三六六七貫二〇〇目あり、うち吹分けの燃捨り鉛高は一万七一九貫三〇〇目で六四八七貫九〇〇目が残高となっている。

なお、吹分け雑用銀の入用諸項目は前述したものと同様であって、計二六六貫六三三匁五四一で、そのうち細工人以下の給銀飯代のみを第25表に示す。吹分けは日数二九四日、合床五、南蛮床一六、灰吹床一八挺で行われた。また惣人数飯代給金諸雑用・大坂往来遣金は第26表のごとくである。但し焼炭・燈油・紙筆墨などの諸雑用は省略した。この合計は銀一〇二貫三二〇目五六

第25表 京都吹分所細工人等賃銀・飯代勘定

(正徳5年12月～享保元年11月)

銀 額	項 目
貫 匁 31, 241	細工人賃銀7, 810人25 1日1人につき4匁
2, 984. 604	細工人増吹賃 吹分定のほか増吹の分
15, 333	吹子差賃銀10, 222人 1日1人につき1匁5
1, 233. 75	吹子差増吹賃
10, 746	手伝賃銀7, 164人 1日1人につき1匁5
75, 290	細工人・吹子差・手伝 30, 584人飯代 内 2, 340人は正徳5年12月分1日1人につき2匁 28, 244人は享保元年1月より増飯代1日1人につき2匁5

正徳・享保の新銀鑄造と銀銅吹分け

出典)「午十一月十二月御銀吹分方并吹雑用諸雑用御勘定帳」26-1-3

三である。以上のほか、この年度中に土砂置場・細工人小屋畳表替などの入用がある。

享保元年七月在京役人の指示によって組頭四人が連署して吹元諸品銀一〇〇貫目についての吹分け入用の見積書を提出した(第27表参照)。そして現在の吹所で宝永銀では二五〇〇貫目まで、三宝・四宝銀では三五〇〇貫目まで一カ月に吹分けうると述べ、右に述べたとおり仰せつけいただければ吹分方を請負い出灰吹銀を上納するといっている。この上納とは上灰吹銀すなわち上銀計算で、諸品銀のそれぞれ規定量目のほどを納めるというのである。この見積書(存寄書)に添えて次のような箇条書をも届けた。

一 去る正徳五年一カ年平均見積りの銀吹分けの雑用書付を本年四月提出したところ、それに対する吟



第26表 京都吹分所惣人数飯代・給金・大坂往来遣金勘定

(正徳5年12月～享保元年11月)

三 京都吹分所の銀銅吹分け	金	銀	項	目
	両分	匁		
	483 2	90. 678	代銀 35, 057匁006	正徳5年12月まで75匁替 享保元年正月より相場による 年中平均72匁3余 内180両
			195両1分2朱	33匁211 手代給金 正徳5年12月分15人 享保元年正～11月分20人 1カ年1人につき90両
			87両 2朱	57匁467 小使・下男給金 正徳5年12月分16人 享保元年正月より下男3人増 同5月より小使2減 1カ年1人につき金5両
			21両	火の番給金6人 1カ年1人につき3両2分
		775. 38	勤番2人大坂往来遣銀	2カ月交替1カ年12度往来遣銀720匁 閏2月あり13カ月分
		161. 5	細工人大坂抱の分	半年交替上下遣銀 1カ年150日13カ月分
		60, 046. 5	役所詰上下飯代	延人数22, 269人 享保元年正月より5分ずつの増飯代あり 内訳略す

出典)「午十一月十二月御銀吹分方并吹雑用諸雑用御勘定帳」26-1-3

第27表 京都吹分所諸品銀100貫目吹分け諸入用見積 (享保元年7月)

七三	吹元銀	出上灰吹銀	出銅	吹分け入用積り銀	内雑用銀	内吹減鉛代銀
	貫目	貫目	貫目	貫目	貫目	貫目
	宝永銀 100	50	46, 000	3, 490	2, 500	990
	三宝銀 100	32	65, 800	2, 490	1, 650	840
	四宝銀 100	20	78, 200	2, 490	1, 650	840

出典)「銀銅吹分請負之儀=付差上候書付之留」26-3-26-1

味書を拝見し、別紙書付どおり仰せつけ下されば吹分け上納する。

一出灰吹銀歩入および銀吹入れの節には、これまでどおり御用掛り役人の立会いを願う。

一 一カ月不時の吹入れ休止があるとき、吹方掛りのもの、細工人以下のものへ飯代の給与を願う。

一 吹方入用の炭・鉛を順次に前もって調達したく、銀一〇〇貫目の拝借を願う。

一 吹分所の普請修覆などは従前どおり公儀にて行われたい。

一 吹分所は市中にて火の用心が心許なく、七条あたりに場所を求めたく普請成るまでは現在地にて吹分ける。

享保三年大坂吹分所の開設が決定し、大坂の銅吹屋が吹分けを請負うことになったが、右はあるいはそれへの予備的調査の意味をもったのかも知れぬ。

享保四年組頭四人より御勘定所へ提出の「享保元申十二月より西十一月迄御銀吹分并諸御入用御勘定帳」がある。そのうち銀銅吹分高御勘定目録によって吹分けをみると、享保元年十一月勘定表に三宝銀六〇〇貫目・四宝銀八〇〇貫目が残り、享保元年十二月から同二年十一月までに銀座より請取った諸品銀を合せて宝永銀二六二〇貫目・三宝銀六四五〇貫目・四宝銀一万四七七〇貫目と

第28表 京都吹分所吹分け勘定 (享保元年12月～2年11月)

吹元銀	出灰吹銀	出銅	吹減
貫 匁	貫 匁	貫 目	貫 匁
宝永銀 2,620,000	1,387,201	1,215,400	17,399
三宝銀 5,730,000	1,936,335	3,766,000	27,665
四宝銀 14,570,000	3,075,305	11,381,800	112,895
潰銀 3,561.05	867	2,700	

(出典)「午十一月十二月御銀吹分方并吹雑用諸雑用御勘定帳」26-1-3

なる。これに四月十八日在京の役人より渡された潰銀三貫五六一匁五を加えた分が吹分け元銀である。潰銀とは二条御蔵に保管されている銀座元年寄の關所銀のうち京都町奉行所より在京の役人(吹分御用掛)が請取った銀のうちで銀位不同の分の吹分けを命ぜられたのである。

右の吹元銀の吹分けは第28表のごとくであるが、このほか鬼からみよりの出灰吹銀一八貫九三六匁、出銅一六五貫目、出鉛五〇一貫九〇〇目がある。出灰吹銀計六四一八貫六四四匁となり、うち四七五貫一八一匁は享保元年十二月中に勘定を仕上げて上納し、他は毎月多くは二度ずつに銀座役所へ納めている。吹元銀三宝銀七二〇貫目・四宝銀二〇〇貫目は残って享保二年十二月の勘定元に立てることになった。出銅は享保元年十一月勘定表の残りが五三八〇貫三〇〇目あり、今度の出銅は潰銀・鬼からみ吹抜分を加えて一万六五三〇貫九〇〇目となり、合計二万一八五一貫二〇〇目となる。このうち享保元年七月から十二月までの出銅は六七三二貫二〇〇目で、銅吹屋が請取り棹銅に吹

いて当年三月に長崎へ廻送した。代銀は享保二年正月銅問屋相場一〇貫目につき通用銀八七匁六の積りをもって大坂御金蔵より銅吹屋が請取り、京都吹分所へは大坂の三井家へ払込の為替にて上納した。また一万〇五六八匁八〇〇目は九月に長崎へ廻送したが、享保元年正月から八月までの出銅で銅吹屋が請取り棹銅に吹いた。代銀は九月の銅問屋相場の一〇貫目につき通用銀九七匁五の積りで、前と同様の手続きで上納した。四五五〇貫五〇〇目が享保二年十二月の勘定に残って立つことになる。前述したように享保元年以来幕府は諸国銅山に割合銅を課して供出させ、代銀は大坂御金蔵、その他銅山所在の代官所などより支払われ、割合銅は棹銅に賃吹して長崎へ廻送されたのである。

鉛元払いについては六四八七貫九〇〇目は享保元年十一月勘定表の残り分、五〇〇〇貫目は享保二年三月大坂にての買上鉛で、一貫目につき通用銀一一匁〇五で代銀五五貫二五〇目、これに京都までの運送に掛る費銀一貫二八三匁三を加算して五六貫五三三匁三の分を新銀で二八貫二六六匁六五にて請取り銅吹屋が支払った。また一万貫目は七月同じく大坂にて買上げ、値段は一貫目につき一一匁〇三で代銀一一〇貫三〇〇目、京都までの運送に掛る費銀二貫五六二匁五を加算して一一二貫八六二匁五の分を新銀をもって(通用銀の二分一)同じく請取り支払った。なお七月に

有鉛の貫目改めのとき五八貫七六〇目の掛出目があり、鬼からみよりの吹抜鉛五〇一貫九〇〇目を加えて、合計二万二〇四八貫目五六〇目の元鉛となる。このうち吹入れの鉛燃捨り高は計一万七六七六貫五〇〇目で四三七二貫〇六〇目が残り、享保二年十二月の勘定元に立つことになった。

銀銅吹分け雑用銀の覚では、細工人等賃銀飯代のみを第29表に、また吹分所惣人数飯代・給金・大坂往来遣金ではやはり人事関係のみを第30表に表示した。前者では計銀二八一貫五六一匁三五九、後者では計銀九三貫六四〇目六六三となっている。なお、細工人以下の賃銀、元締役料・手代以下の給金、大坂往来の遣金の割合は変わらない。また、この一カ年の両替は平均金一両銀六九匁〇三五余として計上している。細工人らの吹分け日数は二七五日で諸床数は前年度と同じである。

京都吹分所の吹分けは享保三年閏十月まで行われ、十一月からは大坂の銅吹屋が吹分け一式を請負うことになり、享保四年二月大坂吹分所の建設するまで、ここで吹分けを行った。享保五年組頭四人連名で提出の享保二年十二月から同三年閏十月までの「御銀吹分并諸御入用御勘定帳」があり、そのうちの銀銅吹分高御勘定目録には次のごとく記される。

三宝銀七二〇貫目・四宝銀二〇〇貫目は享保二年十一月の勘定表残り分、同年十二月から享保三年閏十月までに銀座より請取った分を加えて、吹元銀は宝永銀二〇〇〇貫目・三宝銀八三九〇

第29表 京都吹分所細工人等賃銀・飯代勘定

(享保元年12月～2年11月)

銀 額	項 目
貫 匁 30,402	細工人賃銀7,600人半
4,870.3	細工人・吹子差増賃銀
14,726.25	吹子差賃銀9,810人半
11,776.5	手伝賃銀7,851人
68,411	細工人・吹子差・手伝28,322人飯代 内16,352人は享保元年12月～享保2年6月、1日1人に つき2匁5 11,970人は享保2年7月より同2匁3
130,186.05	計

正徳・享保の新銀鑄造と銀銅吹分け

出典)「午十一月十二月御銀吹分方并吹雑用諸雑用御勘定帳」26-1-3

第30表 京都吹分所惣人数飯代・給金・大坂往来遣金勘定

(享保元年12月～2年11月)

金 銀	項 目
両分 匁 484 2 103.055	代銀33,551匁088 平均69匁035余替 内180両 元締2人役料 199両2分 34匁517 手代20人給金 84両 69匁033 小使下男給金 小使4人・ 下男13人 21両 火の番給金6人 720 勤番2人大坂往来遣銀 1カ年分 150 細工人大坂抱の分上下遣銀 54,392.2 役所詰上下飯代 延人員20,532人 享保2年7月よ り2分ずつの減飯代あり 内訳略す

七八

出典)「午十一月十二月御銀吹分方并吹雑用諸雑用御勘定帳」26-1-3

第31表 京都吹分所吹分け勘定 (享保2年12月～3年間10月)

吹元銀	出灰吹銀	出銅	吹減
宝永銀 2,000 <sup>貫目</sup>	1,061,404 <sup>貫匁</sup>	921,100 <sup>貫目</sup>	17,496 <sup>貫匁</sup>
三宝銀 8,390	2,844,688	5,497,900	47,412
四宝銀 18,940	4,008,780	14,759,100	172,120

出典) 「午十一月十二月御銀吹分方并吹雑用諸雑用御勘定帳」 26-1-3

貫目・四宝銀二万一八四〇貫目、計三万二二三〇貫目となる。このうち二万一八四〇貫目が吹分けられて、四宝銀二九〇〇貫目が享保三年十一月の勘定元に立つことになる(第31表)。ほかに享保二年三月から同三年閏十月まで吹抜いた鬼からみよりの出灰吹銀一貫二七八匁・出銅三六〇貫八〇〇目・出鉛八五八貫二四〇目があり、出灰吹銀は計七九二六貫一五〇目となる。出灰吹銀は享保二年十二月から同三年閏十月までに京都銀座役所へ上納された。

出銅は四五五〇貫二〇〇目は享保二年十一月勘定表に残り、当年度の出分け出銅は鬼からみ抜の分を合せて二万一五三八貫九〇〇目で、その合計二万六〇八九貫一〇〇目となる。そのうち享保二年九月から同三年七月までの出銅一万七八一五貫三〇〇目は銅吹屋が請取り棹銅に吹いて八月長崎へ廻送された。代銀は八月の銅問屋相場で銅一〇貫目につき通用銀一四一匁の計算で前と同様に銅吹屋が大坂御金蔵より請取り三井家の為替に仕込み京都吹分役所へ上納した。八・九月の出銅三七一三貫八

〇〇目は同じく棹銅に吹き十月に廻送した。代銀は同じく十月相場で通用銀一五五匁の計算で、前と同様の仕法で上納した。残り四五六〇貫目が十一月の勘定に残ることとなる。

鉛は享保二年十一月勘定表に残る分が四三七二貫〇六〇目、同年十二月大坂での一万貫目買上げ代は通用銀一〇九貫目、これに京都までの運送に掛る費銀二貫五六二匁五を加えて一一一貫五六二匁五を新銀五五貫七八一匁二五にて吹分役所より銅吹屋が請取って支払い、二万貫目を享保三年七月に大坂で買上げ、代通用銀二一五貫目に京都までの運送に掛る費銀五貫一二五匁を加えて二二〇貫一二五匁を、新銀一一〇貫〇六二匁五で吹分役所より請取り支払っている。元鉛はこれに鬼からみの出鉛を加えて、三万五二三〇貫五〇〇目となる。うち当年分の吹分け燃捨り鉛が二万三〇三〇貫三〇〇目で、残りが一万二二〇〇貫目となる。この残鉛は、この年十一月から大坂吹分所において銅吹屋が吹分け一式を請負うことになるので七月の買上値段段鉛一貫目につき通用銀一一匁〇〇六余の計算で、代銀一三四貫二七六匁二五、これを新銀六七貫一三八匁一二五をもって銅吹屋が買請けることになった。

吹分け雑用銀と吹分所惣人数飯代・給銀・大坂往来遣金については前年度同様の分を表示する

(第32・33表)。



第32表 京都吹分所細工人等賃銀・飯代勘定  
(享保2年12月～3年閏10月)

銀 額	項 目
37,913.8	細工人賃銀9,478人4歩半
18,329.25	吹子差賃銀12,219人半
12,795.75	手伝賃銀8,530人半
5,897.78	細工人吹子差増吹賃
73,468.45	細工人吹子差・手伝32,670人7歩半飯代 内15,928人は享保2年12月～3年5月、1日1人につき 2匁3 16,742人75は享保3年6月より同2匁2

出典)「午十一月十二月御銀吹分方并吹雑用諸雑用御勘定帳」26-1-3

第33表 京都吹分所惣人数飯代・給金・大坂往来遣金勘定  
(享保2年12月～3年閏10月)

金 銀	項 目
444 兩分朱 2 匁	代銀25,122匁312 平均56匁391余替
77.537 匁	内165兩 元締2人役料
	182兩3分2朱 25匁846 手代20人給金
	77兩 51匁691 小使下男給金 小使 4人・下男13人
	19兩1分 火の番給金 6人
720	勤番2人大坂往来遣銀 1カ年分
150	細工人大坂抱の分上下遣銀
50,976	役所詰上下飯代 延人員20,532人 享保3年6月 より1分ずつの減飯代あり 内訳略す

出典)「午十一月十二月御銀吹分方并吹雑用諸雑用御勘定帳」26-1-3

三  
京都吹分所の銀銅吹分け

八一

吹分け日数三〇二日、床数は合床八、南蛮床二一、灰吹床二〇挺となっている。細工人以下の賃銀、元締・手代以下の役料・給金は前年と変りない。但し細工人以下の賃銀は、前年十二月から閏十月まで一二月分与えたのに対して元締以下の分は十月まで一二月分を給した。なお、この一二月分の平均相場は金一両銀五六匁三九一余替えとなっている。

#### (四) 吹分けの停止と吹分銀・鉸銅

享保三年八月に「五ヶ年勘定下帳」として調製された午（正徳四）十一月から戌（享保三）六月までの吹入れに関する諸種の勘定下帳がある。前述するところと重複するところが多いが、また新知見を提示する点も少なくない。

まず「吹入銀出灰吹銀高寄井上銀高」であるが（第34表）、諸品の銀の御定法灰吹高とはそれぞれの規定品位量目の銀である。この勘定下帳で上銀と記すのがその銀にあたる。各年諸品の銀の出灰吹銀を上銀に換算して御定法灰吹高と差引して出不足あるいは出余りを計出している。出灰吹銀の上銀換算は、前者より五%を減じているようである。これらの問題については後に解説する。諸品の銀とも多くは御定法の上銀より余分の出銀が計出されているが、それには差鉛中に

含まれる銀のことも考慮する必要がある。

次に「出銅高寄并吹減高」であるが、御定法銅高は諸品の銀に含まれる規定量目の銅である。規定量目は一〇〇貫目につき、宝永銀上銀五〇貫目、銅五〇貫目、三宝銀上銀三二貫目・銅六八貫目、四宝銀上銀二〇貫目・銅八〇貫目である。銅については、各年度の吹入銀・出銅高・諸品の銀一〇〇貫目についての出銅高・御定法銅高、差引残りの吹減（出銅不足高）の記載を省略して、午十一月から戌六月までのそれについて表示する（第35表）。

「燃捨鉛高寄」は各年度諸品の銀の吹入れに対する燃捨り鉛高と一〇〇貫目についての燃捨り鉛高を記載しているが、これを省略して、午十一月から戌六月までの吹入れ諸品の銀に対する燃捨り鉛高と吹入れ一〇〇貫目についての燃捨り鉛高と、その代銀高を表示する（第36表）。

この間の「吹方遣炭吹減鉛高寄并運送書付」がある。各年毎月の運送炭は総計して五万三二〇五俵で運送入用は銀五〇貫五四匁とある。また大坂にての鉛買上げは八度にわたり、計六万一〇〇〇貫目で、三八一三箇半、代銀七〇五貫一二匁八五、うち一四貫一〇六匁二五は京都までの運送に掛る費銀である。これを控除して六九一貫〇一六匁六となり、一〇貫目につき平均値段一一三匁二八一四となるという。燃捨り鉛の量は規定量の銀位の高く多い銀ほど多く、とくに宝

永銀のそれが多いのは三篇というように吹入数の多いことに関係があるう。

「諸雑用銀高寄」は各年度について、炭代銀・吹雑用銀・役所入用銀の高とその合計高を記している(第37表)。未年分は増人数増飯代として三五貫五三三匁二五が加えられるが、これは吹雑用銀として一二貫五三九匁五が細工人の増飯代、役所入用銀として二二貫九九三匁七五が役所詰の

正銀勘定 (正徳4年11月～享保3年6月)

100貫目につき 上銀高	御定法 灰吹高	差引出灰吹銀 出の不足・余	
49,951.232余	350,000	341.372	不足
31,546.746	48,000	679.881	不足
20,146.38余	160,000	1,171.044	余
50,307.236余	3,842,000	23,608.058	余
32,277.89余	696,320	6,046.932	余
20,352.496余	1,008,000	17,765.827	余
50,345.568余	3,984,000	27,534.933	余
32,035.479余	1,434,240	1,590.192	余
20,110.004余	1,968,000	10,828.15	余
50,070.305余	1,310,000	1,842.005	余
31,991.431余	1,872,000	501.277	不足
20,006.583余	2,854,000	939.491	余
50,174.296余	800,000	2,788.745	余
32,045.659余	1,097,600	1,566.106	余
20,029.093余	1,840,000	2,674.756	余
50,269.455余	10,286,000	55,432.369	余
32,049.863余	5,148,160	8,022.072	余
20,085.259余	7,830,000	33,379.268	余
		96,833.709	

定下帳」26-3-23-4

第34表 京都吹分所出灰吹銀・此上銀・定法

吹入期	吹入銀	出灰吹銀	此上銀
正徳 4. 11. ～12.	宝永銀 700 <sup>貫目</sup>	363, 019. 9 <sup>貫 匁</sup>	349, 658. 628 <sup>貫 匁</sup>
	三宝銀 150	49, 138. 9	47, 320. 119
	四宝銀 800	169, 153	161, 171. 044
正徳 5. 正. ～12.	宝永銀 7, 684	4, 026, 637. 3	3, 865, 608. 058
	三宝銀 2, 176	735, 409. 9	702, 366. 932
	四宝銀 5, 040	1, 072, 673. 7	1, 025, 765. 827
享保元. 正. ～12. (閏月とも)	宝永銀 7, 968	4, 227, 690. 9	4, 011, 534. 933
	三宝銀 4, 482	1, 509, 561. 8	1, 435, 830. 192
	四宝銀 9, 840	2, 078, 083. 3	1, 978, 828. 15
享保 2. 正. ～12.	宝永銀 2, 620	1, 387, 201	1, 311, 842. 005
	三宝銀 5, 850	1, 978, 068	1, 871, 498. 723
	四宝銀 14, 270	3, 013, 585	2, 854, 939. 491
享保 3. 正. ～ 6.	宝永銀 1, 600	848, 779	802, 788. 745
	三宝銀 3, 430	1, 161, 407	1, 099, 166. 106
	四宝銀 9, 200	1, 944, 368	1, 842, 674. 756
正徳 4. 11. ～ 享保 3. 6.	宝永銀 20, 572	10, 853, 328. 1	10, 341, 432. 369
	三宝銀 16, 088	5, 433, 585. 6	5, 156, 182. 092
	四宝銀 39, 150	8, 277, 863	7, 863, 379. 268
計	75, 810		

出典)「午十一月 戌六月迄吹入銀出灰吹銀高寄并上銀高 戌八月五ヶ年勘

第35表 京都吹分所出銅・吹減高（正徳4年11月～享保3年6月）

吹入銀	出銅高	100貫目につき出銅高	御定法銅高	吹減
宝永銀 20,572 <small>貫目</small>	9,450,400 <small>貫目</small>	45,938.1余 <small>貫匁</small>	10,286,000 <small>貫目</small>	835,600 <small>貫目</small>
三宝銀 16,088	10,554,140	65,602.5余	10,939,840	385,700
四宝銀 39,150	30,537,460	78,001.1余	31,320,000	782,540
計 75,810	50,542,000			

出典)「午十一月ノ戌六月ノ出銅高寄并吹減高 戌八月五ヶ年勘定下帳」  
26-3-23-1

正徳・享保の新銀鑄造と銀銅吹分け

増飯代と増人による増給銀にあたる。

吹分け出銅、これを銅吹屋では吹分け鉸銅と呼んでいるが、享保元年度以来は幕府は長崎廻銅に充当することを指示した。享保元年から同三年にかけて銅吹屋が請取った鉸銅高については吹分所がわの記録によって前述したが、まとめて第38表に示す。

これを銅吹屋がわの記録についてみよう。先ず享保元年から同六年までの諸国銅山御割合御用銅之覚によって吹分け鉸銅の高をみると

享保元年 七万五八六五斤九六八七五

二年 一〇万八一三一斤二五

三年 一三万四五六斤八七五

とある<sup>⑩</sup>。さらに他の記録によると、享保元年の割合御用の吹分け鉸銅は七万五八六五斤九六八七五（一万二三八貫五五五匁）で、銅一〇貫目につき銀八五匁二八で代銀一〇八貫三七三匁〇一九となり、京

第36表 京都吹分所燃捨り鉛高 (正徳4年11月~享保3年6月)

吹入銀	燃捨り鉛高	此代銀	吹入銀100貫目 につき燃捨り鉛	此代銀
貫目	貫 匁	貫 匁	貫 匁	貫 匁
宝永銀20,572	19,109,000	222,066.45336	92,888.391余	1,079.4597余
三宝銀16,088	12,621,776.8	146,678.173	78,454.604余	911.724 余
四宝銀39,150	28,943,163.2	336,349.657	73,928.897余	859.13 余
計 75,810	60,673,940	705,094.283		

出典)「午十一月 戌六月迄燃捨鉛高寄 戌八月五ヶ年勘定下帳」  
26-3-23-2

三 京都吹分所の銀銅吹分け

都吹分所銀掛り役人の裏印にて大坂御蔵よりこれを吹屋が請取ったとある。吹屋より吹分役所へ届けることになる。なお、吹屋で棹銅に吹いたが、出来棹銅七万三五八九斤九八八七五で、吹減は一〇〇斤につき三斤で吹賃は銀九匁であり、吹減銅二二七五斤九七九余、吹賃銀六貫八二七匁九三とある。<sup>13)</sup> また享保二年分については、吹分け鉸銅六七三二貫二〇〇目、この斤四万二〇七六斤二五、銅一〇貫目につき銀八七匁六の計算で代銀五八貫九七四匁〇七二となり、これを大坂御金蔵より吹屋へ渡されたとあり、同年さらに一万〇五六八貫八〇〇目、この斤六万六〇五五斤、一〇貫目につき銀九七匁五で代銀一〇三貫〇四五匁八を同様に請取ったとある。二口計一〇万八一三一斤二五、代銀一六二貫〇一九匁八七二で、吹減一〇〇斤につき三斤、吹賃銀同九匁で、出来棹銅一〇万四八八七斤三一二五、吹減銅三二四三斤九三七五、吹賃銀九貫七三一匁八一とある。<sup>14)</sup> なお、享保二年度の割合御用銅は合計三六五万四四七斤六二五であるが、

棹銅に吹いて三四七万八三三一斤六八五で、吹減は一〇〇斤について四斤八一九二余となり、吹分け鉸銅の吹減の率は低い。

京都吹分所の吹分けは閏十月内で終るが、これは吹分役所としての操業の終局で、前述のとおり銅吹屋の吹分け請負としての吹分けは、享保四年二月大坂吹分所の普請が成るまでここで十一月から吹分けが行われた。

(正徳4年11月～享保3年6月)

役所入用銀	備考
16, 424. 95	増人数増飯代35貫533匁25
83, 923. 1	
103, 113. 003	
92, 934. 804	
43, 114. 78	
362, 504. 387	

-5

京都吹分所の解体後の道具・諸品等の払下げや材木の運送の入札が享保四年七月町触で告知されたことは既述のとおりであるが、当年の初めにはすでに取りこわしが行われていたようである。二月・三月に吹分所跡の地掘についての届が、四月勤番組頭泉屋吉左衛門より御用掛り役人へあてて提出されている。すなわち地掘の結果としての出灰吹銀・出銅・出鉛および吹方入用計算<sup>⑮</sup>についての書面である。

先ず吹分所跡地掘より出た灰吹・銅鉛の元払覚によると、出灰吹銀一二貫五〇〇匁三を三月中兩度に上納し(銀座役所へ)、二月



第37表 京都吹分所諸雑用銀

年 月	諸雑用合計高	炭代銀	吹雑用銀
正徳 4. 11・12.	貫 匁 43,677.02	貫 匁 8,676.8	貫 匁 18,575.27
5. 正. ~12.	340,895.12	70,285.24	151,153.53
享保元. 正. ~12.	364,347.524	103,078.431	158,156.09
2. 正. ~12.	375,132.286	123,083.318	159,112.164
3. 正. ~ 6.	196,423.259	61,599.641	91,708.838
計	1,320,473.209	366,723.43	591,245.392

出典)「午十一月 戌六月迄諸雑用銀高寄 戌八月五ヶ年勘定下帳」26-3-23

第38表 京都吹分所出銅吹屋請取高 (享保元~3年)

年 月	銅 高	斤に直し	10貫目につき代銀	
享保元.	貫 匁 12,138,555	斤 75,865.46875	匁	} 計108,131斤25
2. 3.	6,732,200	42,076.25	87.6	
2. 9.	10,568,800	66,055	97.6	} 計134,556斤875
3. 8.	17,815,300	111,345.625	141	
3. 10.	3,713,800	23,211.25	155	

出典)「午十一月十二月御銀吹分方并吹雑用諸雑用御勘定帳」26-1-3

二十四日から三月二十四日まで  
に地掘より出た鉸銅九四貫目は  
長崎廻銅として棹銅吹立のため  
銅吹屋へ渡された。値段は銀座  
預けの銅の二月払いの一〇貫目  
につき新銀六八匁の計算で、六  
三九匁二大坂御金蔵より請取り  
やがて銀吹分役所へ上納する予  
定である。出鉛一三九貫七五〇  
目は吹屋へ払われることになる  
が、値段は銀座預けの鉛の二月  
払いの一〇貫目につき新銀三九  
匁五の計算で、五五二匁〇一二  
で銀座役所へ吹屋より上納する。

第39表 地掘吹方細工人以下賃銀飯代

銀額(新銀)	項	目
67 <sup>匁</sup>	細工人賃銀	2月23日～3月14日 延54人 1日1人につき1匁25
498.125	汰物師・手伝賃銀	2月12日～3月22日 延797人 1日1人につき0匁625
1.5	家大工賃銀	2人 1日1人につき0匁75
484.55	細工人・ゆり物師・手伝・吹子差飯代	合人数881人 1日1人につき0匁55

出典)「京都亥二月三月地掘吹方諸雑用御勘定帳」26-3-30

正徳・享保の新銀鑄造と銀銅吹分け

第40表 吹分所惣人数飯代・給金・大坂往来遣金勘定

銀額	項	目
690 <sup>匁</sup>	元締1人役料	2ヵ月分 1ヵ年役料10両
460	手伝6人給金	2ヵ月分 1ヵ年給金5両
268.333	下男7人給金	2ヵ月分
34.4	勤番組頭大坂往来遣銀	
15	細工人5人大坂往来遣銀	
708.9	役所勤上下23人飯代	2月12日～4月3日 51日分
63.75	燈油	2斗5升5合代
81	役所焼炭	45俵代

出典)「京都亥二月三月地掘吹方諸雑用御勘定帳」26-3-30

地掘出の鬼からみ屑二  
 ○○貫目は三月入札で  
 払い、一〇〇貫目につ  
 き新銀八匁〇五の計算、  
 一八匁五一五で三条通  
 橋東へ二丁目錢屋安兵  
 衛が落札した。同じく  
 ゆり味屑四貫四〇〇目  
 も同じく入札払い、一  
 貫目につき新銀八匁三  
 五の計算、三六匁七四  
 で同人へ渡された。  
 次に地掘吹方雑用勘  
 定覚によると、計新銀

一貫三二三匁六六九で、賃銀飯代は第39表のごとくで、他は諸床用炭・床拵の土砂・すばいにす  
る下炭・鉄道具損賃・鉸木・縄蒔代などである。家大工は板に銀気のこもるものがあって削落し  
て焼取るとある。飯代は京都にて雇った分には休日六日分の飯代を渡さず、大坂抱えの分に対し  
てのみ与えるという。

吹分所惣人数飯代給金并諸雑用勘定覚は、入用計二貫三二一匁三八三で、新金銀で金一兩平均  
四六匁替の計算である。内訳は第40表のごとくで、入用合計して新銀三貫六四五匁〇五二となる。  
以上、諸床吹分けやゆり物師の作業などをみると、吹元銀や出灰吹銀・出銅、あるいは吹分け  
工程のなどが、地面の上下に散布し埋められていたようである。

註

- ① 『京都御役所向大概覚書』下巻 六の四十一 銀座元年  
寄四人關所金銀之事
- ② 『京都町触集成』第一巻 九九四
- ③ 『京都御役所向大概覚書』下巻 六の十三 銀座之事
- ④ 「年々諸用留」二番『住友史料叢書』一八〇頁
- ⑤ 「午ノ十一月分御勘定帳扣 京都吹分所」架蔵番号二  
六一一一
- ⑥ 「正徳四甲午十二月 北屋鋪建増吹床拾式挺之入用  
帳 京都吹分所」二六一一一
- ⑦ 「午十一月十二月御銀吹分方并吹雑用諸雑用御勘定帳  
京都吹分所」二六一一一  
この史料には、ほかに正徳五年正月〜十一月、同年  
十二月〜享保元年十一月、享保元年十二月〜二年十一  
月、二年十二月〜三年閏十月の勘定も記録されており、

標題は冒頭の方を採用したものである。それぞれの標

題は、

「未正月より十一月迄御銀吹分方并吹雑用諸雜用御勘定帳」

「京都 未十二月より申十一月迄御銀吹分并吹雑用諸雜用御勘定帳」

「京都 享保元申十二月より西十一月迄御銀吹分并諸御入用御勘定帳」

「京都 享保式西十二月より戊閏十月迄御銀吹分并諸御入用御勘定帳」

このうち正徳五年正月より十一月の分は、別に単独の冊子がある(二六一―二一四)。

本章の、第14頁20、24頁26、28頁33、38表は、この史料に拠る。

⑧ ⑦に同じ

⑨ 『京都町触集成』第一卷 七六九

⑩ 「銀銅吹雑用役所諸入用京江戸両所共仲間江請込申時之積り存寄書之扣」一九一―二一五

⑪ ⑦に同じ

⑫ 「古米より銅方万覚帳」一九一―一三

⑬ 「申年(享保元)諸国御割合御用銅高并代銀吹賃銀勘定帳」二〇一―一一

⑭ 「酉年(享保二)諸国御割合御用銅高并代銀吹賃銀勘定帳」一九一―一〇

⑮ 「銅会所公用帳 享保三戊戌年 泉屋」二〇一―一一二  
「京都亥二月三月地堀吹方諸雜用御勘定帳」二六一―三

#### 四 大坂吹分所の銀銅吹分け

##### (一) 銅吹屋仲間の吹分け御用請負

泉屋吉左衛門(友芳)は、享保三年九月七日京都吹分所勤番を大塚屋甚右衛門と交替して大坂へ下り翌八日江戸へ向けて出立した。それは銀銅吹分け御用について召されたためで、十九日江戸に着き、丸銅屋次郎兵衛も翌二十日江戸に着き、二十二日両人は金座役所へ出頭し、勘定組頭小出嘉兵衛・坂本新右衛門より、大坂において銀銅吹分けを行う幕議決定を告げられ、正徳四年以来五カ年の吹分け・雑用など平均の諸条件のもとに一カ月銀一万貫目ほどの吹分方請負の旨を指示されたようである。

それについて、組頭四人連名で(大坂屋・大塚屋は在京坂で無印)「吹方之儀ニ付存寄」の書付を、九月二十五日金座役所へ持参し、小出・坂本氏へ届けた。<sup>①</sup>

一 上銀出方五カ年の平均をもって請負うべき仰せを承知する。吹入れ差鉛には少分の銀を含

むゆえ、これまでの吹分け上銀の平均高のうちに鉛よりの出銀も含まれる。今後一カ月銀一万貫目ほども吹分けるときは、銀気のこもる鉛のみでは不足し銀気のない鉛をも使用することになる。よって五カ年平均の上銀の高から差鉛よりの出銀分を差引いて別紙書付を提出する。出上銀の件は先ず一カ年限りに決めて、格別の増減があれば届け承認を願うこととする。

一 出灰吹銀に対する歩入の儀は、これまでどおり銀座年寄および銀見役に仰せつけられたならば、万一步入が劣るように見える場合は吹屋は幾度も銀見役と対談して、歩入書付に銀見役の印形を取って毎月の勘定帳に添え、江戸役人へ届けることとする。銀座人と対談する関係からも組頭四人は銀座年寄格とされることを願う。

出灰吹銀の歩入査定の問題など後述するが、慶長銀と同価引替えを釣替えといい、灰吹銀一〇〇目に慶長銀一〇五匁を与えるときに五歩入といい、同一一〇匁と替えるときは一割入とし、一割入が上銀といわれた。

一 吹分御用を引請けるうえは、吹方一件については組頭四人より江戸へ伺い用達できるようになし下さるべく、また吹分場は四人で自分入用で建設する積りであり、場所につき支障

があれば大坂町奉行所へ届けるゆえ、奉行所あてその旨通達を願う。

一 吹場建設入用は四人の自費をもってするが、銀五〇〇貫目を御用引請中拝借したく、それを融通しその歩銀をもって償いにあて、また吹場の年々の修覆のため支出することとする。

一 吹元銀は四人のうち月番を定めて月番の判形にて大坂の銀座役所より請取ることとし、月番が掛目を改めるとき銀座役人が立会うこととする。

一 出灰吹銀はこれまで京都で納めたように大坂の銀座役所へ歩入などを対談したうえ、毎月にも渡すこととする。吹元銀・灰吹銀とも渡し方が大坂で行われるからは、銀座年寄・銀見役ともに大坂へ下り勤められることと思われる。灰吹銀請取証文は大坂在役の銀座年寄印形にて請取ることとする。

一 一カ年勘定帳はこれまでどおり十二月から次年十一月限り勘定を仕上げ、四人のうち一人が毎年江戸へ持参する。

一 銀座より取りおく灰吹銀請取証文と、四人より銀座へ渡しておいた吹元銀請取証文とを年中勘定帳を納めるときに引替えるように願う。

一 御用当初から買上げの品々、合床銅煙巻銅網など委細別帳に書上げるが、この分は吹屋へ

下されたい。

一 勘定帳にある残鉛は先きの買上げ値段にて吹屋が買請ける。

一 大坂吹場が建設されるまでは、京都吹分所で吹分ける。急に増吹きを命ぜられるときは、京都吹分所にて一カ月銀高およそ三〇〇貫目ほど、四人の銅吹場にて一カ月三〇〇貫目ほど、都合六〇〇貫目ほど、大坂の吹場の成るまで吹分ける積りである。大坂吹場が出来れば一カ月一万貫目ほど吹分け御用を勤められよう。

一 吹雑用・吹減鉛代として銀三〇〇貫目ずつ先操に前渡し下されたく、これにて鉛・炭・諸色を調達し、また細工人の賃銀を前渡して支障なきよう計らいたく、年中勘定仕上げの節にこの銀との過不足を差引し残りがないように処理する（前条の拝借銀五〇〇貫目はこのほか）。

右の存寄書付と同時に「銀銅吹分上納并吹方諸入用覚」を御用掛り奉行あてに提出されているようである。すなわち吹分け銀一〇〇貫目について、出上灰吹銀（上銀）・出銅・諸入用銀・吹減鉛代の見積を記し、この見積りをもって吹分け引請方を申しでている（第41・42表）。ただし上灰吹銀の出分については一カ年限りの見積りとすることを願っている。

この上灰吹銀出分の見積高につき、五カ年吹分け銀一〇〇貫目の平均の高に対して「鉛より出



第41表 大坂吹分所諸品銀100貫目吹分け出上銀見積(享保3年9月)

種類	出平均上銀	差鉛垂銀	吹減鉛	残り平均上銀
宝永銀	<sup>貫 匁</sup> 50,314.23余	<sup>匁</sup> 69.66	<sup>貫 匁</sup> 92,888余	<sup>貫 匁</sup> 50,244.57
三宝銀	32,094.79余	60.13	80,183余	32,034.66
四宝銀	20,111.33	57.1	76,142余	20,054.23

出典)「吹屋仲間銀銅吹分御用留」19-1-4

第42表 大坂吹分所諸品銀100貫目吹分け諸入用見積(享保3年9月)

種類	出上灰吹銀	出 銅	諸入用銀	吹減鉛代
宝永銀	<sup>貫 目</sup> 50,250	<sup>貫 目</sup> 46,400	<sup>貫 匁</sup> 1,969	<sup>貫 匁</sup> 1,058
三宝銀	32,030	66,200	1,566	868
四宝銀	20,050	78,700	1,166	868

出典)「吹屋仲間銀銅吹分御用留」19-1-4

候銀気差引覚」を同時に提出している。差鉛は秋田鉛とし、一〇〇斤につき垂り灰吹銀一二匁の計算をしている。この垂り灰吹銀を差引いて、出灰吹銀(上銀)を諸品の銀についてそれぞれ五〇貫二五〇目・三二貫〇三〇目・二〇貫〇五〇目としている。

先きに提出した存寄書は、京都から八月九日に長坂孫七郎・小宮山平右衛門が帰府のとき提供したものと同趣意らしいが、二十七日に月番勘定奉行水野讚岐守邸へ泉屋・丸銅屋兩人出頭して奉行より存寄書は一々極めてもつともと思ふと告げられ、伺いのうえ仰せ渡されるであろうから下知あるまで暫く逗留するように指示された。この存寄書については、小出・坂本氏の

吟味される箇条もあり、組頭より相談を申し入れる件もあって、銀一〇〇貫目についての「銀銅吹分并吹方入用」の積りをもって、一式吹分けを請負い一カ月銀高一万貫目余ずつ吹分け上納することを述べて、その要望条項を十月の日付で金銀御用掛り奉行へあてて提出している。<sup>②</sup>

一 吹元銀は大坂銀座より請取り、掛改めるとき銀座役人が立会い、組頭月番の判形にて請取る。

一 出灰吹銀は大坂銀座役所において歩入を対談して納め、請取証文には銀座年寄の判形をとる。

一 出銅は一カ月限りに長崎廻銅として渡されたく、入札値段をもって大坂町奉行裏判にて御金蔵より代銀を請取り吹分所へ納めることとなるが、吹雑用銀請取の内へ毎月勘定することとする。

一 吹減鉛代銀は吹雑用銀の内とし、毎月銀三〇〇貫目前後の前渡しを願ひ、毎月勘定帳に過不足・残りを記載し、一カ年勘定仕立のとき差引して残りのないよう勘定する。

一 毎月勘定帳は江戸役人方へ飛脚にて届け、一カ年勘定帳は前年十二月から十一月を限り仕上げて組頭の一人が江戸へ持参する。

一 京都にての吹分け用として、最初からの買上用品は吹屋に供与され、品別帳に記して届ける。

一 大坂吹分場の出来るまでは吹分け一式は京都にて十一月から請負う。閏十月までは従来どおり在京役人方より支配されたく、京都では三宝・四宝銀一カ月六〇〇貫目ほど吹分け入用は吹分け銀一〇〇貫目についての見積をもって勘定する。

一 大坂吹場建設の入用普請料は四人組頭より支出する。よって銀五〇〇貫目拝借を願い、吹場の修覆等は右拝借銀の歩銀にて賄うこととする。拝借銀歩廻しのため貸付るが、万一渋滞するときは大坂町奉行所へ訴えるので上納銀同様に取立てていただくよう町奉行所へ通達を願う。

一 吹場の用達のため一〇石積船二艘、三〇石積船二艘を組頭自分入用で大坂で造船いたしたく、船運上銀など免除されるように大坂町奉行所へ通達を願う。

一 吹分け方についての用件は御用掛りの江戸役人へ組頭より直ちに伺うようにしたい。右の存寄の旨に対応して銀吹分けの御用掛りより組頭に与えた覚書に次のようにみえる。

一 今度銀銅吹分け方を吹屋組頭どもが一式請負い、向後は大坂で吹分けることになるが、京都吹分所のこれまでの吹分けを止めて、大坂吹分場建設までは、十一月から京都吹分所

請負い吹方を始めることとする。吹分方の用向は向後は銀座と直談することとし、双方つまり吹屋組頭と銀座に誓詞を申しつける。

一 銀座の座人が立会って当日の吹入銀高を記して座人印形し改め、その月の勘定帳に添えて提出する。

一 吹分銀・銅の出方その他伺いの事柄は、請負帳面に付紙をして下知する。

一 吹元銀は大坂の銀座年寄へあてて請取手形を渡すこと。但し京都での吹分けはこれまでどおり京都銀座で請取り、在京の組頭より請取手形を渡す。

一 吹分所より大坂銀座に渡す出灰吹銀は、以前から三步入以上のものに限り、三步入より以下の灰吹銀は銀座より返し吹直して納める。銀座年寄方よりの請取手形には出灰吹銀高に上銀付をして(上銀として計算)、歩入をも記して差出すので、吹分場の毎月勘定帳にこれを添えて銀座役所へ届ける。

一 吹分方諸入用・吹減鉛代銀は前借として毎月四宝銀三〇〇貫目を大坂銀座より請取り、月番の組頭から銀座年寄にあてて請取手形を渡す。銀銅吹分け方の勘定は、これまでどおり一カ月限り帳面に認め、銀座より取りおいた灰吹銀請取手形を添えて翌月十日までのうち

に提出する。

十月十六日に泉屋・丸銅屋は吹分け御用掛り勘定組頭の杉岡弥太郎宅へ出頭し、水野奉行以下の杉岡・辻六郎左衛門・小出・坂本の諸氏立会いのもとに誓詞血判して吹分け方を請負うこととなった。次いで吹屋一三人も誓詞を捧げた。泉屋は同月二十六日に江戸を立ち、閏十月八日京着し、十一日に長堀の宅に帰着した。<sup>③</sup>

さて、閏十月に四宝銀三〇〇貫目を、十一月御入用分として、在京の役人より組頭が請取った。これは吹分けの毎月入用分として前借を認められた分である。ところで十一月から新銀が通用銀として諸品の銀に対して割増値段が施行されることになったので、十一月以前の通用銀四宝銀に對し新銀が二〇割増値段であったのに準じて、新銀一五〇貫目を渡されるよう願っている。

(二) 大坂吹分所の開設と享保三〇五年の吹分け

十一月十九日に大坂吹分所(吹場、吹分場とも記される)の場所見分が行われた。道頓堀立慶町裏尻で西高津村田地のうち樋通りより西方へ一間ほど隔てて長町裏まで表口四五間、立慶町裏通り道筋四尺を除き南へ六〇間の場所である。地方役人小泉伊左衛門・小川甚五右衛門・松井与五右衛

門の三人が右場所を見分し、京都代官小堀仁右衛門（克敏）の手代大西彦太夫が立会い、間敷を改めて定杭を打った。大坂吹分所は享保四年二月に建造されて、京都吹分所は廃止された。

大阪の地誌には次のように記される。二ツ井戸町と高津町十番丁が接する地に、江戸中期に銀銅吹分所があった。元禄以降の品位が下った改鑄貨を再改鑄するため銅吹屋が享保四年に開いたもので、敷地三〇〇〇坪とかなり広く月産最高一万貫をあげていた。この地はかつて片桐主膳屋敷があったところで、吹分所廃止後高津入堀川の河川敷になった。

右の再改鑄貨が月産最高一万貫に達したように記すのは不正確な説明で、これは吹分銀高である。<sup>④</sup>

享保三年十二月に組頭四人連名で御用掛り奉行あて口上書に次のごとく述べる。

一 請負以前閏十月まで納めてきたように、釣替え以上の出灰吹銀は銀座が請取り、釣替え以下のものは吹直すように致したく、この趣意を銀座へ仰せられて、釣替え以上の分は納めるように指示を願う。

一 吹分け用鉛は閏十月晦日に残りある分は十二月中に使い切る。その買請代は八月に吹分所へ売上げた値段、一〇貫目につき四宝銀一一〇匁余である。しかし高値となって当節は新

銀六〇目余相場で四宝銀二五〇目ほどとなる。

一 オランダ渡りの鉛が長崎出島に、およそ六万貫目ほどある由、この鉛を買上げられて買上値段をもって渡されることを願う。オランダ船・唐船が毎年鉛を持渡すことであり、この鉛をすべて御用中は買上げお渡し願いたく、吹分け方が増加して国内出鉛のみでは不足すると思われる。

享保三年十一月から翌年八月までの組頭四人連名で金銀御用掛り役人へあてた「吹分銀元払之覚」と「出銅高覚」がある。前者については次のように記す。戊十一月に吹元として四宝銀二九〇〇貫目は閏十月受領、同三一〇〇貫目は十一月分吹元として十一月五日から十六日までに請取った計六〇〇貫目、同じく三宝銀三〇一〇貫目は十二月分吹元として十一月十九日から二十七日までに請取り、以上計九〇一〇貫目を保有するが、このうち四宝銀六〇〇〇貫目を十一月中に吹分けて出灰吹銀を銀座へ渡した。此上銀が一二〇三貫目となる。十二月に吹元として十一月残りの三宝銀と十二月中吹元として二日から二十六日までに請取った三宝銀六六二〇貫目計九六三〇貫目を保有するが、そのうち三宝銀六〇〇〇貫目を吹分けて出灰吹銀を銀座へ納め、此上銀が一九二一貫八〇〇目となる。第43表には各月の吹分けと出灰吹銀の上銀計算、これに出銅高覚が

第43表 京都・大坂吹分所吹分け勘定 (享保3年11月～4年8月)

年 月	四宝銀	三宝銀	出灰吹此上銀	出 銅
享保 3. 11.	6,000 <sup>貫目</sup>		1,203,000 <sup>貫 匁</sup>	4,722,000 <sup>貫 目</sup>
12.		6,000	1,921,800	3,972,000
4. 正.		8,000	2,562,400	5,296,000
2.	1,960	8,040	2,968,194	6,865,000
3.		10,000	3,203,000	6,620,000
4.		9,880	3,164,564	6,540,560
5.		9,100	2,914,730	6,024,200
6.		7,550	2,418,265	4,998,100
7.	1,320	6,350	2,298,565	5,240,540
8.	2,050	6,920	2,627,501	6,194,390

正徳・享保の新銀鑄造と銀銅吹分け

出典)「吹分留」20-2-9-2-1

よる出銅高を記した。出銅高は三宝銀七万一八四〇貫目から四万七五五八貫〇八〇目、四宝銀一万二三〇貫目から八九一六貫七一〇匁とある。<sup>⑤</sup>

子(享保五)十月から十二月までの吹分けの上銀計算の出灰吹銀を金銀御用掛り役人あて届けた覚書の署名人は組頭四人のほかに熊野屋彦大夫が加わっている。定法銀は諸品の銀においてそれぞれ規定の銀位置目であって、三宝銀で一〇〇貫目につき上銀三二貫目、四宝銀で同じく二〇貫目である。ところで吹分けにおいて出灰吹銀の此上銀の高は一〇〇貫目につき三宝銀は三二貫〇三〇目、四宝銀は二〇貫〇五〇目となっている(第44表)。

享保六年五月改の報告によると、享保五年十二月から同六年三月までの吹入銀は、三宝・四宝銀計三



第44表 大坂吹分所出灰吹銀・此上銀（享保5年10～12月）

月	吹分銀	此上銀	定法銀
10月	三宝銀 1,650 <sup>貫目</sup>	528,495 <sup>貫 匁</sup>	528,000 <sup>貫目</sup>
	四宝銀 7,800	1,563,900	1,560,000
11	三宝銀 2,510	803,953	803,200
	四宝銀 7,730	1,549,865	1,546,000
12	三宝銀 2,580	826,374	825,600
	四宝銀 8,070	1,618,035	1,614,000

四 大坂吹分所の銀銅吹分け

出典)「吹分留」20-2-9-2-1

万五九八〇貫目で、うち四宝銀一万六六七〇貫目は組頭の吹屋で吹き、残り三宝銀六二七〇貫目・四宝銀一万三〇四〇貫目は役所分すなわち吹分所で吹分けたという。そして出灰吹銀の此上銀四六二二貫八〇一匁で、うち四三二一貫三二〇匁四一四は前年十二月から三月分までの出にあたるので銀座へ納めたという。残り三〇一貫四八〇匁五八六は不足となるが、ただ出灰吹銀を期待できるものとして、この四カ月間の四返鉛（四回正鉛に戻す）とからみよりの出鉛を合せて一万四八四〇貫九〇〇目あり、出鉛一貫目につき出灰吹銀およそ一〇匁の垂り銀があると積って一四八貫目余が考えられ、そのほか鬼からみの出灰吹銀については知り難いとしている。<sup>⑥</sup>上銀四六二二貫八〇一匁は役所分の出であるが、三宝銀は一〇〇貫目につき上銀三二貫〇三〇目、四宝銀は同じく二〇貫〇五〇目として計出され、実際の出はこの場合不足するらしい。享保六年五月泉屋より銀銅吹分け請負についての口上書を御用

掛りへあてて認めた。当主友昌は若年ということで（享保四年十二月友芳没し、翌年正月友昌継ぐ）泉屋宗桂より口上書に添えてその家臣と思われる富岡庄左衛門あてに内見に入れおきたく御尋ねのことがあれば江戸駐在の伝七・加兵衛兩人の内召出されて仰せつけられたいとある。同時に一七軒吹屋よりの書付も早便で届けたようである。<sup>⑦</sup>さてその内容は次のごとくである。

一 正徳四年から享保三年まで元禄銀以下五品の銀を吹分けた「五ヶ年平均を以上銀出分御定法并吹雑用銀被為成御定」、享保三年九月泉屋・丸銅屋を江戸へ召し、組頭はじめ一七人の吹屋に請負を命ぜられた。

一 五品の銀を次々吹分けたところ御定法（三宝銀一〇〇貫目につき上銀三二貫〇三〇目、四宝銀同二〇貫〇五〇目のこと）の積りどおりには上銀は出ず、享保三年十一月から同五年十二月までに上銀一八〇〇貫目ほど不足し、吹屑に含まれる銀およそ八〇〇貫目ほどあるように考えられ、一〇〇〇貫目ほど不足と思われる。

一 不足の理由を考えるに、吹分銀高が多く日本出鉛のみでは不足し、唐人・オランダ持渡りの鉛を与えられ交えて差鉛した。唐鉛は銀鉸りに適合しないのであろうか、また銀座へ納める灰吹銀の歩入の見込のこともあろうか。とくに鉛を多量に焼き吹くので、功者の細工

人が病身となり、また死没するものも多く、素人を細工人に取りたて吹かすことになる。

現在では新細工人を加え吹分けるので不足するかとも思われる。

一 吹分け雑用銀は五カ年平均をもって享保三年九月命ぜられたが、同年十一月より新銀通用となり諸色が高値になり、同四、五年に少々ずつ増加を認められたが、なお下される雑用銀では損銀が多い。

一 これまでの余程の不足銀があるうえに、今後も不足が重なることにて、当年三月丸銅屋・大坂屋が江戸へ下り右の次第を歎願した。

一 吹雑用銀につき最初指示された四宝銀の定銀高を今後新銀で下されば、御用が無事に勤められ家業も相続でき、不足銀も上納できようと存ずる。

しかし右の願意は聞きとどけられなかったらしい。翌享保七年六月組頭に熊野屋を加えた五人より大坂吹分所に見分のため来た古郡孫太夫・鈴木運八郎兩人にあてて覚書を提出した<sup>⑧</sup>。それによると、享保三年十一月から同五年十一月までの吹分け灰吹銀の不足は九〇〇貫目余あり、その委細の訳は去年三月江戸へ組頭が下って説明したが、引請け以後の件は取りあげられぬ旨告示されたとある。なお、去る正月から吹分所で例のとおり銀座人と立会い銀鉛合吹きするとき見届

けて印形も取り、他方では組頭の吹所で屑吹もして、出不足の多くならぬように備えた。大坂吹分所は場所も広くて散失もあり、大勢の働人が入込み盜賊のおそれもあって、これらの事情も出不足増加をもたらすのでないかと思われる。吹屋銘々の吹場は狭く働人の監視もゆき届き、また去年出不足につき申し上げた以後は銀座より戻る吹直し分も少なくなったことから、吹分所にての作業より出不足も少々は少なくなったようであるといひ、去年正月以来吹屋の手許で吹分けの出不足およそ二七〇貫目余は銀子で返納し御用済までに勘定したいと念願する。吹分所にての九〇〇貫目余の不足については、先ごろ願った吹屋より四宝銀を毎月銀座へ先納し、その九割分を吹分け出灰吹銀による新銀で請取り、残り一割分を吹分け出灰吹銀をもって返済するようにすると結んでいる。これは当年四月に在府中の泉屋等が五人の連名で願ひだたことを指している。

(三) 享保六・七年の吹分けと鉸銅

享保七年三月泉屋は元締理右衛門とともに江戸へ下着して十二日に御勘定所へ出頭して丑(享保六)年一カ年勘定帳を持参し銀掛り役人へ届けた。十九日に泉屋は丸銅屋とともに御勘定所へ赴き、有負の書付および先般届けて大坂へ戻された差引書を勘定組頭古郡孫太夫へ渡した。差引書

は組頭四人と熊野屋彦太夫の五人連名で、二月・三月の吹分け出灰吹銀・此上銀の納付状況を報告したものである。二月分は享保五年十二月・同六年正月の吹入高三宝銀一〇三〇貫目、此上銀三二九貫九〇九匁、四宝銀一万〇五七〇貫目、此上銀二一九貫二八五匁で、計上銀二四四九貫一九四匁とある。うち六六三貫七〇一匁〇六七は正月二十九日までの出来高で二月二日までに納め、残り一七八五貫四九二匁八三三となるが、このうち九七貫〇八〇匁余は正月二十九日に請取った三宝銀八〇貫目・四宝銀三六〇貫目の吹入れ分であるがまだ吹分けぬ分、七〇五貫目程は一番吹銀合鉛すなわち合吹きに着手した分、さらに二番吹・三番吹による出灰吹銀および銀座より戻った灰吹銀の此上銀であるとする。すなわち銀座納めの出灰吹銀のうちには一定の銀位以下で吹分所へ戻されたものもあつたのである。また九八三貫目余は三番吹以後の惣屑物よりの出灰吹銀を考えられるが仕廻わぬうちは明らかでない」と述べている。

この差引書によると、やはり三宝銀の出灰吹銀・此上銀は一〇〇貫目につき三二貫〇三〇目、四宝銀は同じく二〇貫〇五〇目として計上されている。それはまだ吹分けぬ銀についても、吹分け工程で予測もできない出灰吹銀についても定まっている。すなわち吹分け一式請負にあたり上銀積りで右の納入高を約したものと考えられる。

三月の報告は、正月・二月の吹入高は三宝銀九八〇貫目・此上銀三一三貫八九四匁、四宝銀一万二七二〇貫目・此上銀二五五〇貫三六〇目、計二八六四貫二五四貫〇二四匁七一四は二月晦日までの吹入出高で三月二日までに銀座へ納めた。残り一八一〇貫二二九匁二八六のうち八三五貫目余は一番吹銀合鉛すなわち合吹きにかかっている分、二・三番吹、また銀座よりの戻り灰吹銀の分で、九七五貫目程は三番吹以後惣屑物からの出灰吹銀を見積るとして仕廻わぬうちは委細不明としている。

四月十四日に大坂より三月分灰吹差引書が着いたので、古郡へこれを届けた。それによると、二月・三月中の吹入高は三宝銀五六〇貫目、此上銀一七九貫三六八匁、四宝銀一万二二二〇貫目、此上銀二四五〇貫一〇匁、計二六二九貫四七八匁である。うち一〇三七貫八四三匁八二七は三月二十九日までの吹分高で四月二日までに銀座へ納めた。残り一五九一貫六三四匁一七三のうち六三〇貫目余は一番吹銀合鉛・二番吹・三番吹および銀座より戻り灰吹銀の分とし、九五八貫目程は三番吹以後惣屑物よりの出を見積るとして委細は不明であるとする。

右の差引書はいずれも出灰吹銀・此上銀を、御定法規定量目すなわち三宝銀一〇〇貫目につき三二貫目、四宝銀同じく二〇貫目の正銀（上銀）より前者で三〇目、後者で五〇目増で計上してい

る。そして差引書にも示されるように、納分の残りが多く、吹屋として負方が増し勝ちである。

吹方灰吹有負について御用掛り役人よりも享保五年冬大坂で吟味をうけており、同六年四月十四日泉屋等五人連名で江戸にて次の願書を提出した。

有負の儀は屑物まで随分努めて吹立てるが大きく減らすことは困難であり、よって以下のように才覚いたしたい。四宝一〇〇〇貫目を吹屋より毎月銀座へ渡し、これを銀座より吹元として請取り出灰吹銀は銀座へ納める。そのうち九〇〇貫目分の出灰吹銀をもって新銀を吹立て次第に代銀（新銀二二五貫目）を吹屋が請取る。残り一〇〇貫目分の出灰吹銀は有負のうちへ毎月上納する。右代価の新銀を渡されるとき、四宝一〇〇〇貫目を銀座へ渡すから絶えず四宝一〇〇〇貫目宛銀座へ納めおくことになる。

右の願書に対して勘定奉行以下御用掛り役人の連印した張紙において、四宝一〇〇〇貫目を毎月銀座へ渡しおき改めをうけ、これを吹元として請取り出灰吹銀を銀座へ渡し、うち九〇〇貫目分の出灰吹銀をもって新銀吹立て次第に代価を新銀で請取り、一〇〇貫目分の出灰吹銀は有負の方へ上納し、この上納分吹方入用は請取らぬこと、以上の願意を承認して銀座へ申し渡すが、この上とも屑物等も精を入れ吹立て上納するよう心得ることを記している。

右の件は直ちに大坂へ早飛脚で報告された。四月末に泉屋は理右衛門と連名で御用掛りへ伺いの書付を届けている。それによると、大坂二十日出の書状で、四宝銀を二十二、三日から銀座へ納め、今月分として千二、三百貫目も渡す工面をするとあり、また泉屋が帰坂すれば月頭から二十日までに所定の四宝を吹分方より渡すよう処置したいとある。また吹雑用銀内へ五月中に三五〇貫目を銀座より渡すよう下知方を願ひ、六月から吹雑用内へ一〇〇貫目ずつ渡すように指示を望んでいる。一〇〇貫目は四宝銀八〇〇貫目ほどの吹賃ゆえ過分の請取高とはならぬと付言している。

五月朔日に泉屋・理右衛門は勘定所へ出頭して、勘定用向を仕廻うにつき出立したいことを届けたが、前日付の書付で、大坂より二十四日に四宝銀三〇〇貫目を銀座へ渡し大坂銀座勤番年寄の請取書を取りおいた旨の報告のあったことを、「初発之義」であるゆえ申し上げると記して提出した。なお、五月の日付で、吹分け出銅について次の願書を届けた。

当年正月から三月までの吹分出銅高は一万四九八四貫八九〇目、この斤九万三六五斤五六二五で、これまでどおり長崎廻り棹銅に吹立て代銀は定値段銅一〇〇斤につき九〇目の積り長崎支配方より吹屋が請取り上納すべき旨仰せつけられたが、銅代銀を大坂にて長崎支配方より渡され



次第に銀銅吹方雑用銀中へ請取りたく願うとある。<sup>9)</sup>

なお、享保七年六月の差引書があり、四月・五月の収入れの三宝七七〇貫目・四宝一万七七〇九貫目で、出灰吹銀の此上銀が計三七九五貫四二一匁となる。そのうち二一八五貫二九八匁三〇三が五月晦日までの出来高で六月二日に銀座へ上納し、残り一六一〇貫一八二匁六九一で、そのうち三一貫二七三匁は五月二十九日請取の三宝銀一〇貫目・四宝銀一四〇貫目の出の積りでまだ吹入れずそのまま存し、六九四貫目余は一番吹銀合鉛・二番吹・三番吹および銀座より戻り灰吹銀の出の分、八八四貫目ほどは三番吹以後惣屑物の出の積りとある。<sup>10)</sup>

享保七年暮に幕府より触れ出して金銀引替えは当年限りとし、来春よりはどの金銀もいっさい引替せず潰金銀の割合をもつて金銀座にて買取ると命じた。但し乾字金については享保十五年正月に残りも多く向後は潰金とせず通用する旨を触れ出した。享保七年十一月組頭等五人より御用掛りに答えて、銀引替えを止め吹元銀の交付がなくなつてから、二カ月ほどで二番吹・三番吹の吹分けも終わると述べている。そして二〇〇貫目余の有負灰吹銀分を上納するが、出不足六〇〇貫目余は先きに願つたように、出灰吹銀によつては上納不可能で、新銀をもつて釣替えの積りで弁納することを許されたく、下知あり次第に上納するとある。吹雑用銀にて有負灰吹銀のうちへ

済ますよう仰せられるが、吹雑用銀は作業にも支障を与えるので渡されることを願う。また吹分場の跡地は三カ年ほど吹屋方へ預けられたく、大坂吹分場は土地が広く畑跡にて銀銅気の泌み込むことも考えられ、少人数の働人を使役して土底四、五尺ほども掘り返し銀銅気の残らぬように調査採取したいと陳述している<sup>⑪</sup>。

翌十二月末江戸よりの御用掛り役人の触に、(一)金銀引替は当年限りにつき銀銅吹分けは当暮までに仕廻い、派遣の掛り役人兩人(古郡・鈴木)も仕廻い次第に帰府するよう指示、(二)出灰吹銀有負分は、長崎廻銅吹賃銀高二五〇貫九八〇匁余ありこれを納め、残りは鉸銅からの出灰吹銀・屑吹出灰吹銀にて返納するよう申しわたしたので、長崎廻銅吹賃は大坂御金蔵より渡さぬはず、(三)大坂吹分所跡は屑吹も行い二、三カ年地所を吹屋預りの願いは、支障がなければ認めるとある。享保八年正月付で五人より御用掛り役人へあてた覚に「寅十二月目録之表并納高」として次のごとく記している。

灰吹上銀六一六貫八三七匁五、この代りとして新銀六七八貫五二一匁二五をもって弁納することになるが、以下の差引勘定となる。四二八貫八六〇匁二は享保七年十二月までに吹分け雑用銀として請取る分の残高、二五〇貫九八〇匁七三四は長崎廻銅吹賃銀の請取るべき残銀、計六七九

第45表 吹入出灰吹銀・此上銀高（享保3年11月～7年12月）

吹入銀	此上銀	吹入100貫目につき	御定法量目	余り
貫目	貫 匁	貫 目	貫 目	貫 匁
三宝銀 127,850	40,950,355	32,030	40,912,000	38,355
四宝銀 320,560	64,272,280	20,050	64,112,000	160,280
計 448,410	105,222,635			198,635

出典)「享保七壬寅年 万記」20-2-9-6

貫八四〇匁九三四となり、新銀にての弁納分を差引き一貫三一九匁六八四は、このたび渡し下さるべき分である。

これによっても上銀は新銀すなわち慶長古銀と同価の一割入引替えであり、これが諸品の銀の規定銀位量目を示す銀であったことが明らかである。<sup>⑫</sup>

享保三年十一月から同七年十二月まで、すなわち銅吹屋請負中の吹分銀高と出灰吹銀の此上銀高を第45表のとおり記される。上銀高は吹入銀一〇〇貫目につき三宝銀三二貫〇三〇目、四宝銀二〇貫〇五〇目となり、請負責任高である。納入上銀積りで計一〇万五二二貫六三〇目となり、享保三年十一月から同八年正月晦日までに、一〇万四二九二貫目〇一五匁を銀座へ納めた。差引九三〇貫〇六二匁が不足高となるが、このうち三一三貫七八二匁五は四月以来四宝銀一〇〇貫目分の出灰吹を有負の方へ上納することとなり、十一月までに四宝銀一五六五貫目を、その分として調達して、不足高のうち弁納した銀高である。この分を除いて残り

第46表 吹入出銅高 (享保3年11月～7年12月)

吹入銀	出銅高	斤に直して	吹入銅100貫目につき
三宝銀 127,850 <small>貫目</small>	84,636,700 <small>貫目</small>	528,979.375 <small>斤</small>	66,200 <small>貫目</small>
四宝銀 320,560	252,280,720	1,576,754.5	78,700
計	336,917,420	2,105,733.872	

出典)「享保七壬寅年 万記」20-2-9-6

六一六貫八三七匁五となり、前述のごとく一割入の新銀による計算で納めることになったのである。

次に享保三年十一月から同七年十二月までの吹分け出銅高をみよう。

このほかに前述の償分四宝銀一五六五貫目の出銅一二二七貫七二〇目がある(第46表)。

さて銅吹屋がわの記録「享保元申年ノ丑年迄諸国銅山御割合御用銅之覚」によると、享保四、五、六年の御用銅にあてられた銀銅吹分け出銅高は次のとおりである。<sup>13)</sup>

享保四年 五万二千五百八十三斤一二五

五年 五万三千九百六十五斤

六年 四万九千四百八十二斤三一二五

享保四年の鉸銅代銀四六五貫〇〇五匁、一〇〇斤につき八五匁七一三余で大坂御金蔵より渡すとある。<sup>14)</sup>同五年の分は代銀四九〇貫八八七匁八八二で一〇〇斤につき八七匁余とあり、鉸銅は銅吹屋が棹銅に吹いて

長崎へ廻送するが、吹賃は一〇〇斤につき三匁三一五で吹減は三斤とある。鉸銅代銀は大坂御金蔵より銀座へ渡るわけであるが、享保七年四月に五年度の代銀はまだ御蔵より渡らぬとある。<sup>15)</sup>

享保六年九月に明年度の長崎御用割合銅も諸銅山へあてて触れ出されて、吹分所出銅は五五万斤ほどとされたが、十二月になって割合銅は中止された。割合銅代銀は大坂御金蔵や諸方の代官所等より支払われ、長崎より返納することになっていたが、返済が渋滞するのが中止の原因となったという。割合銅を停止し御料所銅山の出銅は長崎へ廻送し代銀は長崎にて支払われ、銅不足分は長崎奉行が吟味のうえ買上げて長崎にて渡すこととするという指令であった。吹分所の出銅も明年から出銅次第長崎へ廻送し値段は長崎役人と相対にて売渡すように取計い、値段が相対で調いがたいときは大坂表で売払うことも考えられるが、なるべくは長崎へ送り売るよう心がけよというのであった。<sup>16)</sup> 享保七年度の吹分け出鉸銅高は四八万五五三六斤六二五で、一〇〇斤につき値段九〇匁の積りで代銀四三六貫九八二匁二六一となる。うち一〇八貫三三八匁九六と九八貫八七三匁九は、七・八月分出銅代銀で八月と十一月に銀座へ納めたが、残り二二九貫七七〇匁一五五は銀座へ納めず、享保八年正月にはまだ吹分所へ留保されていたようである。出鉸銅は銅吹屋で棹銅に賃吹きされたが、「銀銅吹分出銅長崎廻被仰付棹銅ニ吹立指上候分」として四七万九七

○斤五二六二五と記されるから、一〇〇斤につき吹減三斤で、以前のもとの変化はない。<sup>17)</sup>

(四) 吹分銀の銀座納入

江戸・京・大坂の三吹分所においての吹分高覚として次のごとく記される。<sup>18)</sup>

江戸吹分 午(正徳四)九月から申(享保元)正月迄

三宝銀 三二〇〇貫目

四宝銀 一万七七〇〇貫目

京吹分 午十一月から戌(享保三)閏十月迄

宝字銀 二万〇九七二貫目

三宝銀 二万〇三二八貫目

四宝銀 四万七八九〇貫目

大坂吹分 戌十一月から寅(享保七)十二月迄

三宝銀 一二万七八五〇貫目

四宝銀 三二万〇五六〇貫目

計 五万八五〇〇貫目

内宝字銀 二万〇九七二貫目

三宝銀 一五万一三七八貫目

四宝銀 三万八六一五〇貫目

このほか四宝銀一五六五貫目があり、出不足を償うため吹屋が納め弁納した吹分けの分である。大坂吹分所の吹分けは三宝・四宝銀計四万八四一〇貫目で、規定量目の定法よりも三宝銀は一〇〇貫目について三〇目、四宝銀は同じく五〇目ずつ出増があり、上銀一九八貫六三五匁が出増となった。これは三宝銀定法が上銀三二貫目（一〇〇貫目について）、四宝銀は二〇貫目として差引した高であって、この出増灰吹銀分を銀座へ納めたとある。三宝銀の規定量目は一〇〇貫目について上銀（正銀ともいう）三二貫目であるが、三二貫〇三〇目とし納めるとする。大坂吹分所の吹分高三宝銀一二万七八五〇貫目に対し、上銀四万九五〇貫三五匁となるのである。また四宝銀の規定量目は一〇〇貫目について上銀二〇貫目であるが二〇貫〇五〇目とし納めるとする。三二万五六〇貫目に対し上銀六万四二七二貫二八〇目となる。これによると、三宝銀吹分けは一〇〇貫目につき上銀三二貫〇三〇目、四宝銀は同じく二〇貫〇五〇目を吹分け納付の定法とし、吹分

け出灰吹銀をこの上銀定法に相当する高を納める契約で請負ったのである。

さて大坂吹分けを請負うことになって、泉屋・丸銅屋が吹屋を代表して江戸の御用掛り役人に次のような内容の願書を提出した。<sup>19)</sup>

吹分け出灰吹銀の銀座渡しは、京都吹分所の御用始めのときから閏十月の終末まで、釣替え以上の銀位の灰吹銀は銀座がこれを請取り、釣替え以下の分は吹直して渡すようにした。しかるに今度の請負い以後は歩入三步以下の灰吹銀は吹直して納めるように江戸で指示され、十一月に吹分け一式を引請けてから三步入以下はすべて吹直して納めた。閏十月まで納めてきたごとく釣替えまでの灰吹銀は銀座請取り釣替え以下の分のみ吹直して納めるように致したく、多量の灰吹銀を毎度吹直しては吹方が渋滞する。十一月四宝銀六〇〇貫目を吹分けて、御定法の上銀高と差引勘定したところ灰吹銀八貫目不足したが、毎月かように不足するときは厩大な量の弁納になるので、吹屋の負担がさらに大きくなるとうのである。

銀位において前にも述べたように一割入を上銀と定め、それより劣るのを歩入と称し、また釣替えとよぶのもあり、それより劣るのを歩引といった。一割入とは一貫目を慶長銀一貫一〇〇目で買上げる灰吹銀をいって、正銀と称しその規定量目に規定量目の差銅を加えて、諸品の丁銀を



鑄造したのである。歩入は例えば一貫目を慶長銀一貫〇八〇目で買上げるを八歩入の位という。釣替えは同量の慶長銀で買上げるのをいい、歩引は例えば一貫目を慶長銀九九〇目で買上げる銀位である。江戸吹分所における初期の吹分け、正徳四年九月から十一月の吹分けで、三宝銀の出灰吹銀は上銀の九五%、四宝銀のそれは同じく九七%の価に相当するとしたが、前者は四歩五入、後者は六歩七の歩入となる。三歩入の灰吹銀といえ、上銀の九三・六余%の価にあたることになる。

丁銀・小玉銀鑄造の吹元銀は、元禄改鑄の以前では山出銀が主であり、改鑄の以後では引替銀よりの吹分け出灰吹銀が重要となる。幕領の銀山として佐渡・生野・石見があった。生野銀山において慶長銀との引替えは元禄十年までは一割入すなわち山出灰吹銀一貫目につき慶長銀一貫一〇〇目であった。この引替制の成立は天和三年（一六八一）以前であるが、この年に近い時代である。産銀の買上引替制の確立は佐渡の場合は近世初期に溯るが、石見銀山のそれは生野とほぼ同時期であったと推測される。寛文ごろには生野・石見ともに灰吹銀が通用しており、生野領の運上諸役のごときは、はるか後世まで灰吹銀をもってその額を表示された。生野灰吹銀は正徳六年から享保七年まで、あたかも宝字銀以下の銀銅吹分けが実施された時期に新銀（慶長古銀も同じ）に

対し釣替えであつたが、享保八年以後は一貫目につき八四匁一六を付して引替えることになり、八歩四一六入の銀位と称し、銀座より手本を与えてこの銀位より劣る分に対しては足し銀を要求したのである。一割入・歩入という銀位の表示は、正徳・享保ごろには既に行われており、例えば生野の灰吹銀は元禄年中に一割入の引替えであつたが、これを一割九分半入という銀位の表示法もあつた。これは生野灰吹銀一貫目に一九五匁の差銅で慶長銀を吹立てる意味で、一割入引替えによつて九分半の徳用となると記している。

元文銀の鑄造に係して以下の記録がある。吹元銀は鋳場まじで銀座人が立会つて銀見役が銀位を改め、一割入および九歩入・五歩入ほどまでは「其儘文字銀位ニ差銅致し通用銀ニ吹立」、四歩入より下品の銀位であれば上銀位すなわち一割入に吹抜き差銅して通用銀に吹立てる。そして八、九歩入の銀位でも銀の性合いが悪ければ上銀一割入に吹立てて吹元とするという。

文字銀鑄造の場合、一割入正銀一〇貫目に差銅一一貫七三九匁一三余をもつて文字銀二一貫七三九匁一三余となる。さて前文に五歩入ほどまではそのまま文字銀位に差銅して通用銀に吹立てるといふ意味は、例えば銀位九歩入灰吹銀であれば、一〇貫目において正銀九貫九〇九匁一〔100匁田+9匁田〕十11」を持ち、九〇匁九の含銅があるという積りで、差銅高を減じ一一貫五

四一匁五余とし、文字銀二一貫五四一匁五とするという。銀位八歩入灰吹銀であれば、正銀九貫八一匁一九の正銀に一八一匁八一の含銅があるという積りで差銅高を一一貫三四三匁八余とし文字銀二一貫三四三匁八となるという。<sup>20</sup> もっとも八、九歩入の銀位でも銀の性合いが悪ければ上銀に吹立てて吹元にするというのは、例えば八歩入で正銀の量目の余は含銅の積りで、文字銀鑄造に差銅高を計算して使用するとあるように、性合いが悪いとは含銅と積られるもの以外の雑分を多く含むものを意味するのであろう。

吹分所において吹分け出灰吹銀を銀座へ納めるとき、銀位の査定が問題となる。大坂吹分所の吹分けを請負うにあたって、享保三年十二月に泉屋より江戸の鈴木玄陸へあてた願書に鈎替え銀位までの納入を願ったが、その控書に「御役人様御在京之時ハ此ヶ条除ク」と付箋をした案文に次のごとく述べている。<sup>21</sup>

灰吹銀歩入につき、銀座年寄・銀見役に対しこれまでの格と相違のないように仰せつけられたいこと、歩入を査定するとき吹分所から元締・手代が立会い、これまでの格より劣るように見えたときは、銀見役と対談のうえ歩入の書付に印形をとり毎月の勘定帳に添えて江戸の役人へ届け、灰吹銀高上銀付の積りの請取証文は銀座月番年寄の印形をとりおくこと、などである。

第47表 京都吹分所吹分け勘定（正徳4年11・12月）

吹元銀	出灰吹銀	出銅	外吹減
宝永銀 700 <small>貫目</small>	363,019.9 <small>貫匁</small>	318,600 <small>貫目</small>	18,380.1 <small>貫匁</small>
三宝銀 150	49,138.9	96,140	4,721.1
四宝銀 800	169,153	610,960	19,887

注) 第14表を改編したもの。

灰吹銀高上銀付の積りとは、銀座納入の出灰吹銀の上銀への計算の高  
 であろう。なお、上銀は一割入の正銀のことで、新銀鑄造においても大  
 坂吹分所閉鎖にあたって、吹屋が上銀積りの納高不足分を新銀で弁納す  
 るとき釣替えを願ったにもかかわらず一割入をもって徴収されたことは  
 前述したところである。

吹分出灰吹銀の納入高、その上銀換算高と、諸品の銀の規定量目の正  
 銀高との増減差引の事例を見よう。

「午十一月十二月二ヶ月分銀銅吹分方御勘定月録」すなわち京都吹分  
 所においての当初の正徳四年十一・十二月の吹分けの勘定がある（第47  
 表）。

四宝銀・三宝銀は十一月中に宝永銀は十二月中に吹分けて、出灰吹銀  
 二一八貫二九一匁九は十一月中に、三六三貫〇一九匁九は十二月中に銀  
 座へ納めた。出銅は吹分役所に預り置いた。別に「午十一月十二月吹入  
 銀出灰吹銀高寄」の記録がある（第48表）。

吹分け出灰吹銀の納入した高を上銀高に換算し、御定法灰吹高（正銀高）すなわち諸品の銀の規定量目の正銀（一〇〇貫目につき宝永銀五〇貫目、三宝銀三三貫目、四宝銀二〇貫目）に対して差引して、余りまたは不足の量目を計出したのである。これによると四宝銀のみが出余りがある。

ところで右の吹分け勘定を含む「午十一月より戌六月迄吹入銀出灰吹銀高并上銀高」すなわち閏十月まで五カ月分を除いて、京都吹分所の惣吹分け銀の勘定は第49表のごとくである。<sup>②</sup>正徳五年正月以降の不足は酉（享保二）年の三宝銀吹分けにおいてのみ記され、他はすべて出余りがある。出灰吹銀の上銀換算は午十一、十二月月分では三宝銀のみ一貫目について四〇目を引くが他は五〇目を引き、一貫目を上銀九五〇目としている。すなわち平均四歩半入の灰吹銀と査定されたのである。そしてこの期間内に出灰吹銀余り高は上銀積りで九六貫八三三匁七〇九とある。

享保三年九月、銅吹屋が吹分け一式を請負うにあたって出灰吹銀五カ年の平均高納入を一条件としたが、五カ年平均の吹分銀一〇〇貫目について出灰吹銀の上銀積りを提出したことは前述した。それによると、宝永銀五〇貫二五〇目、三宝銀三三貫〇三〇目・四宝銀二〇貫〇五〇目としている。

前述したように、大坂吹分所の惣吹分けにおいて御定法より三宝銀は一〇〇貫目につき三〇〇目、

四宝銀は同じく五〇目の出増を納めたのはそれによるのである。しかし実際は出不足となり吹屋は多くを弁納しなければならなかった。京都吹分所の前述の吹分け当初より享保三年六月までの吹分け実績によると、出灰吹銀は上銀計算で差鉛垂り銀の見積分を差引いても一〇〇貫目につき三宝銀三二貫〇四九匁八六五余、四宝銀二〇貫〇八五匁二五九余と、それぞれ三〇目・五〇目増より多い。大坂吹分所との相違については、しばしば吹屋が差鉛の問題、細工人の巧・不巧などをあげて説明している。

享保三年七月吹屋組頭等が銀銅吹分け一式引請けることになり、十月通用銀四宝銀で五〇〇貫

(正徳4年11・12月)

差引出の余・不足	
341.372	不足
679.881	不足
1,171.044	余

(正徳4年11月～享保3年6月)

御定法灰吹高	差引出の余・不足
10,286	55,432.369 余
5,148.16	8,022.072 余
7,830.	33,379.268 余

目拝借したが手持なしとしてその節の割合で新銀二五〇貫目を渡された。拝借銀は大坂吹分所の普請入用や貸付けてその歩銀にて吹分所の経営にあてられた。享保七年十二月には組頭より拝借銀四宝銀五〇〇貫目の貸付について、当時の取立て残り分として一二件、貸付人二人、計三三六貫九一八匁を大坂町奉行所へ届けている。

第48表 京都吹分所吹分け出灰吹銀・此上銀高・定法正銀高

吹元銀	出灰吹銀	此上銀	100貫目に つき上銀	御定法 灰吹高
宝永銀 700 <small>貫目</small>	363, 019. 9 <small>貫 匁</small>	349, 618. 628 <small>貫 匁</small>	49, 951. 232余 <small>貫 匁</small>	350 <small>貫目</small>
三宝銀 150	49, 138. 9	47, 320. 119	31, 546. 746	48
四宝銀 800	169, 153	161, 171. 044	20, 146. 38 余	160

注) 第34表を改編したもの。

第49表 京都吹分所吹分け出灰吹銀・此上銀高・定法正銀高

吹元銀	出灰吹銀	此上銀	100貫目に つき上銀
宝永銀 20, 572 <small>貫目</small>	10, 853, 328. 1 <small>貫 匁</small>	10, 341, 432. 369 <small>貫 匁</small>	50, 269. 455余 <small>貫 匁</small>
三宝銀 16, 088	5, 433, 585. 6	5, 156, 082. 672	32, 049. 865余
四宝銀 39, 150	8, 277, 863	7, 863, 379. 268	20, 085. 259余

注) 第34表を改編したもの。

享保八年六月組頭と熊野屋彦太夫の連名で御用掛り役人あて、四〇割の積り、すなわち四宝銀五〇〇貫目の拝借に対して新銀一二五貫目の返済上納を願った。享保三年十月の拝借の同年十一月から新銀が通用銀となり通用割合が改つたのである。そして享保七年暮に吹分け用済となり四宝銀二〇割の積りの新銀による返上納を命ぜられた。右の願書で次のごとく述べている。<sup>23</sup>

拝借時は二〇割の節で翌閏十月二十八日に新銀が通用銀となり四〇割と改められた。十月・閏十月中の拝借銀貸付は新銀で渡したとしても四宝銀通用ゆえ証文などにもそれで表記し、新銀一貫目を渡して通用銀二貫目の証文とする。そして十一月以後の返済のとき二貫目の証文は

新銀五〇〇目をもってし、貸付銀も銀高が半減することになる。吹分け雑用も京都吹分け五カ年入用の平均をもって指示され、吹分銀一〇〇貫目につき四宝銀二貫四三四匁の積りで請負うたところ、十一月から新銀四〇割の積り六〇八匁五を支給され（四〇割では入用に不足）、上申するところがあったが聞き届けられず四〇割の積り勘定をもって上申した。拝借銀を二〇割にて返上納しでは半減分を補償することになるので、現在の割合四〇割の返上納を願うというのである。

さらに享保九年八月組頭四人（大坂屋永次郎幼少にて代人）と熊野屋連名で吟味役古郡孫太夫にあてて四〇割の積りすなわち新銀一二五貫目の返上納を願い、勘定奉行駒木根肥後守（昌方）や吟味役神谷武右衛門・細田孫二郎・古郡の立会いのもとに願意は聞き届けられた。そして同年十月に新銀六〇貫目、六五貫目両度に大坂御金蔵に納めた。<sup>④</sup>

享保八年二月在江戸の大塚屋甚右衛門からの早便によると、吹屋の前借銀二〇〇貫目の返済として鉛一〇貫目につき新銀六〇目替の積りで三万三三〇〇貫目余の買上方を御用掛り役人に願ったという。これは吹分け入用として大坂吹分所で買入れ置いた鉛である。八月に鉛一万六六六貫七〇〇目を一〇〇貫目につき六〇目替で納め、翌年六月末に組頭四人（大坂屋永次郎は代人）と熊野屋の連名で吟味役古郡孫太夫あて願書を江戸へ送り、借銀残り一〇〇貫目の返納について鉛一〇



貫目の五〇目替の積りで買上方を願ひ、翌十年十二月までに鉛二万貫目を分納して皆済した。右は江戸までの運賃を含んだ値段で、鉛は浅草御蔵に納め、御添奉行藤井喜右衛門他一人の請取証文を受けた。<sup>25)</sup>

大坂吹分所の吹分け終了後に、その跡地はすでに京都吹分所跡地の手入れの先例もあり、吹屋に預けられたらしく、その掘入処置のあと享保十一年八月に大塚屋甚右衛門の手より農民へ引渡された。地方役人田中仁右衛門・成瀬勘右衛門、ほか同心二人と大坂代官久下藤十郎の手代がこれに立会っている。<sup>26)</sup>

註

- ① 「吹屋仲間銀銅吹分御用留」架蔵番号一九一―一四
- ② ①に同じ
- ③ 「戌九月江戸下り 江戸日記」二五―六―八
- ④ ①に同じ
- ⑤ 『統南区史』四一―六頁
- ⑥ 「吹分留」二〇―二―九―二―一
- ⑦ 「廿四月より 江戸連状留」一九―二―七
- ⑧ 「寅年 吹分所公用帳写 万記」二〇―二―九―二―二
- ⑨ 「享保七年寅三月 吹分方公用留帳」一九―三―二四
- ⑩ ⑧に同じ
- ⑪ 「享保七壬寅年 万記」二〇―二―九―一六
- ⑫ ⑧に同じ
- ⑬ 「古来々銅方覚帳」一九―一―三
- ⑭ 「庚丑享保六年正月 銅会所公用帳」二六―五―九<sup>(辛)</sup>
- ⑮ 「子年(享保五) 諸国御割合銅高并代銀吹賃諸入用勘定

帳」一九―三―二

⑩ ⑦に同じ

⑪ ⑪に同じ

⑫ ⑧に同じ

⑬ 「享保三年戊十一月 江戸内状之留」二六―三―二九

⑭ 「吹塵録」貨幣之部五

⑮ ⑬に同じ

⑲ 「午十一月より戌六月迄吹入銀出灰吹銀高寄井上銀高

戌八月五ヶ年勘定下帳」二六―三―二三―四

⑳ 「銀銅吹分御用拝借銀返済方ニ付願書」二〇―三―五

一四

㉑ ⑧に同じ

㉒ 「江戸吹分所書状綴」二〇―三―五一―一

㉓ ⑧に同じ

# 付 録

正徳・享保の銀銅吹分け関係資料

## 解題

- 一 吹分場合床南蛮床灰吹床今度新規ニ仕立候入用之覚
- 二 吹分所御用初諸道具御買上品々代銀御勘定帳

江戸吹分所の資料として、「江戸銀銅吹分御勘定牒留」(架蔵番号二五―六一二)のうちから、「午九月分吹入三宝銀三百貫目四宝銀千百貫目吹雑用御勘定帳」(正徳四年十月)の一部である「吹分場合床南蛮床灰吹床今度新規ニ仕立候入用之覚」と、同じく「吹分所御用初諸道具御買上品々代銀御勘定帳」(正徳四年十一月)を掲出した。前者は、合床・南蛮床・灰吹床を新規に拵える材料・費用などの分かる資料である。後者は、とくに吹床で使用する諸道具の種類・数量・値段などが具体的に分かる資料である。

三 午十一月分吹入三宝四宝銀九百五拾貫目吹雑用御勘定帳

四 建増南蛮床六挺灰吹床六挺都合拾式挺之床前拵入用銀之覚

京都吹分所の資料として、「午ノ十一月分御勘定帳扣」(架蔵番号二六―一一二)のうち「午十一月

分吹入三宝四宝銀九百五拾貫目吹雜用御勘定帳」(正徳四年十一月)と、「北屋鋪建増吹床拾式挺之入用帳」(架蔵番号二六一―二、標題とする表記をはじめ勘定帳五点を収める)のうち冒頭の「北屋鋪建増吹床拾式挺之入用帳」の一部である。「建増南蛮床六挺灰吹床六挺都合拾式挺之床前拵入用銀之覚」(正徳四年十二月)を掲出した。前者は、合床・南蛮床・灰吹床の稼働のための、設備・道具・職人の諸費用をあげ、項目ごとおよび総額を江戸と比較している。後者は南蛮床・灰吹床を拵える材料・賃銀を書き上げたもので、同種の江戸の資料である資料一と比較すると、両地の差異が知られる。

## 五 存寄書

大坂吹分所の資料として、「吹屋仲間銀銅吹分御用留」(架蔵番号一九一―四)のうちから、銅吹屋組頭四人連名の「存寄書」(享保三年九月)を掲出した。この資料は本文で詳細にとりあげており(九三〜九六頁)、大坂吹分所の運営の基本方針を示すものである。

一 吹分場合床南蛮床灰吹床今度新規ニ仕立候入用之覺

吹分場合床・南蛮床・灰吹床今度新規ニ仕立候入用之覺

一金拾壹兩貳步

土貳千三百貫目代

但拾貫匁ニ付三匁ツ、

是ハ合床・南蛮床新規ニ床しつらひ候入用如此

一金拾四兩三步

下炭貳百九拾五表代

但金壹兩ニ付廿表替

是ハすはいニはたき、合床・南蛮床新規ニ床しつらひ候入用

一金三步ト銀四匁九分八り

灰三石代

但壹石ニ付拾六匁六分六りツ、

是ハ灰吹床拾貳挺新規ニ拵候入用

一金三兩三步ト銀拾四匁六分

下炭百拾五表代

金壹兩ニ付廿八表余

是ハ今度南蛮床・灰吹床地面しめり申ニ付、床焼入用如此

四口合金三拾兩三步・銀拾九匁五分八厘

二 吹分所御用初諸道具御買上品々代銀御勘定帳

表紙之書様 正徳四年

吹分所御用初諸道具御買上品々代銀御勘定帳

午十一月

泉屋吉左衛門

一 銀貳百貳拾八匁貳分

灰吹床之下へ敷申候

古鍋拾四

一 銀百貳拾目

灰焼床へ敷申候  
同六ツ

一 銀百六拾八匁

ゆり鉢拾ヲ

一 銀七拾七匁六分

屑すくひ申候  
鉄粉救五挺

一 銀六百貳拾目八分

屑はたき申候  
から臼八挺杵共

一 銀百拾六匁四分

藏ニ而遣ひ申候  
鉄けんのふ式挺

一 銀五拾壹匁七分

藏ニ而遣申候  
鉄はさみ五挺

一 銀三拾八匁八分

右同断  
鉛切三ツ

一 銀百三匁四分

右同断  
掛皿四ツ

- 一 銀六拾四匁六分 右同断
- 一 銀百五拾目 右同断
- 一 銀五拾五匁六分 右同断
- 一 銀六拾七匁九分 大千木杓挺
- 一 銀貳拾六匁 中千木式挺
- 一 銀拾五匁 小千木式挺
- 一 銀拾四匁貳分 皿秤壹枚
- 一 銀五百八拾貳匁 秤式挺
- 一 銀七拾七匁六分 天秤三挺 針口
- 一 銀三拾八匁八分 針口式挺
- 一 銀七拾五匁 五百目分銅式ッ
- 一 銀百貳拾三匁 灰吹箱五ッ
- 一 銀四百目 銀箱拾ヲ
- 一 銀六拾五匁 灰吹裏打申時并掛申時入用
- 一 銀六拾五匁 鋪草四枚
- 一 銀六拾五匁 十路盤五挺



一 銀三拾八匁八分	硯箱拾ヲ
一 銀六拾九匁九分	帳式拾壹冊 <small>西之内下紙 千八百枚</small>
一 銀百貳拾九匁	帳筆筒壹ツ
一 銀六拾四匁五分	長持老棹
一 銀七拾七匁六分	錠三ツ
一 銀貳拾五匁五分	銀箱之錠拾ヲ
一 銀貳百三拾貳匁八分	苧持籠拾ヲ并棒共
一 銀貳拾五匁	より棒拾本
一 銀三拾五匁五分	大鳶口五本
一 銀百貳拾九匁	丸焼燈拾ヲ
一 銀九拾七匁	箱灯燈五ツ
一 銀七拾七匁六分	門番炬燈壹ツ
一 銀百五拾五匁貳分	水溜桶貳ツ
一 銀五拾目	番手桶貳拾

一 銀百六拾貳匁

張手桶五拾

一 銀百拾六匁四分

燭台三本

一 銀貳拾五匁六分

手燭貳本

一 銀百四拾八匁七分

炷燈拾ヲ内木炷燈五ツ  
鉄炷燈五ツ

一 銀百拾六匁四分

火鉢三ツ

一 銀七匁八分

火箸三膳

一 銀四百六拾五匁六分

鍋釜拾ヲ

一 銀貳百五拾九匁

椀折敷五拾人前

一 銀拾九匁四分

皿五拾枚

一 銀三百八拾八匁

細工人椀折敷百人前

一 銀貳拾五匁五分

同皿百

一 銀百三匁六分

になひ桶五荷

一 銀六百四拾六匁

日ノ丸御船印式拾本

惣合銀六貫九百七拾壹匁

〔付箋〕

付録 正徳・享保の銀銅吹分け関係資料

付録 正徳・享保の銀銅吹分け関係資料

六

〔付箋〕  
御中借銀売払候処、金壹兩ニ付七拾七匁六分壹厘之平均直段ニ而御勘定仕組申候

右之通吹分所入用之諸道具、当八月大積り之書附ヲ以申上候通品々相調申候代銀如斯御座候、以上

正徳四年午十一月

泉屋吉左衛門印

三 午十一月分吹入三宝四宝銀九百五拾貫目吹雜用御勘定帳

正徳四年

午十一月分吹入三宝四宝銀九百五拾貫目吹雜用御勘定帳

午十一月

京都  
吹分所

吹入銀三篇吹惣屑吹迄雜用之覺

一炭八百三拾八俵

但壹俵ニ付平均直段五匁八分宛

此代銀四貫八百六拾匁四分

〔付箋〕

〔付箋〕江戸吹方炭代金兩替七十五匁直し、百貫目ニ付五百九十四匁四分八り五

毛、京都吹方炭代銀百貫目ニ付五百十一匁六分弍り一毛、指引残り百貫

目ニ付八十弍匁八分六り四匁 京安シ

此訳

炭弍百五拾六俵

是は合床四挺ニ而十一月朔日同廿六日迄、細工日数廿三日、床

数七拾七挺之遣炭如此、床一挺ニ付一日三俵三分余ニ当ル

炭三百弍拾四俵

是は南蛮床拾壹挺ニ而十一月朔日同廿六日迄、細工日数廿三日、

床数弍百卅八丁之遣炭如此、床壹丁ニ付一日壹俵三分六匁ニ当ル

炭弍百五拾八俵

是は灰吹床拾弍挺ニ而十一月朔日同廿六日迄、細工日数廿三日、

床数弍百卅六挺之遣炭如此、床一丁ニ付一日壹俵令九三弍ニ当ル

ノ

一土千弍百四拾五貫八百目

但土百貫目ニ付弍拾匁ツ、

此代銀弍百四拾九匁壹分六り

〔付箋〕江戸吹方土代金兩替七十五匁直し、百貫匁ニ付九十弍匁四り、京都吹方

付録 正徳・享保の銀銅吹分け関係資料

土代銀廿六匁式分式り七毛、指引残り六十五匁八分老リン 京安シ

此訳

土四百六拾貳貫目ハ

是は合床四挺ニ而十一月朔日同廿六日迄、細工日数廿三日、床数七拾七挺之遣土如此、床一丁ニ付一日土六貫匁宛ニ当ル

同五百九拾五貫目ハ

是は南蛮床拾老挺ニ而十一月朔日同廿六日迄、細工日数廿三日、床数貳百卅八挺之遣土如此、床老丁ニ付一日土貳貫五百目宛ニ当ル

土百八拾八貫八百目ハ

是は灰吹床拾貳挺ニ而十一月朔日同廿六日迄、細工日数廿三日、床数貳百卅六挺之羽口・土道具入用土、床老丁ニ付一日八百目宛ニ当ル

一 砂拾石 但老石ニ付拾貳匁宛

此代銀百貳拾目

〔付箋〕 江戸吹方砂代金兩替七十五匁直シ六拾九匁七分六り六毛、京都吹方砂代

〔付箋〕

銀拾貳匁六分三釐、指引残テ五十七匁壹分三釐六毛 京安シ

此訳

四石六斗貳升

是は合床四挺ニ而十一月朔日ヲ同廿六日迄、細工日数廿三日、床

数七十七挺之遣砂如此、一日壹挺ニ付六升宛ニ当ル

四石七斗六升

是は南蛮床拾壹挺ニ而十一月朔日ヲ同廿六日迄、細工日数廿三日、

床数貳百卅八挺之遣砂如此、一日壹丁ニ付貳升宛

六斗余

是は灰吹床拾貳丁ニ而右同断廿三日、床数貳百卅六丁之土道具交

用

ノ

一摺糠九俵

但壹俵ニ付三匁七分宛

此代銀三拾三匁三分

〔付箋〕江戸吹方すりぬか代金兩替七十五匁直し、百貫匁ニ付六分貳釐、京都吹

方すりぬか代銀百匁匁ニ付貳匁九分三釐、指引残テ貳匁三分一釐 京都

高シ

是は合床四挺・南蛮床拾壹挺・灰吹床拾貳挺ニ遣申土道具・羽口拵候交用、畢竟すざ之心持ニテ御座候、江戸ハ土悪敷候故、銅吹候留と申焼土を粉ニはたき候て交用ニ致候、尤すりぬかも少々入申候、京都ニ而はすりぬか計交申候

一 すばいはたき炭百三拾七俵 但壹俵ニ付四匁宛

〔付箋〕

此代銀五百四拾八匁

〔付箋〕江戸吹方すはい代金兩替七十五匁ニ直し、百貫目ニ付百十九匁四分五り

五毛、京都吹方すばい代銀百匁ニ付五十四匁八分、指引残テ六十四匁

六分五り五毛 京安シ

└

右之炭を粉ニはたき、合床四挺・南蛮床拾壹挺毎日拵候入用如此

但毎日入用之すばい、右之炭ニ而ハ遣ひ足り不申候、然共屑ヲ出候炭はたき交候而遣ひ申候ニ付如此

一 吹子貳拾七挺 合吹子四挺

〔付箋〕

南蛮吹子拾壹挺

灰吹鞆拾貳挺

此痛代百三拾三匁五分八厘

〔付箋〕江戸吹方吹子代金兩替七十五匁ニ直し、百匁ニ付拾九匁四分壹り五毛、

京都吹方吹子代銀十四匁六厘壹毛、指引残テ五匁三分五厘四毛 京安シ

是は吹子損シ、風廻り悪敷成候ニ付、仕直し候入用如此

一 灰式拾三石六斗 但壹石ニ付式拾九匁

此代銀六百八拾四匁四分

〔付箋〕江戸吹方灰代金兩替七十五匁直し、百匁目ニ付四十七匁四分六厘九毛、

京都吹方灰代銀百匁目ニ付七十式匁四厘壹毛、指引残テ廿四匁五分七厘

シ三毛 京高シ

是は灰吹床拾式丁ニて一日式吹宛仕、壹吹ニ五升宛之積り、細工日数廿三日、床数式百卅

六丁之入用如此

一 鉸木式百拾本 但壹本ニ付三分宛

此代銀六拾三匁

〔付箋〕江戸吹方鉸木代金兩替七十五匁直し、百匁目ニ付八匁七分五厘、京都吹

〔付箋〕

〔付箋〕



方鉸木代銀百 $\beta$ 匁ニ付六匁六分三リ、指引残テ式匁壹分式リ 京安シ  
是は南蛮床拾壹挺ニ而細工日数廿三日、床数式百卅八挺之入用、床前拾丁ニ付八本八分余  
ニ当ル

一 鐵道具 損賃

此痛代五百六拾八匁式分

<sup>(付箋)</sup>江戸吹方鐵道具代金兩替七十五匁直し、百 $\beta$ 匁ニ付百五十九匁壹分八リ、

京都吹方鐵道具代銀百 $\beta$ 匁ニ付五十九匁八分壹リ、指引残テ九十九匁三

分七リ 京安シ

此訳

式百式匁七分ハ 合床七拾七挺之道具財代

式百六拾式匁九分ハ 南蛮床式百卅八丁右同断

百式匁六分ハ 灰吹床式百卅六挺右同断

是は十一月朔日同廿六日迄細工日数廿三日、吹入銀高九百五拾 $\beta$ 匁ニテ割候時ハ、三篇

吹迄致シ、百貫目ニ付五拾九匁八分壹リシニ当ル

一 狸皮六拾六枚 但老枚ニ付七匁宛、吹子廿七挺ニ遣申候

此代銀四百六拾貳匁

〔付箋〕 江戸吹方狸皮代金兩替七十五匁直シ、百匁匁ニ付六十六匁貳分四毛、京

都吹方狸皮代銀百匁匁ニ付四十八匁六分三厘壹毛、指引残り十七匁五分

七厘三毛 京安シ

是は合床吹数七拾七丁前、南蛮床貳百卅八挺前、灰吹床貳百卅六挺前、都合五百五拾壹挺

ニ割付候時ハ、吹子一挺ニ付八分三厘八毛四ニ当ル

但狸皮之義ハ十一月最初之義故、吹子ニ遣申分勘定ニ相立申候、尤来月ハ痛代減申積り

御座候

右代銀を十一月吹入銀九百五拾貫匁ニ割候時は、百貫匁ニ付四拾八匁六分三厘ニ当ル

一 銀百四拾目 品々損シ賃

〔付箋〕 江戸吹方品々痛代金兩替七十五匁ニ直シ、百貫目ニ付十三匁七分八厘

五毛、京都吹方品々痛代銀百貫目ニ付十四匁七分三厘六毛、指引残り九

匁四り九毛 京安シ

是は飯切桶・とき土桶・柄杓、銅鉛掛ケ候風袋、すいのふ、銀銅入候箱、銅鉛包候縄蕨、右品々痛賃如此

但右之銀を十一月吹入銀高九百五拾貫目ニ割候時ハ、百貫目ニ付拾四匁七分三り六毛余ニ当ル

一 銀老貫九百卅六匁

細工人賃銀

〔付箋〕江戸吹方細工人賃金兩替七十五匁ニ直シ、百匁匁ニ付式百六拾匁八分九

り、京都吹方細工人賃銀百貫目ニ付式百三匁七分八り九毛、差引残テ五

十七匁老分 京安シ

此訳

但十一月朔日ヨ同廿六日迄細工日数廿三分、人数四百八十四人、一日老人ニ付銀四匁宛、是を十一月分吹入銀高九百五拾貫目ニ右細工人數割付候時ハ、百匁匁ニ付五拾老人程ニ当ル

一 銀八百八拾目五分

鞆差賃銀

〔付箋〕

〔付箋〕

〔付箋〕  
江戸吹方吹子差賃金兩替七十五匁ニ直し、百貫匁ニ付百七匁七リ五毛、  
京都吹方吹子指賃銀百貫目ニ付九十式匁六分八リ四毛、指引残テ十四匁  
三分九リ老毛 京安シ

此記

但十一月朔日同廿六日迄細工日数廿三日、吹子差人数五百八拾七人、一日老人ニ付  
賃銀老匁五分宛、是を十一月分吹入銀高九百五拾貫目ニ右細工人数割付候時ハ、百貫  
匁ニ付六拾老人七分八程ニ当ル

一銀四百卅六匁五分

手伝賃銀

〔付箋〕

〔付箋〕  
江戸吹方手伝賃金兩替七十五匁ニ直、百匁匁ニ付六拾匁五分三リ五毛、  
京都吹方手伝賃銀百匁匁ニ付四十五匁九分四リ七毛、指引残テ拾四匁五  
分八リ八毛 京安シ

此記

但十一月朔日同廿六日迄手伝日数廿三日、手伝人数貳百九十一人、一日老人ニ付賃  
銀老匁五分ツ、是を十一月吹入銀高九百五拾貫目ニ右手伝人数割付候時ハ、百貫匁

ニ付三拾人六歩三ニ当ル

一 銀三貫九拾六匁

細工人  
吹子指飯代  
手伝

〔付箋〕  
江戸吹方飯代金両替七十五匁ニ直し、百貫目ニ付四百廿匁、京都吹方飯

代金百匁匁ニ付三百廿五匁八分九リ、差引残テ九十四匁八分九リ 京都

安シ

此訳

九百六拾八匁ハ

細工人四百三十四人飯代、一日一人ニ付貳匁宛

老貫百七拾四匁ハ

吹子差五百八十七人飯代、一日一人ニ付貳匁宛

五百八拾貳匁ハ

手伝貳百九拾老人飯代、一日一人ニ付貳匁宛

三百七拾貳匁ハ

細工人・吹子差・手伝都合六十貳人分、休日日数三日之人数百八

十六人之飯代右同断

ノ

是は十一月分吹入銀屑吹迄致候人足ニ而御座候、廿六日ニ細工人・吹子差・手伝之内、宝

(付箋)

之字銀吹方ニ掛り候人数ハ差除キ、来ル十二月之御勘定ニ相立申積り、右之人数者九百五拾貫匁吹方ニ掛り候分之飯代如此

惣合銀拾四貫貳百拾壹匁四厘

右者十一月分吹入銀九百五拾貫目之吹雜用相違無御座候、以上

午十一月

丸銅屋治郎兵衛

〔付箋〕江戸吹雜用金高三百八拾兩貳步・銀百廿六匁三分壹リン

是を金七拾五匁ニ直し

此代銀廿八匁五百卅七匁五分

又百廿六匁三分壹リン 金貳兩 銀六匁三分一リン

此直違三十一匁五分七厘

ノ百五十七匁八分八厘 但半銀直違

合廿八貫六百九十五匁三分八厘

此銀を九月分千四百匁吹入銀ニ割付候時ハ、

百匁ニ付貳匁四十九匁六分七厘

京都雜用銀高拾四匁貳百拾壹匁四り

此銀を十一月分吹入銀九百五拾匁匁ニ割付候時ハ

百匁匁ニ付壹匁四百九十五匁八分九り余

江戸・京都百貫目吹方入用

差引致シ五百五十三匁七分七り貳毛 京都安シ

┌

#### 四 建増南蛮床六挺灰吹床六挺都合拾貳挺之床前拵入用銀之覺

建増南蛮床六挺・灰吹床六挺、都合拾貳挺之床前拵入用銀之覺

灰吹床下江敷申候用  
一古鍋

六ツ

代銀百八匁

灰吹床六挺之韃ニ入候用  
一銅羽口

六本

此貫目四貫三百目

但壹貫目ニ付拾三匁八分ニ当ル

代銀五拾九匁貳分四厘

〔付箋〕十一月仕上ケ帳面ニ見合、老<sub>レ</sub>匁ニ付七<sub>リ</sub>安し

一土

六百八拾貫目

但南蛮床六挺之床拵候入用、土拾貫目ニ付貳匁宛

代銀百三拾六匁

〔付箋〕十一月仕上帳面ニ見合、同直段

一砂

八斗

但南蛮床六挺・灰吹床六挺土道具拵候交用、老石ニ付拾貳匁宛

代銀九匁六分

〔付箋〕十一月仕上ケ帳面ニ見合、同直段

一藁  
紺屋灰

老石五斗

但灰吹床六挺拵候用、一石ニ付貳拾九匁宛

代銀四拾三匁五分

〔付箋〕十一月仕上帳面ニ見合、同直段

付録 正徳・享保の銀銅吹分け関係資料

〔付箋〕

〔付箋〕

〔付箋〕



一下炭

八拾俵

但す灰ニはたき南蛮床拵候入用、老俵ニ付三匁五分宛

代銀貳百八拾目

一右新床拵候ニ付入用之人数

百貳拾七人

賃銀・飯代共五百五拾貳匁

内

百七拾貳匁

細工人四拾三人之賃銀、一日一人ニ付四匁宛

百貳拾六匁

吹子指・手伝八拾四人賃銀、一日老人ニ付老匁五分宛

〔付箋〕

貳百五拾四匁

右人数百貳拾七人之飯代、一日一人ニ付貳匁宛

〔付箋〕此三口十一月仕上帳面見合、同直段

七口合銀老貫百八拾八匁四分四厘

右之通相違無御座候、以上

〔付箋〕

午十二月

大塚屋吉右衛門

〔付箋〕最前新床拵候時之御勘定帳ニハ、此炭之外床前燒候入用之炭御座候へと

も、此節いまた吹掛り不申候ニ付、帳面ニ無御座候、重而吹掛り候節付  
出し可申候御事

## 五 存寄書

銀銅吹分請負之儀ニ付  
奉願候儀申上候

### 存寄書

泉屋吉左衛門

丸銅屋治郎兵衛

大坂屋甚之丞

大塚屋甚右衛門

銀銅吹分之義、去ル<sup>(正徳四年)</sup>午年<sup>6</sup>以来五ヶ年平均を以、私共江引請ニ被仰付、於大坂向後壺ヶ月壺  
万貫目程吹分候様ニ仕候得と再応被仰渡、奉畏御請仕候、依之申上候覚

付録 正徳・享保の銀銅吹分け関係資料

一 上銀出方之儀、五ヶ年平均を以請負候様ニ被仰渡、奉承知候、先達而も申上候通、吹方遣ひ鉛ニ少宛銀氣有之候故、是迄吹分候上銀平均之内江、右鉛方出候銀氣相籠り有之候、此以後吹高老ケ月老万貫目ほとも御吹せ被成時者、銀氣相籠り有之鉛計ニ而は不足仕候故、御手間ニ罷成候、依之向後吹方之儀、銀氣無之鉛も相交、吹方ニ遣ひ申積ニ御座候ニ付、五ヶ年上銀平均之内ニ而鉛方出候銀氣を指引仕、別紙書付指上申候、此通ニ御請可仕候、上銀出方之儀者、先老ケ年限ニ御立置被下度候、各別増減御座候節ハ御断可申上候間、其節御聞届被遊可被下候

一 灰吹歩入之義、是迄之通ニ相違無之様ニ、銀座年寄并銀見役江被仰付可被下候、御役人様方御立会不被成候時者、歩入見込も可有御座かと奉存候、万一步入劣り候様にも相見江候ハ、幾度も銀見役と対談仕候上、歩入書付ニ銀見役之印形を取、毎月御勘定帳ニ相添、江戸御役人様方迄差上候様ニ仕度候、且又私共義、是迄之格ニ而支配仕候時者、先達而も申上候通、銀座人と対談之儀、又者末々迄下知相届かたく差支候儀も可有御座哉と奉存候、向後私共四人之義者銀座年寄格ニ被仰付被下度奉存候

一 右御用私共引請ニ被仰付候上者、吹分方一件之儀、乍恐御当地江直ニ私とも四人方相同、御用相達候様ニ被成可被下候、且又私共銅吹場にてハ銅と取交、吹分難仕御座候ニ付、場所を見立、

拙者共四人自分入用を以吹場取立申積りニ御座候、然者右場所之儀ニ付、差間御座候時者、大坂御奉行所江御断可申上候、其節御訴申上候儀、手間無之様ニ大坂御奉行所江被為仰進置被下度候并吹場近所出火之節者、御用之灯挑を出シ、私共不残欠付、相防可申候、御大切之御銀預り罷在候場所ニ御座候得者、私共御案内申上候上ニ而、火消御人数御入込被下候様ニ、大坂江被仰進置被下度候

一右吹場取建候入用并普請料之儀、急御用ニ而御座候故、乍恐私共四人自分入用を以無滞取建、御用相達可申候、依之御銀五百貫目、御用中拝借被仰付可被下候、此御銀を歩廻シニ仕、其歩銀を以連々ニ償候様ニ仕度候、勿論吹場年々修覆等之儀、是又右之歩銀ニ而相賄候様ニ可仕候、尤於御当地銀子ニ而御渡シ被下度奉存候

但右御銀、於大坂歩廻シニ貸シ付申候、万一相滞義御座候時者、大坂御奉行所江訴可申候、其節御威光を以乍恐御上納銀同事ニ御取立被下候様ニ、大坂御奉行所江被仰進置可被下候一吹元銀請取方之儀、拙者共四人之内月番相定置、此月番之判形ニ而大坂銀座御役所ニ請取申度候、銀座ニ右請取候御銀、私共方ニ而掛目相改候節ハ、銀座ニ役人立会、改候様ニ仕度候

一灰吹銀渡シ方之儀、大坂銀座御役所江只今まで京都ニ而相納候通歩入等対談仕、毎日ニ而も相

渡候様ニ可仕候、右吹元銀・灰吹銀渡方共大坂ニ而被仰付候上ハ、銀座年寄并銀見役共大坂江罷下、相勤可被申と奉存候、然者大坂在役之銀座年寄印形ニ而、右灰吹銀之請取證文取置可申候

一 老ヶ年御勘定帳是迄之通十二月ハ十一月を限り勘定仕上ケ、私共之内老人宛毎年江戸江持参仕上納可仕候、尤別帳老通相認差上ケ、御奥印頂戴仕度候

一 銀座ハ取置候灰吹銀請取證文と、拙者共ハ銀座江相渡シ置候吹元銀請取證文と引替之儀者、年中御勘定帳相納候節御引替被下候様仕度候

一 御用最初ハ御買上ニ罷成候品々并合床銅煙卷銅網、委細別帳ニ書付、差上ケ可申候、此分私共江被下置候様ニ仕度候

一 御勘定帳有負鉛之儀、先達而御買上直段を以私共江買請可申候

一 於大坂吹場取立出来候迄者、京都只今之吹所ニ而吹分可申候、急ニ増吹被仰付候ハ、先達而申上候通、只今迄之京都吹所ニ而老ヶ月銀高凡三千貫目、此外当分私共四人銅吹場ニ而老ヶ月凡三千貫目、都合六千貫目程右吹場出来迄者吹分可申積ニ奉存候、尤大坂吹場出来候ハ、老ヶ月銀高老万貫目程吹分、随分御用相滞無之様ニ相勤可申候

一 御銀吹雜用・吹減・鉛代として、銀三百貫目宛先操ニ御前渡シ被成可被下候、此銀を以鉛・炭・諸色相調并細工人賃銀前渡シ仕、手間無之様ニ仕度候、尤此御銀年中御勘定仕上ケ候節ハ過不足差引仕、有負無之様可仕候

但前ケ条ニ申上候御拝借銀五百貫目者、右之外ニ而御座候

右之通当分存寄如斯御座候、引請支配仕候上ニ而差聞候義并存寄も御座候ハ、追々可奉窺候、以上

戊九月

泉屋吉左衛門印

丸銅屋治郎兵衛印

京都罷有候ニ付無印

大坂屋甚之丞

大坂ニ罷有候ニ付無印

大塚屋甚右衛門

## 後記

正徳・享保の貨幣改鑄については世に知られるところであるが、この改鑄は江戸時代における唯一つの貨幣の品位改良であって、銅吹屋の特技が活かされた。正徳四年（一七一四）五月から元禄以来の所謂悪貨の改鑄が始まるが、それには旧貨幣を吹分ける必要から幕命によって住友をはじめ三軒の大吹屋と丸銅屋が組頭となり、大坂の銅吹屋全体で享保八年（一七三三）正月までの約一〇年間この重要且つ困難な業務を担当した。住友にはこの間の貴重な関係史料が多く残されており、本輯ではこれによって江戸吹分所・京都吹分所・大坂吹分所の開設と吹分け業務の推移を詳述し精細に検討を加えて、元禄銀など六品の銀につきその実態とその通用などに関連する当時の諸問題を解明した。本論は当館館長小葉田淳博士（京都大学名誉教授）の執筆になるものである。なお本文の校訂と付録資料の選定については当館主席研究員今井典子が担当した。

平成四年八月

平成四年九月十六日発行

606 京都市左京区鹿ヶ谷下宮ノ前町一番地の二  
編纂発行 住友史料館

601 京都市南区唐橋門脇町二八  
印刷 河北印刷株式会社